

---

---

第7期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度

---

---

茅ヶ崎市

# 第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 目次

第1章 計画策定の考え方	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 第7期計画の位置づけと計画期間	2
1-3 第7期計画の基本理念	3
1-4 第7期計画策定の経過	4
第2章 高齢者及び介護者の状況	6
2-1 高齢者の状況	6
2-2 介護者の状況	23
2-3 事業者の状況	25
第3章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像	27
3-1 茅ヶ崎市の高齢者の将来像	27
3-2 平成37年（2025年）を見据えた社会の動き	30
第4章 基本方針の設定と施策の体系	32
4-1 第6期計画の評価	32
4-2 第7期計画の基本方針及び施策の体系	51
第5章 介護保険制度の改正に伴う本市の対応について	54
第6章 基本方針ごとの施策	58
6-1 基本方針1 高齢者の多様な生きがいがづくりの支援	58
6-2 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実	65
6-3 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	72
6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり	81
6-5 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	92
6-6 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	97
第7章 進行管理	114
7-1 計画の推進体制	114
7-2 計画の進行管理	115

○文中及び各表・グラフ等の割合は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。そのため、合計と内訳の計、差し引きなどが一致しない場合（内訳の合計が100%にならない等）があります。

また、金額を千円単位で表示している場合においても、同様です。

○アンケート結果についてのグラフの中に表記されている「n」（number of caseの略）は、当該設問の回答者数を表しています。

○本文中には、アンケート結果だけでなく、各種統計データも使用しています。その中で、茅ヶ崎市と国や県とを比較する場合には、同じ定義・同じ基準日のデータをそろえる観点から、住民基本台帳だけでなく、国勢調査や総務省人口推計等も使用しています。

# 第1章 計画策定の考え方

## 1-1 計画策定の趣旨

日本の高齢者人口は、国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口（平成29年推計）によれば、高齢化率は27年の26.6%で4人に1人を上回る状況から、37年に30.0%とちょうど3割に達し、48年に33.3%で3人に1人と見込まれています（いずれも、出生中位（死亡中位）推計）。

本市では、総人口が緩やかに増加すると同時に、高齢者人口も年々増加しており、住民基本台帳による高齢化率は28年10月1日現在で25.3%（61,147人）となっています。総人口に占める75歳以上の割合である後期高齢化率は11.9%で、総人口に占める65～74歳人口の割合である前期高齢化率よりも、今後は大きく上昇し続けることが見込まれます。また、要支援・要介護者数も増加しており、28年9月末日現在の要支援・要介護者数（第1号被保険者）は8,759人、認定率（65歳以上の高齢者に占める要介護・要支援認定者の割合）は14.3%となっています。

このような状況のもと、本市では第6期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（計画期間は27年度から29年度まで。以下、「第6期計画」と表記します）では、「超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。」という基本理念の下に、医療・介護・予防・住まい・生活支援などのサービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

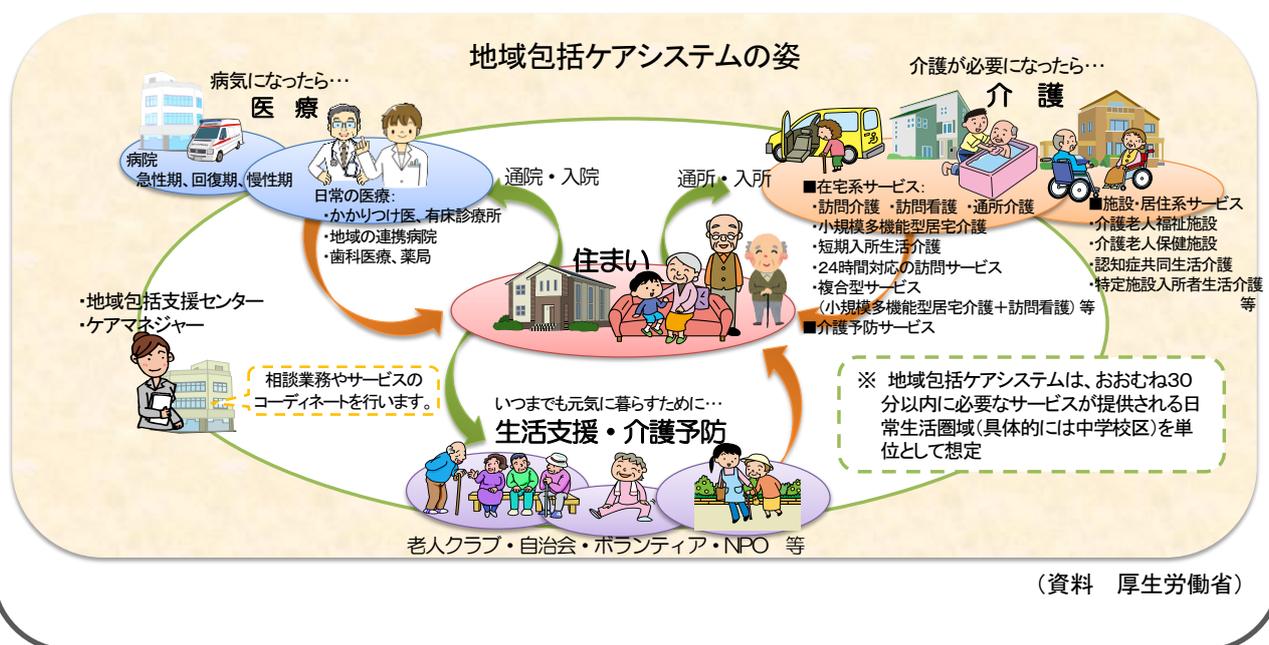
本計画では、第6期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を整理し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる37年を見据えた第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下、「第7期計画」と表記します）を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。

## 地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指します。

この地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

図1 地域包括ケアシステムの姿



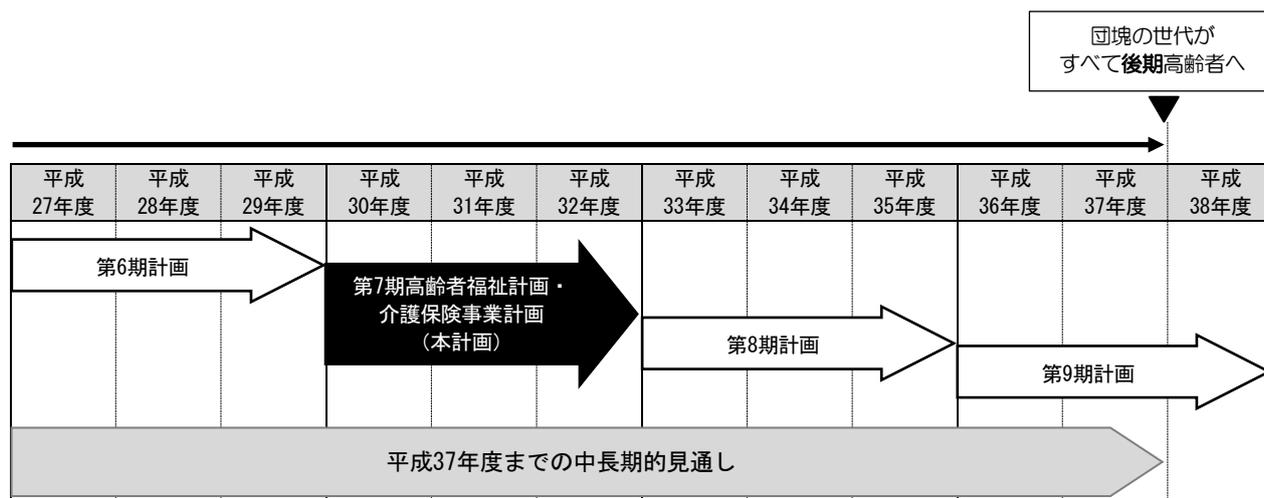
## 1-2 第7期計画の位置づけと計画期間

本計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定し、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携しています。

また、本計画は、平成23年度から32年度までを計画期間とした「茅ヶ崎市総合計画」における高齢者保健福祉に関連する分野の部門別計画として位置付け、社会福祉法（第107条）に基づく「第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」（愛称 みんながつながるちがさきの地域福祉プラン）（27年度～32年度）との整合を図ります。

第7期計画は、30年度から32年度までの3か年を計画期間とします。

図2 計画期間



第7期計画では、第9期計画期間中にあたる37年度の茅ヶ崎市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」について、より深化・推進します。

### 1-3 第7期計画の基本理念

本計画では「地域包括ケアシステム」の構築を第6期計画に引き続き進めていくことを目指すため、基本理念については、第6期計画を踏襲するものとします。

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

## 1-4 第7期計画策定の経過

### (1) 調査の実施と回収状況

平成30～32年度を計画期間とする第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定するに当たって、高齢者とその家族及び事業者の意見や要望等を把握するために「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査」を実施しました。

調査の回収状況は次のとおりです。

調査種別 〔対象〕	調査対象数	有効回答数	有効回答率
① 一般高齢者個別調査 〔満65歳以上の市民の方（要支援・要介護認定者を除く）〕	4,500人	3,431人	76.2%
② 要支援・要介護認定者個別調査（在宅） 〔要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方〕	3,000人	1,782人	59.4%
③ 要支援・要介護認定者個別調査（施設） 〔要支援・要介護の認定を受け、施設サービス等を利用している方〕	500人	295人	59.0%
④ 介護サービス事業者調査 〔市民に介護サービスを提供している事業所〕	275事業所	193事業所	70.2%

### (2) 推進委員会及び連絡調整会議での議論の経過

本計画を策定するために、茅ヶ崎市の介護保険の被保険者、市の区域内の公共的団体等の代表者、高齢福祉に関する活動を行う団体の代表者、市の区域内の介護サービス事業者、学識経験を有する者の14名で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」及び茅ヶ崎市の関係部課長19人で構成する「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」において審議を行いました。平成28年3月28日、推進委員会に対し計画策定について諮問し、●月●日、推進委員会より「第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）」の答申がありました。

### (3)

策定中に実施したプロセス（例 パブリックコメント等）を、将来的には追記していく予定です。

(4)

(5)

## 第2章 高齢者及び介護者の状況

### 2-1 高齢者の状況

#### (1) 人口及び人口構造の変化

##### ①茅ヶ崎市の人口の推移

国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の茅ヶ崎市の総人口は239,348人で、5年前の22年と比較して、全国では減少に転じているのに対し、市では1.8%の増加となっています。7年以降の推移をみると、人口の増加は続いています。5年ごとの増加率は低下傾向にあります。

表1 茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移

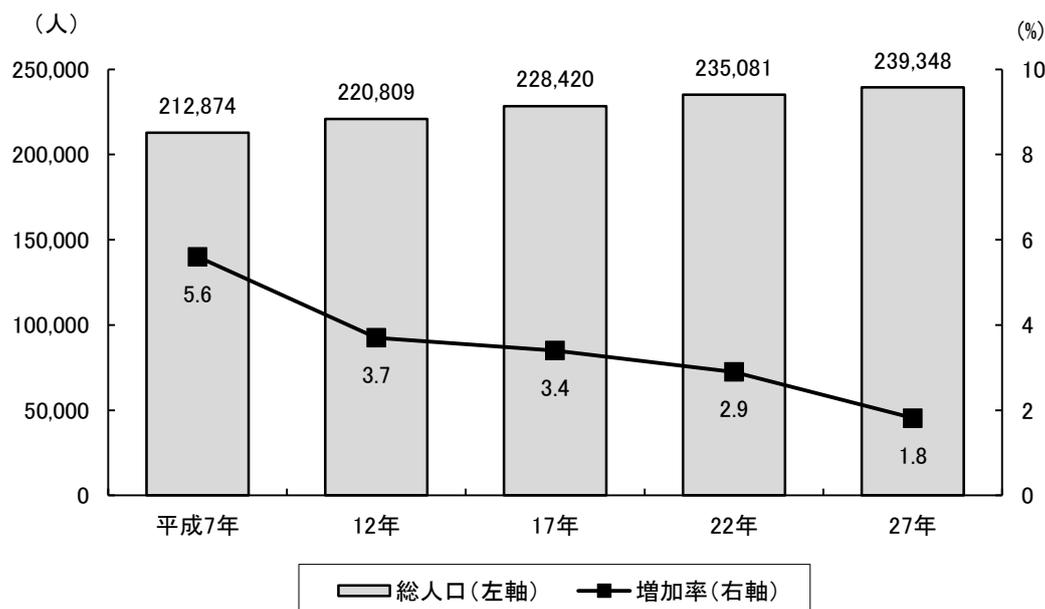
(単位：人、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
茅ヶ崎市	総人口(人)	212,874	220,809	228,420	235,081	239,348
	増加率(%)	5.6	3.7	3.4	2.9	1.8
神奈川県	総人口(人)	8,245,900	8,489,974	8,791,597	9,048,331	9,126,214
	増加率(%)	3.3	3.0	3.6	2.9	0.9
全国	総人口(人)	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745
	増加率(%)	1.6	1.1	0.7	0.2	-0.8

※総人口には年齢不詳を含みます。

(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図3 茅ヶ崎市の総人口と増加率の推移



(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

## ②茅ヶ崎市の人口構造

住民基本台帳に基づく平成28年10月1日現在の総人口は241,863人です。21年から28年までの年齢3区分人口の推移をみると、生産年齢人口は減少が続き、高齢者人口が増加し続けています。

また、前期高齢者数と後期高齢者数の差が、21年は8,208人でしたが、28年は3,445人まで縮まっています。

表2 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の推移

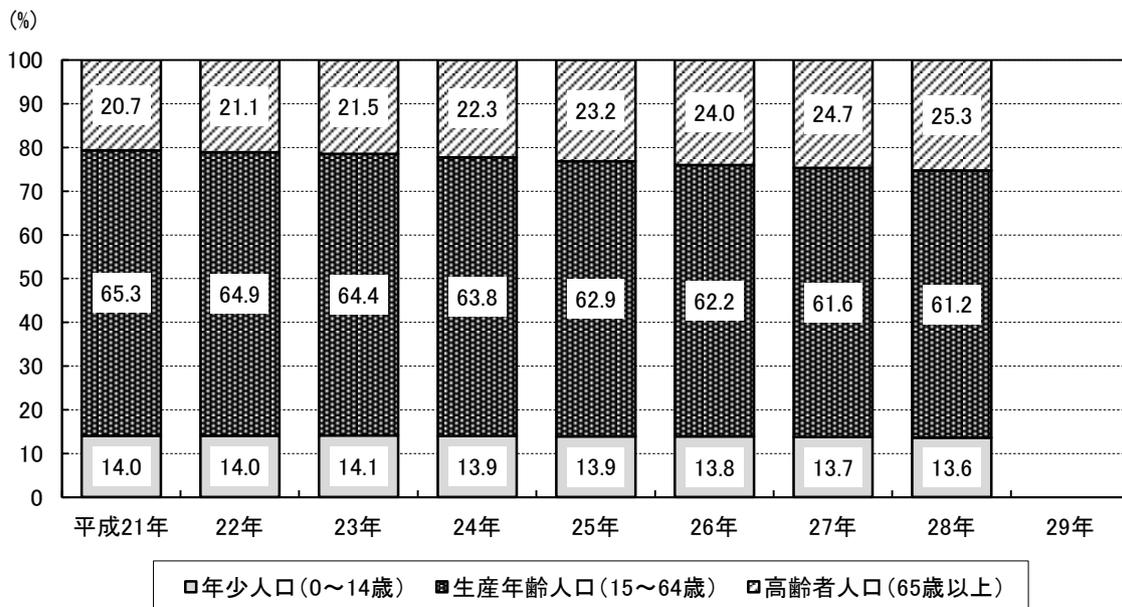
(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
年少人口	33,029	33,059	33,293	33,265	33,293	33,237	33,056	32,784	
生産年齢人口	153,483	153,164	152,495	152,136	150,747	149,331	148,472	147,932	
高齢者人口	48,582	49,817	50,827	53,094	55,448	57,695	59,601	61,147	
前期高齢者 (65～74歳)	28,395	28,433	28,140	29,209	30,516	31,725	32,283	32,296	
後期高齢者 (75歳～)	20,187	21,384	22,687	23,885	24,932	25,970	27,318	28,851	
総人口	235,094	236,040	236,615	238,495	239,488	240,263	241,129	241,863	

(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

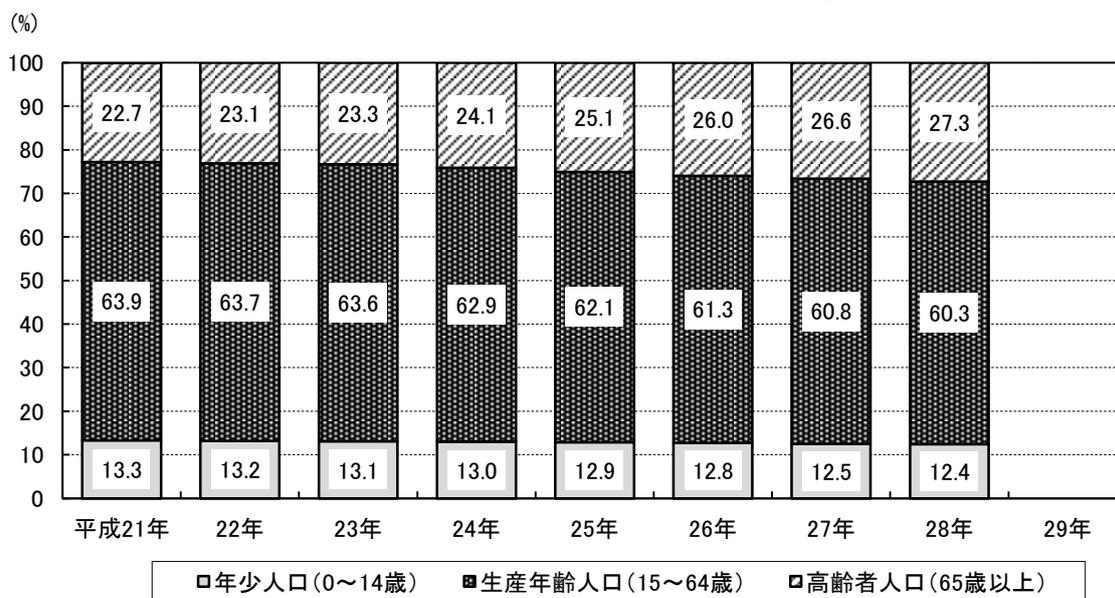
これらを構成比としてみると、年少人口の割合は平成24年以降わずかに低下していますが、おおむね横ばいで推移しています。生産年齢人口は21年の65.3%から28年の61.2%へと低下し、高齢者人口の割合は21年の20.7%から28年の25.3%へと上昇しています。

図4 茅ヶ崎市の年齢3区分人口の構成比の推移



(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

図5 全国の年齢3区分人口の構成比の推移



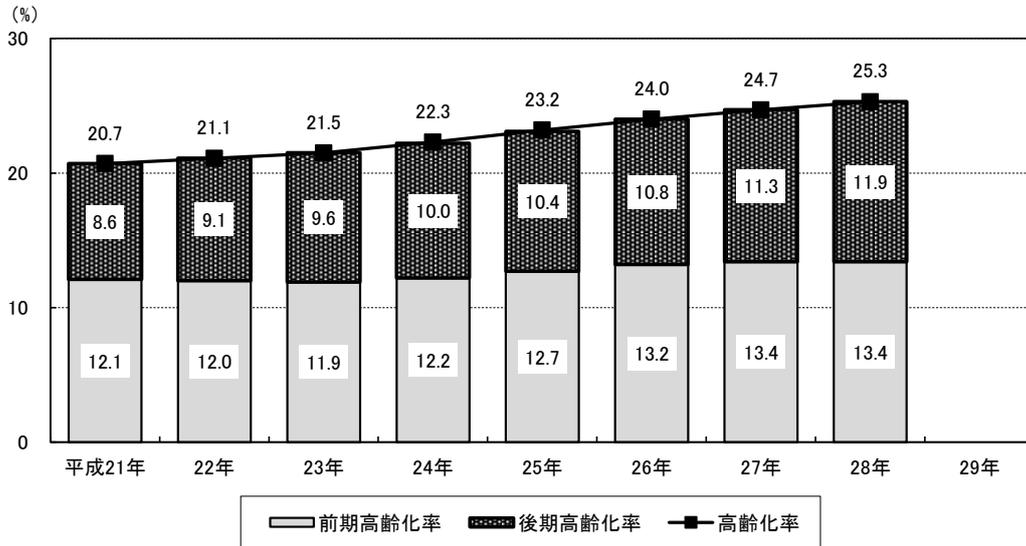
(資料 総務省 人口推計 各年10月1日現在)

### ③高齢化率

表2の年齢3区分人口のうち、高齢者人口を抜き出し、高齢化率とともに前期高齢化率、後期高齢化率の推移を図示すると、下図のようになります。

前期高齢化率は平成24年から25年、25年から26年にかけて、それぞれ0.5ポイント上昇していますが、後期高齢化率は21年以降、毎年0.5ポイント前後上昇し続けており、前期高齢化率に近づいています。

図6 茅ヶ崎市の高齢化率

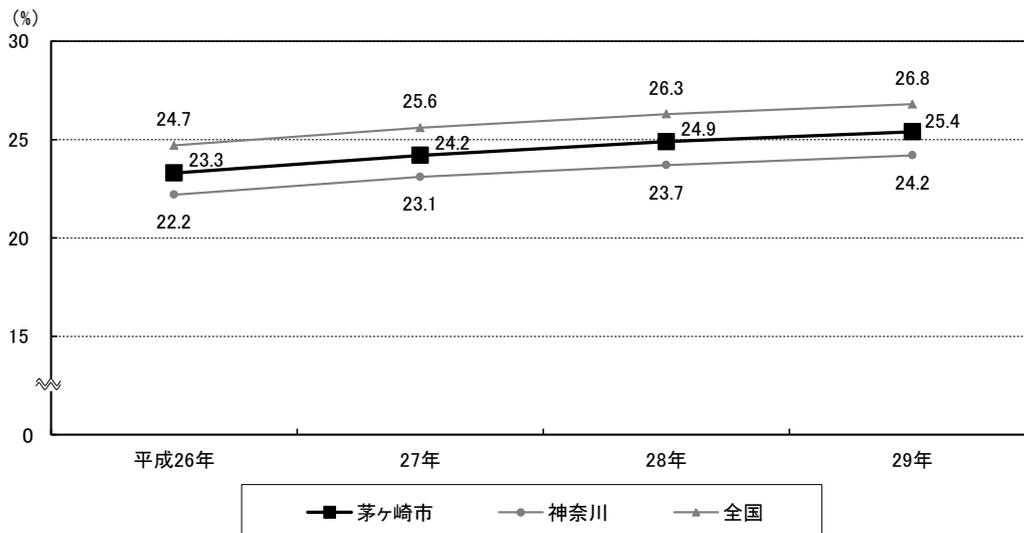


(資料 住民基本台帳 各年10月1日現在)

高齢者人口と高齢化率を茅ヶ崎市、神奈川県、全国で比較すると、平成29年1月1日現在の茅ヶ崎市の高齢化率が25.4%であるのに対して、神奈川県では24.2%、全国では26.8%となっています。

茅ヶ崎市の高齢化率は、神奈川県に比べて高く、全国に比べて低くなっています。

図7 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の高齢化率の比較



(資料 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 各年1月1日現在)

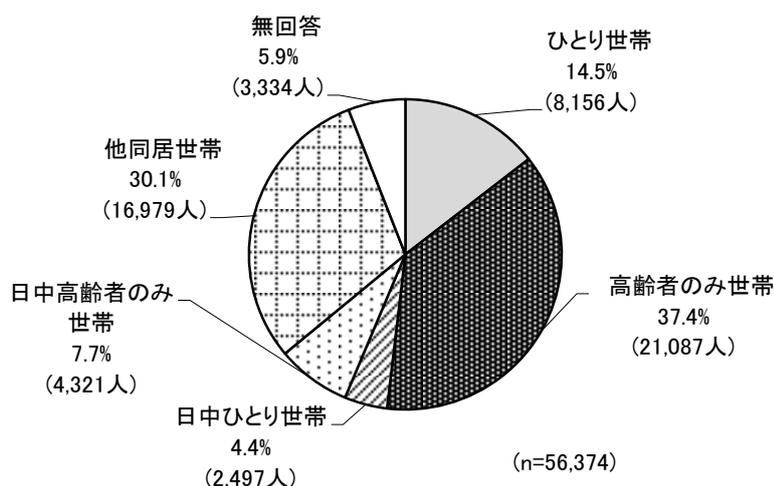
※茅ヶ崎市、神奈川県、全国の比較ができ、また過去との比較のできる数値として、ここでは上記の資料を参照しています。

## (2) 世帯構成

平成27年度に実施した「在宅高齢者実態調査」から、高齢者の世帯の状況をみると、「高齢者のみ世帯」が全体の37.4%で最も高く、次いで「他同居世帯」が30.1%となっています。

「ひとり世帯」は14.5%で、「日中高齢者のみ世帯」が7.7%、「日中ひとり世帯」が4.4%となっています。

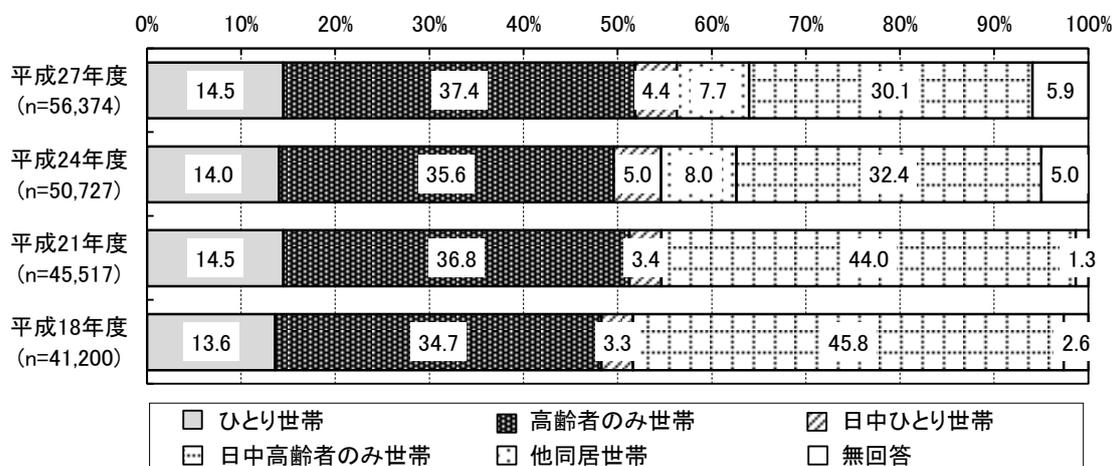
図8 高齢者世帯の状況



世帯類型	定義
ひとり世帯	生計と居住が独立しているひとり暮らしの65歳以上の高齢者の世帯
高齢者のみ世帯	生計と居住が独立している65歳以上の高齢者のみの2人以上の世帯
日中ひとり世帯	65歳未満の若年者の家族等と65歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間は通常、高齢者が1人になってしまう世帯
日中高齢者のみ世帯	65歳未満の若年者の家族等と65歳以上の高齢者が2人以上同居している世帯で、家族が仕事等で、昼間は通常、高齢者だけになってしまう世帯
他同居世帯	65歳未満の若年者の家族等と65歳以上の高齢者が同居している世帯で、昼間も通常、高齢者が1人にならない世帯

(資料 高齢福祉介護課 平成27年度在宅高齢者実態調査)

図9 高齢者世帯の推移



※平成18年度、及び21年度の調査では、「日中高齢者のみ世帯」は「他同居世帯」に含まれています。

(資料 高齢福祉介護課 平成27年度在宅高齢者実態調査)

### (3) 地区別人口・高齢化の状況

平成28年10月1日現在の市内居住地区別の高齢化の状況は、すべての地区で2割以上となり、小出地区（36.0%）が最も高く、次いで湘北地区（29.8%）、湘南地区（28.0%）となっています。

なお、23年の状況と比較すると、すべての地区で高齢化率が上昇しています。

表3 地区別にみた人口、及び高齢化の状況

（単位：人、%）

地区名	総数 (平成28年)	高齢者人口 (平成28年)	高齢化率		
			平成28年	平成26年	平成23年
茅ヶ崎	24,640	6,190	25.1	24.0	21.9
茅ヶ崎南					
海岸	27,136	6,529	24.1	23.4	21.6
南湖	9,716	2,593	26.7	25.3	23.0
湘南	15,248	4,269	28.0	27.1	24.3
鶴嶺東	33,045	7,304	22.1	20.4	18.4
鶴嶺西	16,445	4,053	24.6	21.9	17.9
松林	26,173	6,593	25.2	23.7	19.5
小和田	13,427	2,681	20.0	19.4	17.0
松浪	25,167	5,905	23.5	22.7	21.1
浜須賀	14,329	3,497	24.4	23.5	20.7
湘北	26,355	7,866	29.8	28.3	27.2
小出	10,182	3,667	36.0	34.0	28.8
全市	241,863	61,147	25.3	24.0	21.5

（資料 住民基本台帳 各年10月1日現在）

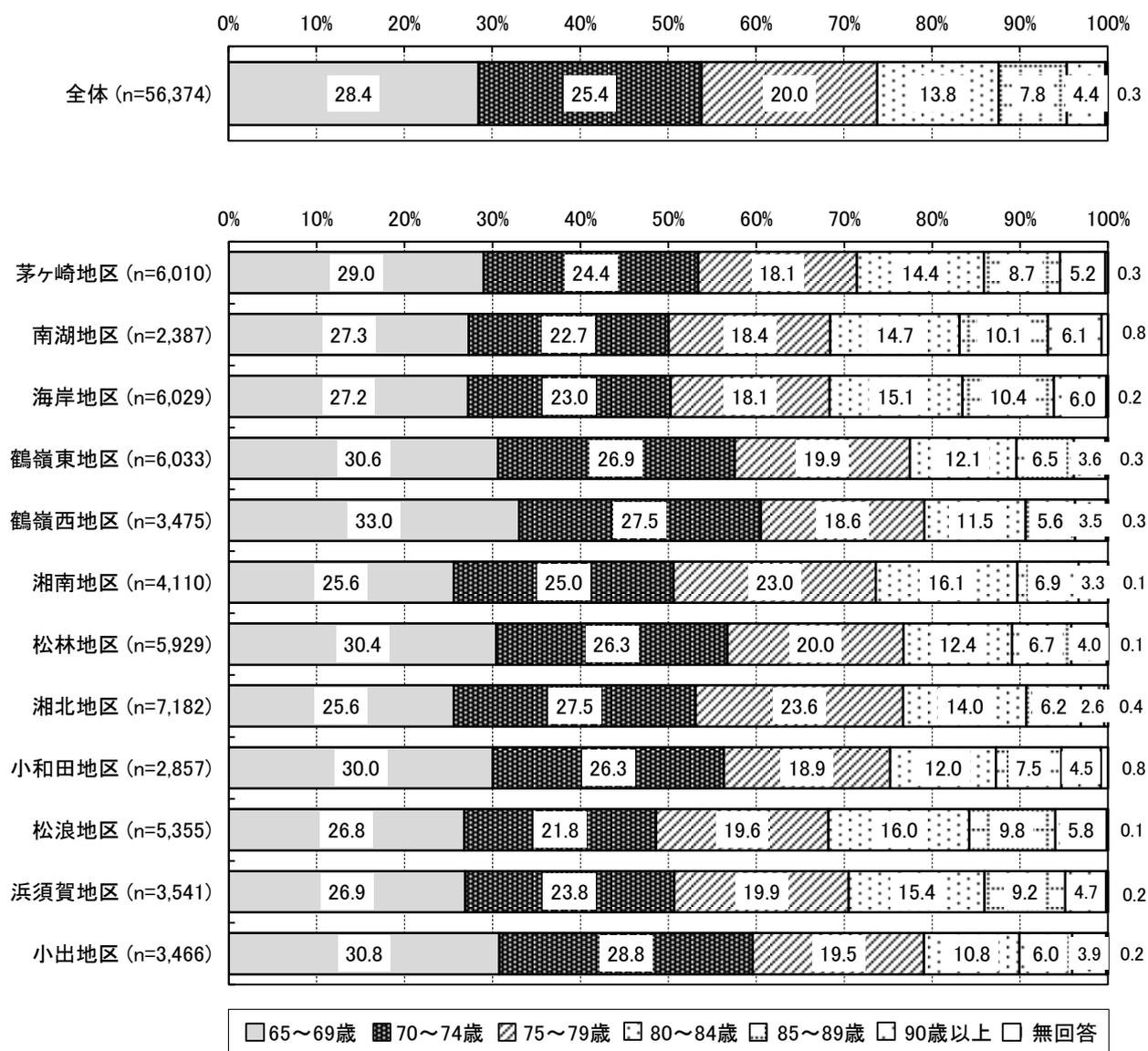
※平成29年4月1日に市内の区域が再編成され、茅ヶ崎南地区が追加となりました。なお、茅ヶ崎南地区は、茅ヶ崎地区及び海岸地区の一部から編成されました。

29年10月1日の各地区の人口が公表された後に、平成28年の欄を、平成29年に差し替え予定です。

高齢者の年齢区分（5歳階級）ごとの構成比を、平成27年度に実施した在宅高齢者実態調査から居住地区別にみると、図10のとおりとなります。

松浪地区を除いた地区では、前期高齢者が5割以上となっていますが、松浪地区は後期高齢者が51.3%と高くなっています。

図10 居住地区別高齢者年齢区分



(資料 高齢福祉介護課 平成27年度在宅高齢者実態調査)

## (4) 健康及び要介護等認定者の状況

### ①高齢者の健康状態

高齢者が自身の健康状態をどのように感じているかという主観的健康感について、平成28年度の一般高齢者個別調査の結果をみると、「よい」が27.9%、「まあよい」が20.1%で、これらを合わせた《よい》は48.0%となっています。「ふつう」が37.2%で最も高くなっており、「あまりよくない」(11.6%)と「よくない」(1.4%)を合わせた《よくない》は13.0%です。

健康状態を保つために実践していることとしては、「食事、栄養に注意する」が67.5%で最も高くなっています。次いで「規則正しい生活を心がける」が59.8%、「睡眠、休養を十分にとる」が59.1%、「意識的に運動をする」が53.9%などとなっています。「特に実践していることはない」が7.8%で、健康状態を保つために多くの方が何らかの取り組みを行っており、健康への関心が高いことが伺えます。

図11 一般高齢者の主観的健康感

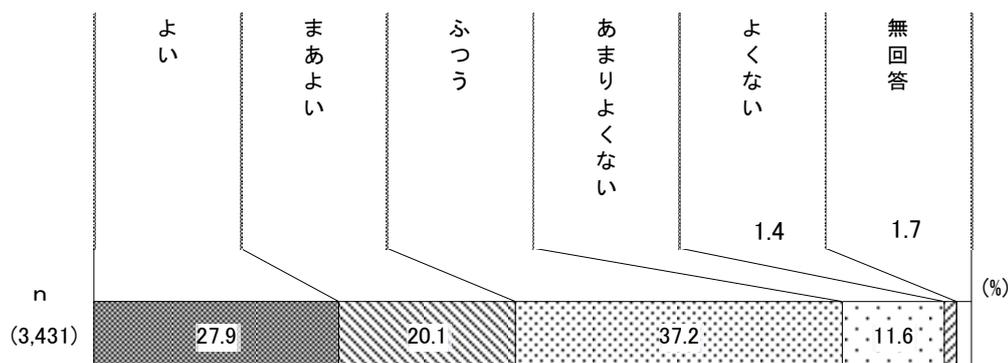
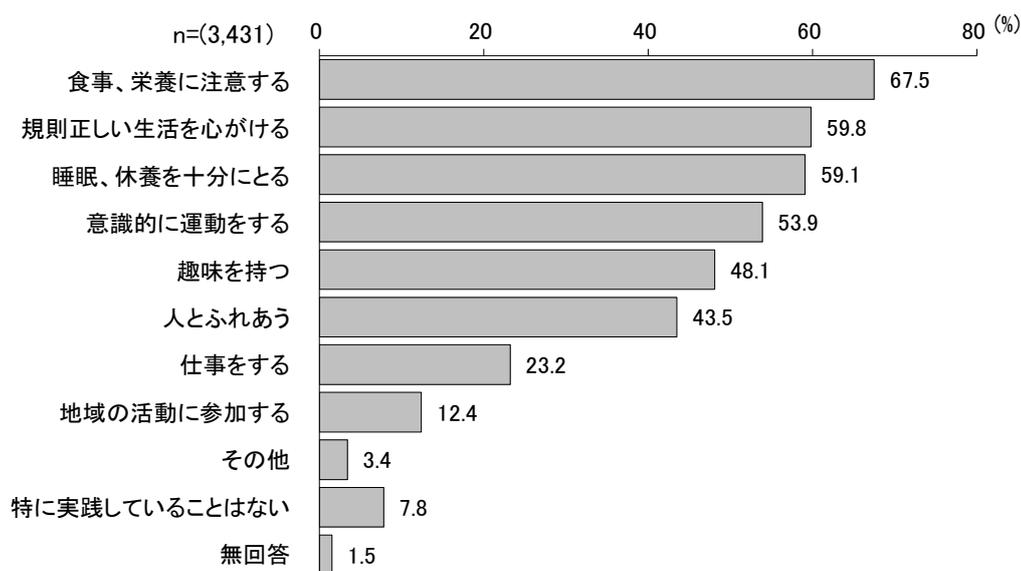


図12 健康状態を保つために実践していること



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

## ②要介護等認定者の状況

### ア) 被保険者数の推移について

平成21年から28年までの第1号被保険者数の推移をみると、28年9月末現在の被保険者数は61,185人で、21年と比較して12,485人増加し、その割合は1.26倍となっています。

表4 茅ヶ崎市の介護保険被保険者数の推移

(単位 人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者	48,700	49,947	50,994	53,182	55,549	57,771	59,666	61,185	
前期高齢者 (65～74歳)	28,448	28,496	28,214	29,211	30,511	31,726	32,276	32,289	
後期高齢者 (75歳～)	20,252	21,451	22,780	23,971	25,038	26,045	27,390	28,896	
40～64歳人口	80,030	81,277	82,649	83,401	83,609	83,982	84,403	84,855	

(資料 第1号被保険者数：高齢福祉介護課 各年9月末日現在／40～64歳人口：住民基本台帳 各年10月1日現在)

### イ) 要介護等認定者数と認定率の推移について

平成21年から28年までの要介護等の認定者数（要支援認定者数＋要介護認定者数）の推移をみると、28年の認定者数は8,759人であり、21年の1.41倍となりました。

第1号被保険者数に占める要介護等認定者数の割合を示す認定率は、22年から13%台となり、25年以降は14%台で推移しています。

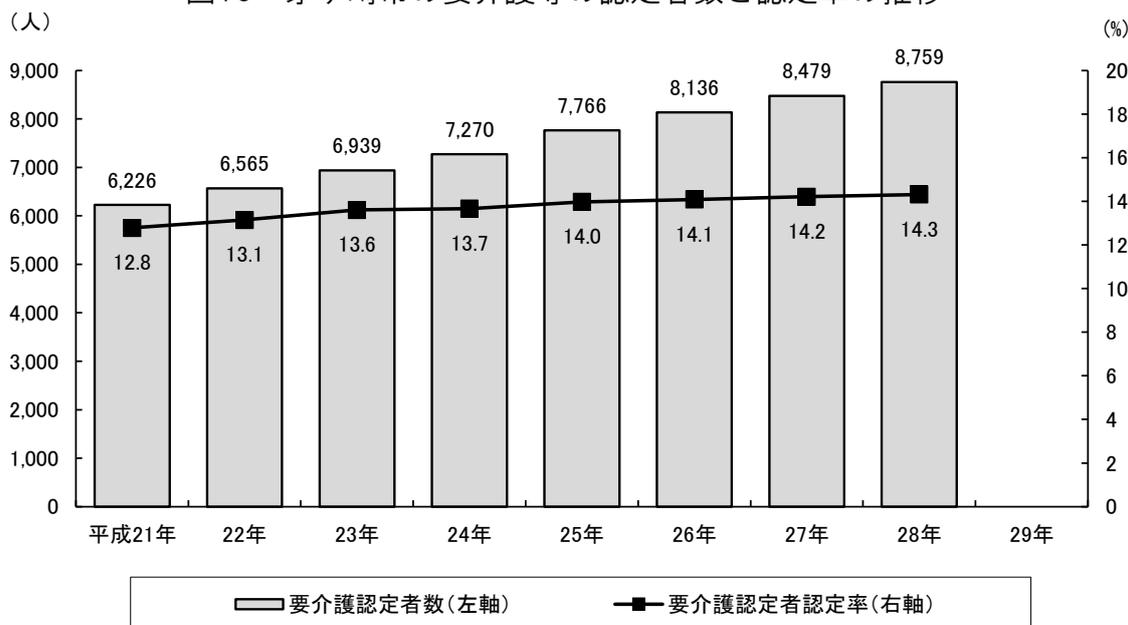
表5 茅ヶ崎市の要介護等認定者数と認定率の推移

(単位 人、%)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
要介護等認定者数 (第1号被保険者)	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	8,136	8,479	8,759	
要介護等認定者 認定率 (%) (第1号被保険者)	12.8	13.1	13.6	13.7	14.0	14.1	14.2	14.3	

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

図13 茅ヶ崎市の要介護等の認定者数と認定率の推移



(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

### ウ) 前期高齢者・後期高齢者認定率の推移について

前期高齢者の認定率（前期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）及び後期高齢者の認定率（後期高齢者のうち要介護等の認定を受けているものの割合）について見ると、前期高齢者は3%台で推移しています。後期高齢者は平成24年まで26%台で推移してきましたが、25年から27年は27%台で、28年は再び26%台となっています。

29年9月末日現在の茅ヶ崎市、神奈川県、全国で比較すると、

神奈川県、全国との比較は、29年9月末が公表された後に掲載予定です。

表6 茅ヶ崎市の前期高齢者及び後期高齢者別認定率の推移

(単位 %)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
前期高齢者 認定率 (%)	3.2	3.2	3.2	3.1	3.1	3.2	3.2	3.2	
後期高齢者 認定率 (%)	26.2	26.4	26.5	26.5	27.2	27.3	27.2	26.7	

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

表7 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の要介護等の認定率

(単位 %)

	要介護等の認定率（平成29年）		要介護等の認定率（平成26年）	
	前期高齢者	後期高齢者	前期高齢者	後期高齢者
茅ヶ崎市 (%)			14.1	27.3
神奈川県 (%)			16.1	30.9
全国 (%)			17.9	32.6

(資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課／神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在)

工) 要介護等の状態区分ごとの認定者数の推移について

平成21年から28年までの要介護等の状態区分ごとの認定者数をみると、21年以降、要介護1と要介護4は増加し続けています。また、27年から28年にかけては、要支援1が減少する一方で、要支援2と要介護2が100人以上増加しています。

表8 茅ヶ崎市の要介護状態等区分ごとの認定者数の推移

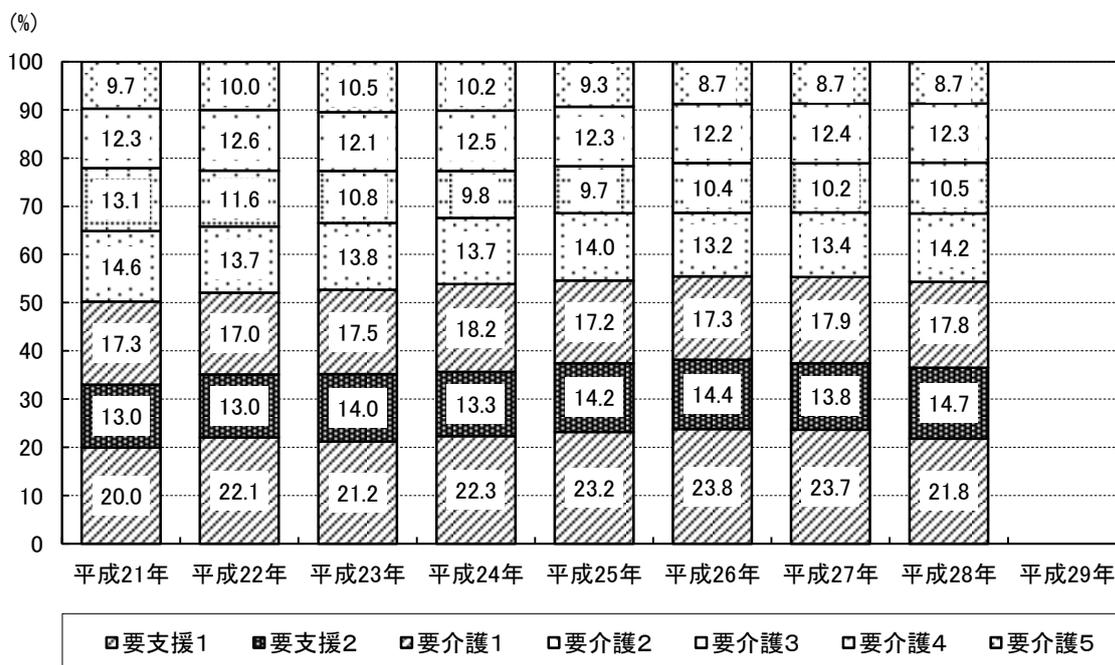
(単位 人)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
第1号被保険者	要支援1	1,243	1,451	1,473	1,624	1,805	1,938	2,009	1,911	
	要支援2	811	855	970	970	1,106	1,170	1,169	1,289	
	要介護1	1,075	1,114	1,213	1,323	1,332	1,404	1,516	1,561	
	要介護2	910	900	961	997	1,085	1,075	1,132	1,242	
	要介護3	814	762	752	709	756	843	866	922	
	要介護4	768	827	842	909	956	995	1,050	1,075	
	合計	6,226	6,565	6,939	7,270	7,766	8,136	8,479	8,759	
第2号被保険者	要支援1	23	31	33	20	28	30	30	27	
	要支援2	35	35	29	44	45	41	44	42	
	要介護1	23	23	25	18	15	18	23	20	
	要介護2	49	48	47	42	49	38	43	34	
	要介護3	38	28	21	16	16	19	16	21	
	要介護4	17	19	22	16	15	18	26	22	
	合計	211	211	201	178	190	184	199	185	
認定者総数	6,437	6,776	7,140	7,448	7,956	8,320	8,678	8,944		

(資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在)

第1号被保険者の要介護等の状態区分ごとの構成比の推移をみると、平成22年以降、要支援者が3割台後半、要介護者が6割台前半のおおむね横ばいで推移しています。

図14 茅ヶ崎市の要介護等の状態区分別の認定者数に対する割合（第1号被保険者）



（資料 高齢福祉介護課 各年9月末日現在）

第1号被保険者の要介護等の状態区分別認定者割合をみると、29年9月末日現在では、

神奈川県、全国との比較は、29年9月末日が公表された後に掲載予定です。

表9 茅ヶ崎市、神奈川県、全国の要介護等の状態区分ごとの認定者の割合

（単位 %）

	平成29年			平成26年		
	茅ヶ崎市	神奈川県	全国	茅ヶ崎市	神奈川県	全国
要支援1				23.8	12.7	14.3
要支援2				14.4	13.5	13.8
要介護1				17.3	18.6	19.2
要介護2				13.2	19.2	17.4
要介護3				10.4	13.4	13.1
要介護4				12.2	12.2	12.1
要介護5				8.7	10.3	10.2

（資料 茅ヶ崎市：高齢福祉介護課／神奈川県及び全国：介護保険事業状況報告月報 各年9月末日現在）

## (5) 住まいの状況

高齢者のいる世帯の住まいの種類について、平成27年の国勢調査の結果をみると、茅ヶ崎市では81.1%の方が「持ち家」に住んでいることがわかります。神奈川県や全国との比較では、茅ヶ崎市の「持ち家」の割合は県に比べるとやや高く、全国に比べるとやや低くなっています。

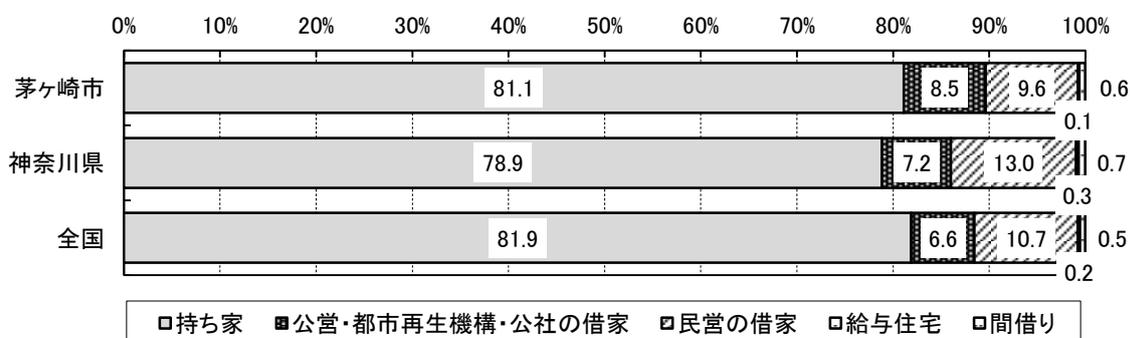
表10 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯、茅ヶ崎市）

（単位 世帯数）

住まいの種類	持ち家	公営・都市再生機構・公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	合計
高齢者のいる世帯	31,202	3,278	3,692	48	240	38,460

（資料 国勢調査（平成27年））

図15 住まいの種類（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



（資料 国勢調査（平成27年））

住んでいる住宅の建て方をみると、「一戸建」が73.3%となっており、神奈川県と比較すると一戸建の割合が高くなっていますが、全国と比較するとやや低くなっています。

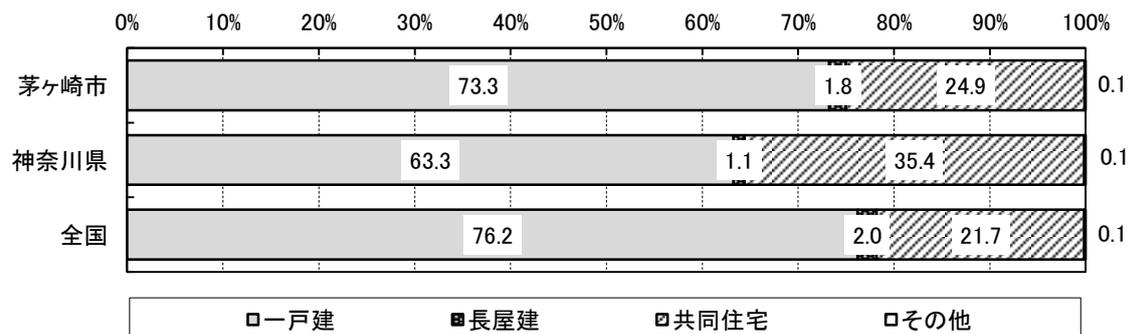
表11 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯、茅ヶ崎市）

（単位 世帯数）

住まいの建て方	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	合計
高齢者のいる世帯	28,172	682	9,565	41	38,460

（資料 国勢調査（平成27年））

図16 住まいの建て方（高齢者のいる一般世帯）の全国との比較



（資料 国勢調査（平成27年））

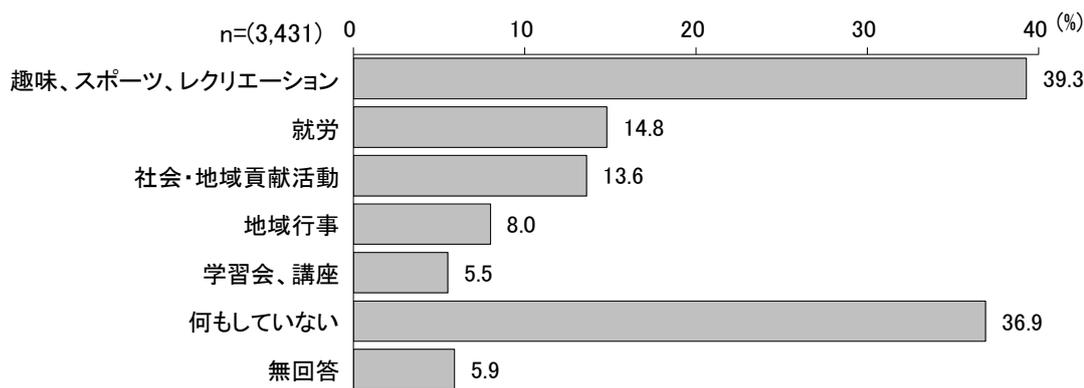
## (6) 社会参加の状況

### ①高齢者の社会参加の状況と今後の意向

就労を含めた高齢者の社会参加の状況について、平成28年度の一般高齢者個別調査の結果をみると、《活動をしている》が57.2%で、「何もしていない」が36.9%となっています。

活動している中では、「趣味、スポーツ、レクリエーション」が39.3%で最も高く、次いで「就労」が14.8%、「社会・地域貢献活動」が13.6%などとなっています。

図17 高齢者の社会参加の状況（複数回答）

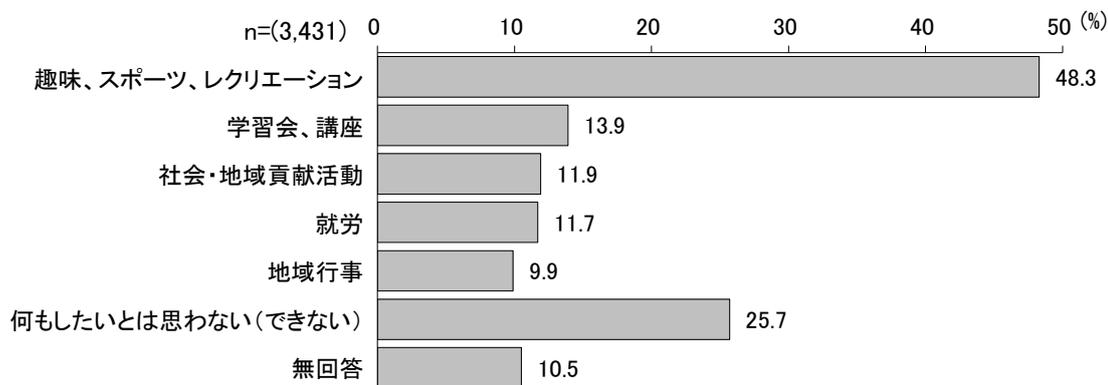


※《活動をしている》＝100%－「何もしていない」－無回答

社会参加の今後の意向では、《今後活動したい（活動を続けたい）ことがある》が63.8%で、「何もしたいとは思わない（できない）」が25.7%となっています。

今後活動したい（活動を続けたい）中では、「趣味、スポーツ、レクリエーション」が48.3%で最も高くなっています。このほか、「学習会、講座」が13.9%、「社会・地域貢献活動」が11.9%、「就労」が11.7%などとなっています。

図18 高齢者の社会参加の今後の意向（複数回答）



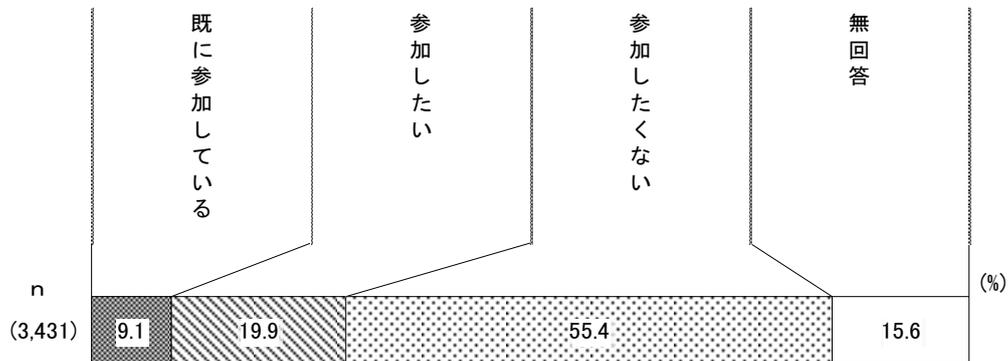
※《今後活動したい（活動を続けたい）ことがある》＝100%－「何もしたいとは思わない（できない）」－無回答

（資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査）

## ②地域のボランティア活動への参加意向

地域のボランティア活動への参加意向では、「参加したくない」が55.4%で最も高くなっていますが、「既に参加している」が9.1%で、「参加したい」が19.9%となっており、ボランティア活動への参加に対して積極的な意向も少なくありません。

図19 地域のボランティア活動への参加意向



(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

## (7) 就労の状況

### ①高齢者の労働力状態

高齢者の労働力状態の推移を国勢調査の結果でみると、平成7年は高齢者人口が25,159人でしたが、22年に5万人を超え、27年では59,592人となっています。

「主に仕事」をした人数は調査のたびに増加しているものの、22年まで高齢者人口に占める割合は低下傾向にありました。しかし、27年になり再び上昇し13.3%となっています。

なお、「主に仕事」、「家事のほか仕事」、「通学のかたわら仕事」を合計した、仕事をした人は、高齢者人口に対して、17年から増加し続けています。

表12 高齢者の就労状況

(単位：人)

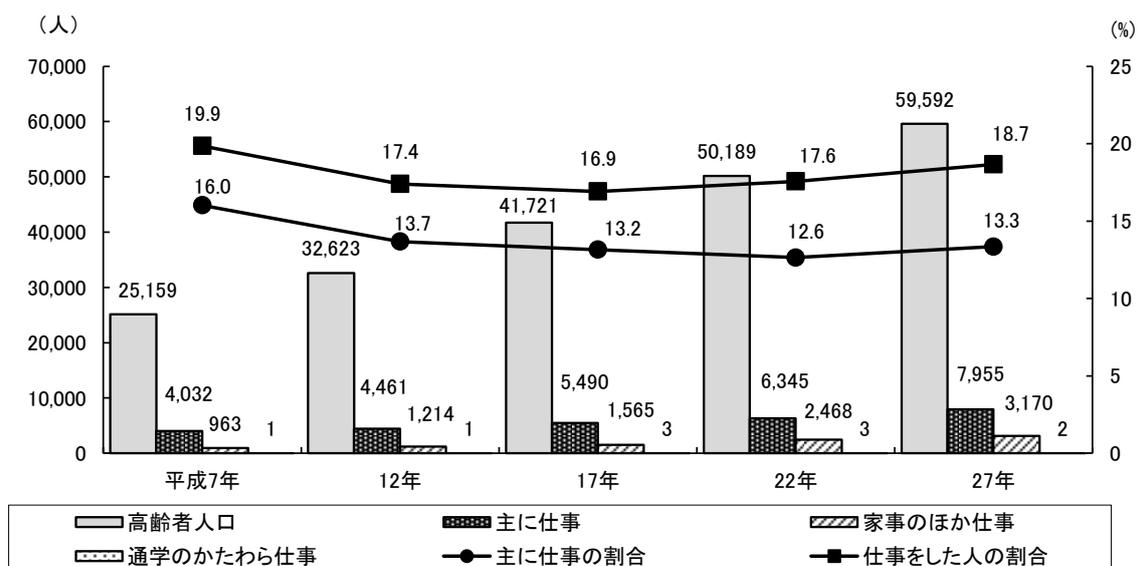
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
高齢者人口	25,159	32,623	41,721	50,189	59,592
主に仕事	4,032	4,461	5,490	6,345	7,955
家事のほか仕事	963	1,214	1,565	2,468	3,170
通学のかたわら仕事	1	1	3	3	2
仕事をした人(計)	4,996	5,676	7,058	8,816	11,127
休業者(※1)	147	187	418	678	567
完全失業者(※1)	397	336	401	551	385
その他(※2)	19,619	26,424	33,844	40,144	47,513

※1 休業者とは仕事を休んでいた者、完全失業者とは仕事を探していた者

※2 その他には、家事、通学のほか不詳を含む

(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

図20 高齢者の就労状況

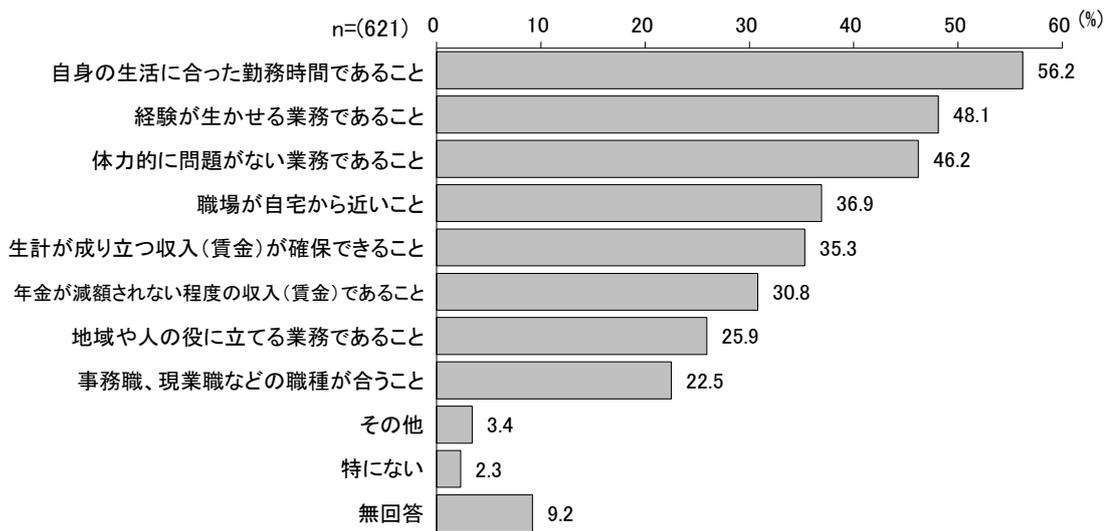


(資料 国勢調査 各年10月1日現在)

## ②高齢者の就労意欲

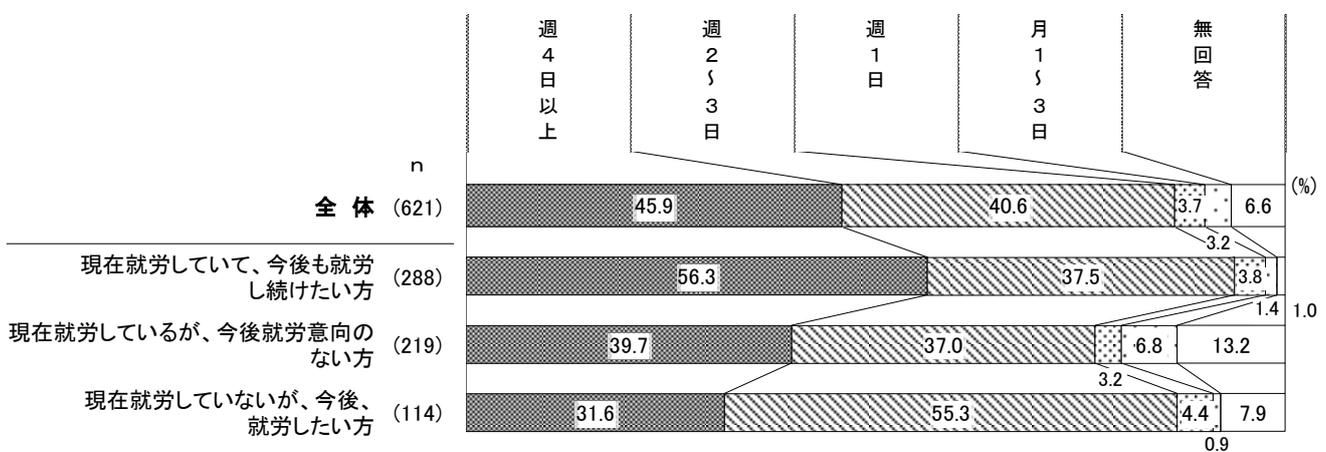
平成28年度の一般高齢者個別調査で、就労している方又は就労したい方の就労するうえで重視することについてみると、「自身の生活に合った勤務時間であること」が56.2%で最も高く、次いで「経験が生かせる業務であること」が48.1%、「体力的に問題がない業務であること」が46.2%などとなっています。

図21 就労するうえで重視すること（複数回答）



現在の就労状況と今後の就労意向の場合分けして、就労（したい）日数をたずねたところ、「週4日以上」は“現在就労していて、今後も就労し続けたい方”で56.3%、「週2～3日」は“現在就労していないが、今後、就労したい方”で55.3%と、それぞれ他の回答状況よりも高くなっています。

図22 就労（したい）日数



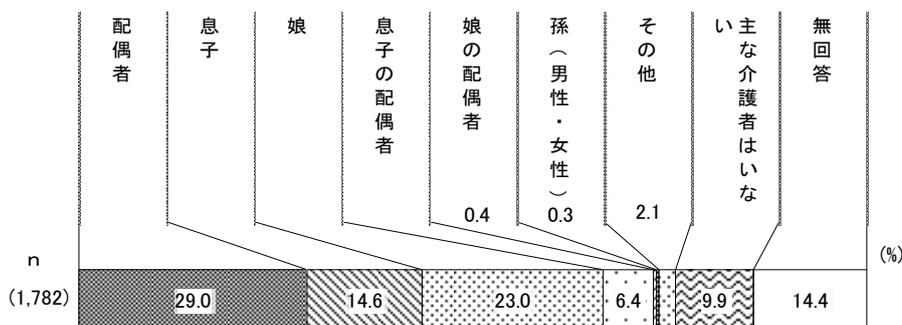
(資料 高齢福祉介護課 一般高齢者個別調査)

## 2-2 介護者の状況

### ①主な介護者の状況

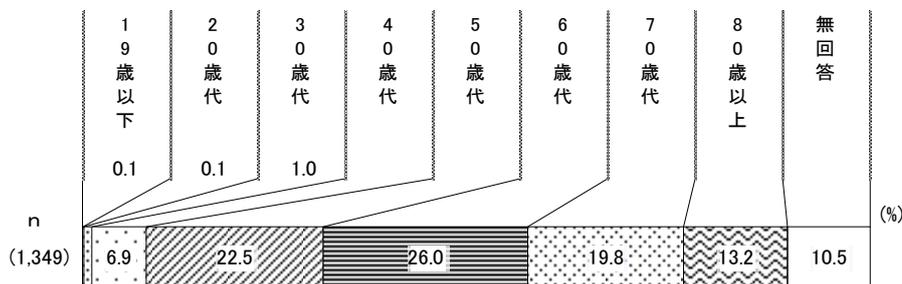
主な介護者の状況について、平成28年度の要支援・要介護認定者個別調査（在宅）の結果をみると、「配偶者」が29.0%で最も高く、次いで「娘」が23.0%、「息子」が14.6%などとなっています。一方、「主な介護者はいない」が9.9%みられます。

図23 主な介護者



主な介護者の年齢は、「60歳代」が26.0%で最も高く、次いで「50歳代」が22.5%、「70歳代」が19.8%、「80歳以上」が13.2%などとなっています。

図24 主な介護者の年齢

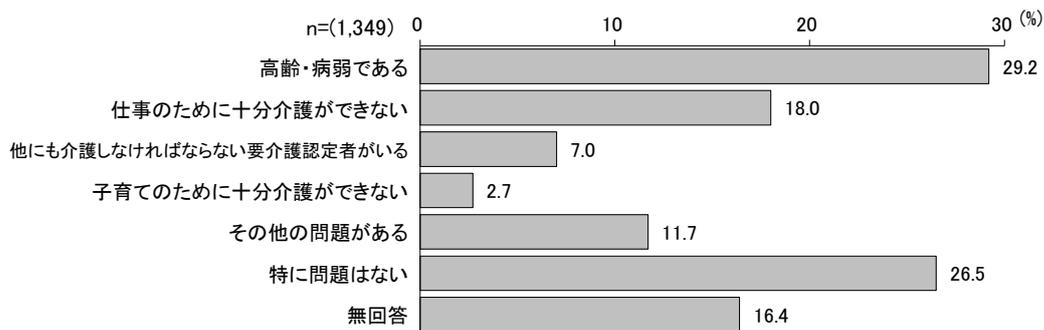


（資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査（在宅））

### ②主な介護者を取り巻く状況

主な介護者を取り巻く状況は、「高齢・病弱である」が29.2%で最も高く、次いで「仕事のために十分介護ができない」が18.0%などとなっています。一方、「特に問題はない」が26.5%です。

図25 主な介護者を取り巻く状況（複数回答）

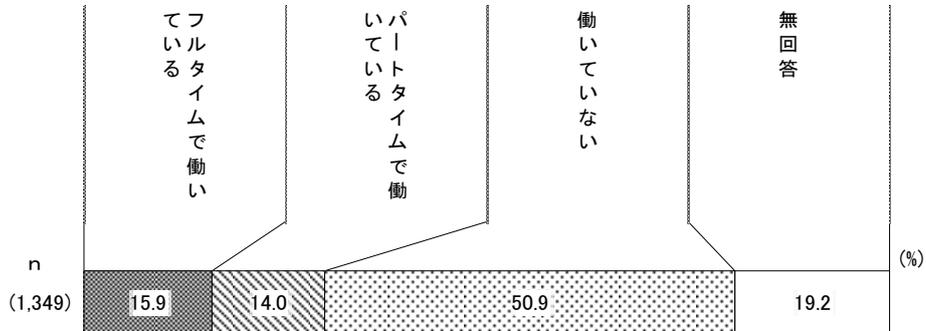


（資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査（在宅））

### ③主な介護者の勤務形態と今後の見込み

主な介護者の勤務形態は、「働いていない」が50.9%で最も高くなっています。なお、「フルタイムで働いている」は15.9%、「パートタイムで働いている」は14.0%です。

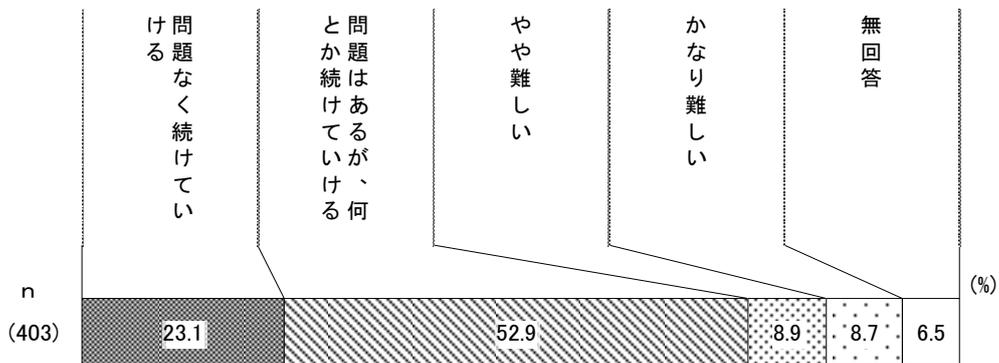
図26 主な介護者の勤務形態



「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」と回答した方に、働きながら介護を続けることの今後の見込みをたずねたところ、「問題なく続けていける」が23.1%で、「問題はあるが、何とか続けていける」が52.9%と最も高くなっています。これらを合わせた《続けていける》は76.0%です。

一方、「やや難しい」(8.9%)と「かなり難しい」(8.7%)を合わせた、《難しい》は17.6%みられます。

図27 働きながら介護を続けることの今後の見込み



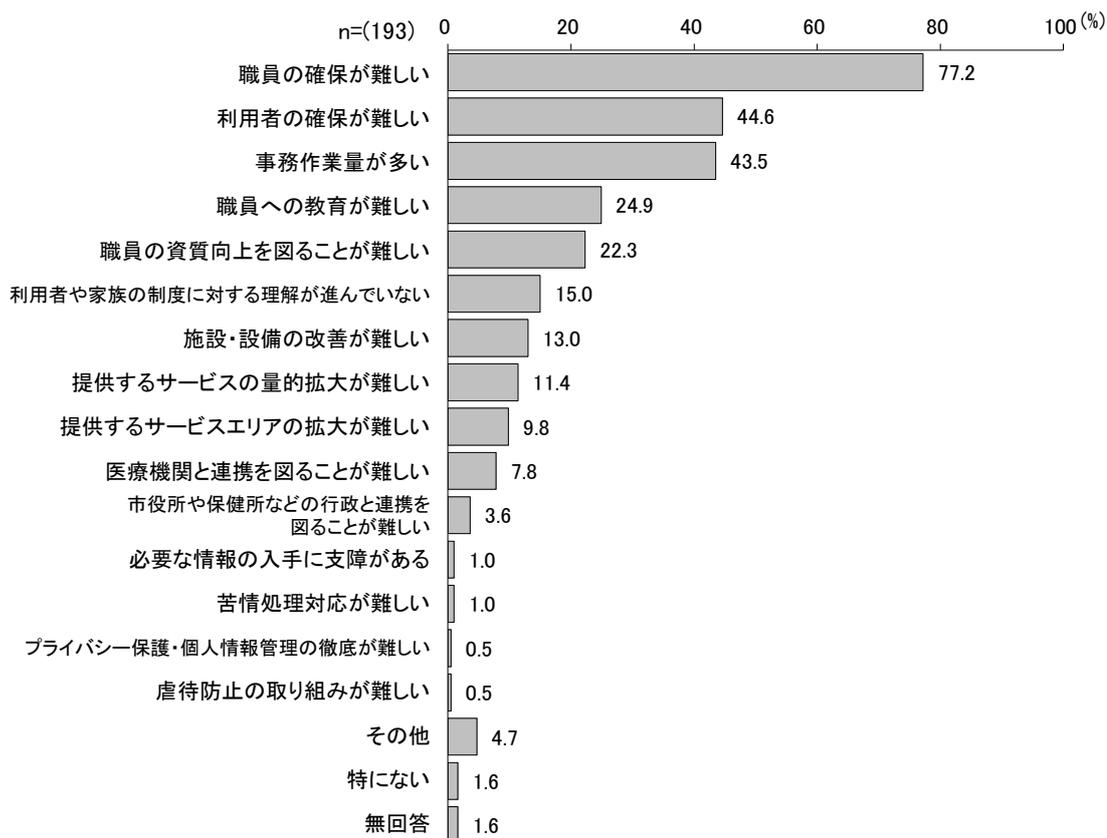
(資料 高齢福祉介護課 要支援・要介護認定者個別調査 (在宅))

## 2-3 事業者の状況

### ①円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題

円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題としては、「職員の確保が難しい」が77.2%で最も高く、次いで「利用者の確保が難しい」が44.6%、「事務作業量が多い」が43.5%となっています。このほか、「職員への教育が難しい」が24.9%、「職員の資質向上を図ることが難しい」が22.3%などとなっています。

図28 円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題（複数回答）

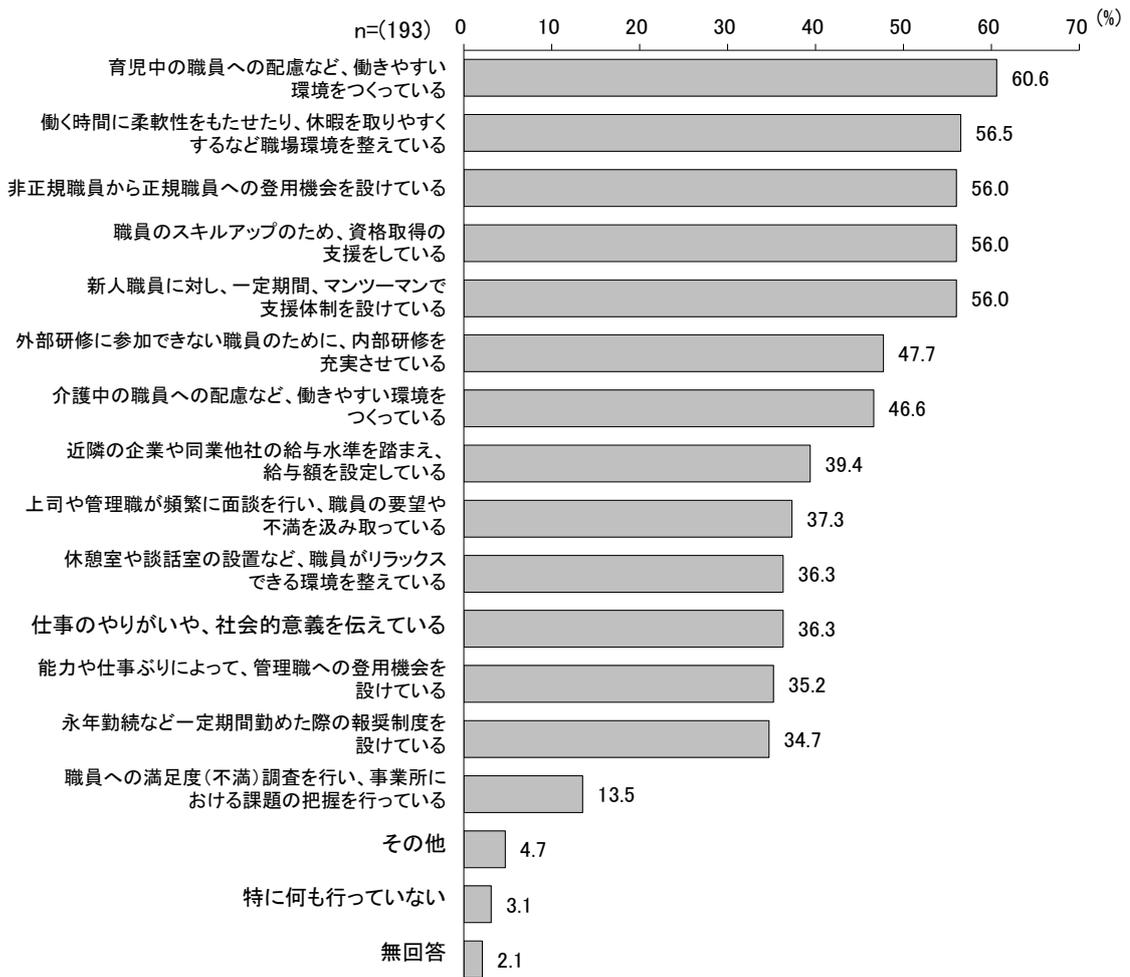


(資料 高齢福祉介護課 介護サービス事業者調査)

## ②人材の定着・育成（離職の防止）の取り組み

人材の定着・育成（離職の防止）の取り組みとしては、「育児中の職員への配慮など、働きやすい環境をつくっている」が60.6%で最も高く、次いで「働く時間に柔軟性をもたせたり、休暇を取りやすくするなど職場環境を整えている」が56.5%となっています。このほか、「非正規職員から正規職員への登用機会を設けている」、「職員のスキルアップのため、資格取得の支援をしている」、「新人職員に対し、一定期間、マンツーマンで支援体制を設けている」が56.0%で並んでいます。

図29 人材の定着・育成（離職の防止）の取り組み（複数回答）



(資料 高齢福祉介護課 介護サービス事業者調査)

## 第3章 高齢者と高齢者を取り巻く社会の将来像

### 3-1 茅ヶ崎市の高齢者の将来像

#### (1) 住民基本台帳に基づく高齢者の将来人口の見込み

人口推計実施後に掲載予定です。  
(当面のところ、平成28年10月を実績値として推計を進めます。)

表13 将来の総人口及び高齢者人口

(単位：人)

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
総人口					
高齢者人口 (65歳以上)					
高齢化率					
前期高齢者					
65～69歳					
70～74歳					
後期高齢者					
75～79歳					
80～84歳					
85歳以上					

※平成29年は住民基本台帳に基づく実績値、30年以降は住民基本台帳に基づく推計値

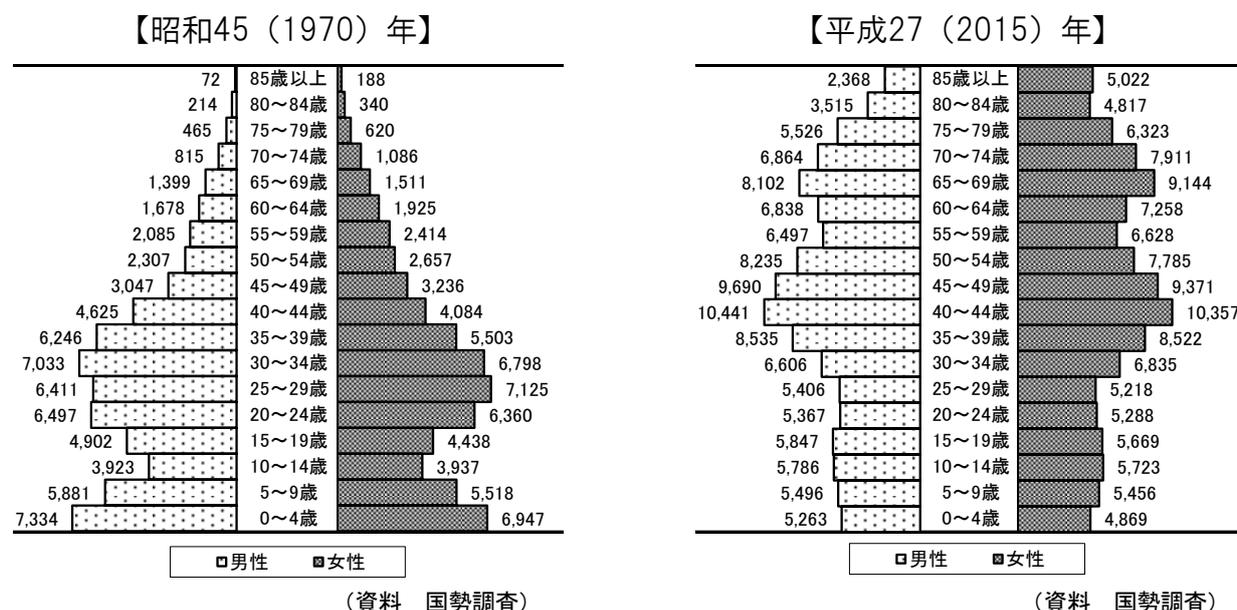
(各年10月1日現在)

介護保険法第9条では、介護保険の被保険者について「市町村の区域内に住所を有する者」としていることから、本計画では将来の高齢者人口を住民基本台帳に基づいて見込みました。

(参考) 3時点の人口ピラミッドの比較

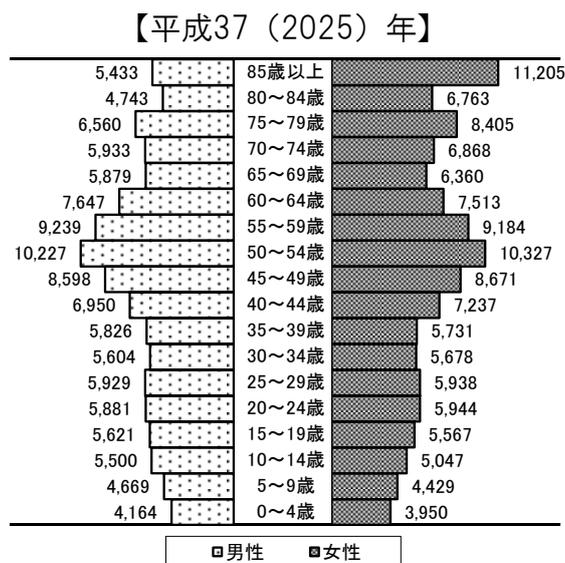
茅ヶ崎市の3時点（昭和45年、平成27年、平成37年）の人口ピラミッドを比較すると、昭和45年当時は、若い世代が高齢者を支える、ピラミッド型の人口構造ができていたことが確認できるのに対し、平成27年では人口の多い層が、40代や60～74歳と昭和45年よりも上方にあり、「つぼ型」の構造になっています。また、国勢調査を基に市が推計した平成37年の人口をみると、男女ともに50～54歳とともに、女性は85歳以上も人口の多い年齢層となり、概して、高年齢層への偏りがさらに大きくなっています。

図30 3時点の人口ピラミッド



(資料 国勢調査)

(資料 国勢調査)



(資料 茅ヶ崎市企画経営課「茅ヶ崎市の人口について」(平成29年2月))

※平成37 (2025) 年の人口ピラミッドは、国勢調査に基づいて茅ヶ崎市が平成29年に行った人口推計の結果から作成しています。そのため、P27の平成37年の将来推計とは一致しません。

## (2) 要介護（支援）認定者数

推計実施後に掲載予定です。  
 （当面のところ、平成28年10月を実績値として推計を進めます。）

表14 要介護（支援）認定者数の見込み

（単位：人）

	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
要支援2					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
要介護1					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
要介護2					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
要介護3					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
要介護4					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
要介護5					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
合計					
第1号被保険者					
第2号被保険者					
総数					
第1号被保険者認定率					

※

（各年10月1日現在）

## 3-2 平成37年（2025年）を見据えた社会の動き

### (1) 高齢社会対策大綱

高齢社会対策大綱は、高齢化の急速な進展に適切に対処するための対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とした高齢社会対策基本法の規定に基づいて、国が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針として定めたものです。

高齢社会対策大綱では、高齢社会対策基本法で掲げる次のような社会が構築されることを基本理念としています。

- ・ 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ・ 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- ・ 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

また、これらの基本理念を実現するため「①「高齢者」の捉え方の意識改革」、「②老後の安心を確保するための社会保障制度の確立」、「③高齢者の意欲と能力の活用」、「④地域力の強化と安定的な地域社会の実現」、「⑤安全・安心な生活環境の実現」、「⑥若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現」といった、6つの基本的考え方に基づいて高齢社会対策を推進することとしています。

さらに、基本的考え方を踏まえ、6つの分野別の基本施策に関する中期にわたる指針が定められています。

#### ①就業・年金等分野

- 年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組
- 多様な形態による雇用・就業機会の確保 ○仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備
- 持続可能で安定的な公的年金制度の確立

#### ②健康・介護・医療等分野

- 介護保険制度の着実な実施 ○必要な介護サービスの確保
- 認知症高齢者支援施策の推進 ○地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

#### ③社会参加・学習等分野

- 高齢者の社会参加と生きがいづくり ○市民やNPO等の担い手の活動環境の整備
- 生涯学習の基盤の整備

#### ④生活環境等分野

- バリアフリーのためのソフト面の取組 ○犯罪・人権侵害・悪質商法からの保護

#### ⑤高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

- 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化
- 地域における高齢者の安心な暮らしの実現
- 健康・医療関連分野におけるイノベーションの推進
- 高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

#### ⑥全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

- 雇用・就業における女性の能力発揮 ○子育て支援施策の総合的推進

## (2) 一億総活躍社会の実現に向けて

平成28年5月の一億総活躍国民会議（第8回）で取りまとめられた「ニッポン一億総活躍プラン」（同年6月2日閣議決定）において、高齢者の就労促進や、子育てを家族で支える三世同居・近居しやすい環境づくりのほか、「介護離職ゼロ」に向けて、介護の受け皿整備に加え、介護の仕事の魅力を向上し、介護人材の処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減を柱として25万人の介護人材の確保に総合的に取り組むなど介護の環境整備を行うこと、また健康寿命の延伸と介護負担の軽減、障害者・難病患者・がん患者等の活躍支援、地域共生社会の実現について取り組むこととされました。

## (3) 地域包括ケアシステムの強化に向けて

平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、次のような考え方が示されています。

### I 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）
  - ・ 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- 2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）
  - ・ 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
  - ・ 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- 3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）
  - ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
  - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

### II 介護保険制度の持続可能性の確保

- 4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）
- 5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）
  - ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする

## 第4章 基本方針の設定と施策の体系

### 4-1 第6期計画の評価

第6期計画において、茅ヶ崎市では6つの基本方針に従って様々な施策を展開してきました。ここでは、第6期計画の6つの基本方針についての評価を行うとともに、高齢者やその支援者等を取り巻く環境、茅ヶ崎市の現状及び今後の課題について改めて整理します。

#### (1) 第6期計画における基本方針指標及び事業評価と市民等の現状

第6期計画は、基本方針という大きな枠組みについて、指標と目標が設定されていました。この指標は、いわゆる成果指標（施策、事業の実施による行政活動の本質的な成果を測る指標。アウトカム指標ともいう）の性質を持つものです。

そして、基本方針の中で展開される個々の事業にも、活動指標（事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標。アウトプット指標ともいう）の側面を持つ指標が設けられており、毎年度、事業評価を行い、進捗管理を実施しています。

第6期計画の基本方針に沿って、【基本方針に関連する指標】の達成状況を整理し、別途実施している事業評価結果の要点と、平成28年度に実施した「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に関する調査」の結果から、第6期計画の振り返りを行いました。

#### 基本方針1 高齢者の多様な生きがいくりの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組みます。

#### 【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
健康状態を保つために心がけていることのうち「趣味を持つ」、「人とふれあう」、「地域の活動に参加する」と回答した方の割合	趣味を持つ	46.2%以上	48.1%	達成
	人とふれあう	40.7%以上	43.5%	達成
	地域の活動に参加する	12.3%以上	12.4%	達成

基本方針に関連する指標は、全て達成することができました。

## 【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

### (高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援) 6事業

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 事業評価における<br>評価及び課題等 | <ul style="list-style-type: none"><li>○各課が進めている「地域における居場所づくりの取り組み支援」で、平成27年度及び28年度にあわせて新たに7カ所のサロンが設置されるなど、多様な居場所が地域に形成されつつあります。</li><li>○「まなび人材事業」では、講師が80人を超えて推移しており、今後も、まなびの講師登録者数の増加を目指すため市民周知活動にも注力します。</li><li>○「セカンドライフセミナー」及び「新しいオトナ世代セミナー」を開催し、活動に向けた気づきの場を提供できました。</li></ul> |
| 市民等の現状              | <ul style="list-style-type: none"><li>○一般高齢者個別調査では、社会参加を「何もしていない」方が36.9%です。しかし、今後の参加意向で「何もしたいと思わない(できない)」方は25.7%に減少し、様々な活動をしてみたいと思う方は多くいます。</li><li>○すでに社会参加をしている方は、参加し続けたい意欲が高いです。</li><li>○社会参加の活動をしやすい(続けやすい)する条件には、「家族や知人、友人からの後押し」、「既に活動している人の様子や感想が分かる情報」などがあげられています。</li></ul> |

### (趣味、レクリエーション、生きがいづくりの支援) 11事業

- |                     |  |
|---------------------|--|
| 事業評価における<br>評価及び課題等 | <ul style="list-style-type: none"><li>○「老人クラブ等助成事業」、「老人憩いの家の管理・運営」、「老人福祉センターの管理・運営」など、高齢者が活動できる組織や活動拠点の支援を通じて、外出するきっかけづくりにも成果が出ました。ただし、老人クラブの会員数、老人憩いの家や老人福祉センターの利用団体数及びその加入者数に減少傾向がみられます。これらは、近年、高齢者自身が個人で活動する場を、自ら見つけられていることなどが影響していると見られます。災害時の共助という観点からも、団体及び加入者の増加に対し積極的な支援が必要と考えます。</li><li>○「いきがいふれあいバス運行事業」といった外出支援策や、「高齢者のための優待サービス事業」といった外出機会の創出を、当初の計画どおり進めました。</li><li>○「多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業の検討」は、平成28年度から事業を開始し、協賛店舗を150店舗確保しました。地域により協賛店舗数の少ない地域があります。今後も、協賛店舗の少ない地域を含め更なる充実をはかります。</li></ul> |
| 市民等の現状              | <ul style="list-style-type: none"><li>○一般高齢者個別調査では、「趣味、スポーツ、レクリエーション」活動をしている方が全体で39.3%います。年齢別で見ると、70歳～79歳では4割を超えています。</li><li>○今後の意向は、65歳～79歳で、「趣味、スポーツ、レクリエーション」を活動したい(活動を続けたい)方が5割前後と高くなっています。</li><li>○特に、すでに「趣味、スポーツ、レクリエーション」の活動をしている方の8割以上は、活動を続けたいと考えていますし、活動をしていない方でも約3割は活動をしたいと考えています。</li></ul>  |

## (生涯学習の促進)

### 7事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

- 「パソコン体験コーナー運営管理」、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業」、「高齢者の学びの機会創出事業」など、高齢者の学びの機会の創出を行いました。「高齢者の学びの機会創出事業」では多世代との交流も図られました。
- 「大活字資料の提供」や「高齢者読書支援事業」など、学習意欲を後押しする支援も行いました。

#### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、興味を持っていることとして、「旅行」、「スポーツ、運動、体操」といった身体活動を伴うものが高くなっていますが、それ以外にも、「読書」、「ガーデニング、家庭菜園」、「音楽」、「映画」などの文化的な興味も高く、65歳～84歳で2割から3割台となっています。
- 「学習会、講座」の活動をしている方は5.5%ですが、今後、「学習会、講座」の活動をしたい（活動をし続けたい）方は13.9%と増加しています。
- すでに「学習会、講座」の活動をしている方の7割以上は、活動をし続けたいと考えています。「既に活動している人の様子や感想が分かる情報」は、これからはじめる方にとっても、有益な情報であると考えられます。

## (世代間交流の促進)

### 3事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

- 「ファミリーサポートセンター事業」では、平成28年度の支援会員の新規登録者27名のうち60歳以上が5名と、全体の18.5%に上りました。
- 「世代間交流を推進する事業」や「公民館まつり等の開催」といった事業で、高齢者と児童・生徒の世代を超えた交流やふれあいの場を広めました。

#### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、「地域行事」の活動をしている方が、全体で1割を下回っています。そして、今後、「地域行事」の活動をしたい（活動をし続けたい）方は9.9%です。

## (就労支援の充実)

### 3事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

- 「生涯現役応援窓口」の開設により、高齢期における多様なニーズを満たすための支援が可能となりました。「生涯現役応援窓口」は、平成28年度に延べ532人が利用し、結果として就労、ボランティア等を合わせて延べ115名のマッチングができました。

#### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、「就労」している方が全体で14.8%ですが、年齢別で見ると、65歳～69歳で28.0%と高く、この年代は、今後の意向も高くなっています。
- 就労するうえで重視することは、全体では、「自身の生活に合った勤務時間であること」、「経験が生かせる業務であること」、「体力的に問題がない業務であること」などが高くなっています。特に、「自身の生活に合った勤務時間であること」は、65歳～74歳で約6割に上ります。
- また、「生計が成り立つ収入（賃金）が確保できること」は65歳～69歳で44.0%ですが、それ以上になると1割～2割台です。

## 【総括】

基本方針の中で、30事業（再掲を含む）を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

しかし、社会参加を「何もしていない」方がまだ多くみられ、その一歩をうまく踏み出せていない傾向もみられます。また、地域の活動への参加があまり広まっていない状況は、大きな課題でもあります。

高齢者が生きがいや活力を実感し、充実した生活を営むことができるよう、多様な高齢者のニーズに応え、生涯学習や趣味、地域におけるサークル・団体活動等を促進することにより、就労等の支援も含め、引き続き高齢者の社会参加の機会の充実を図る必要があります。

## 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや、介護予防に関する取り組みの充実に努めます。

また、高齢者の生活を支援するためのサービスを提供します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
健康状態がよいと感じている方の割合 健康を保つために心がけていること 介護予防事業への参加意向	健康状態がよい	75.0%以上	85.2%	達成
	健康を保つために特に心がけていることはない	5.0%以下	7.8%	未達成
	介護予防事業に参加したい	40.0%以上	40.1%	達成

※「健康状態がよい」の達成値(平成28年度)は、選択肢変更により「よい」、「まあよい」、「ふつう」の合計値より算出。

※「介護予防事業に参加したい」の達成値(平成28年度)は、設問設計変更により100%－「参加したい(参加し続けない) 事業はない」－無回答より算出。

基本方針に関連する指標を3項目掲げていましたが、「健康を保つために特に心がけていることはない」が未達成となり、それ以外の2項目は達成することができました。

### 【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

#### (健康づくり、健康増進) 9事業

##### 事業評価における 評価及び課題等

- 各課が進めている「健康づくり、健康増進」の支援については、健康増進を目的に身体を動かす機会を増やすことだけでなく、健康診査やインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン接種等の実施により、疾病の予防、早期発見に向けた取り組みを行いました。
- 健康診断を受けない理由として、「健康だから」、「病院へ行くのが嫌だから」が増えています。
- 健康づくり、健康増進に関係する多くの事業で、広報や周知方法に工夫が必要です。

##### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、健康状態が「よい」、「まあよい」、「ふつう」の合計が85.2%となっています。
- 一般高齢者個別調査では、多くの方が、健康状態を保つために、「食事、栄養に注意する」、「規則正しい生活を心がける」、「睡眠、休養を十分にとる」などを実践されています。その内訳は、健康状態がよい人ほど実践している傾向にあります。
- 健康診断の受診は、「受けている」方が74.1%で、平成25年度よりも増加しています。しかし、健康診断を「受けていない」方にたずねた理由では、「健康だから」、「病院へ行くのが嫌だから」が約2割から3割みられ、これらは平成25年度よりも増加していました。
- 一般高齢者個別調査では、運動の習慣のある方は62.2%で、具体的には「ウォーキング」は61.6%、「体操」が30.3%となっています。平成25年度の調査と概ね同様でした。

## (介護予防の効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発) 14事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 介護予防事業や介護予防に対する意識の啓発を促進する事業等も、参加者が増えており、介護状態にならないための取り組みが多く実践されていると考えられます。
- 介護予防への意識や取り組む方が増えてはいるものの、市の介護予防事業に参加していない理由に、「利用する必要がないほど元気だから」が最も多いです。
- 平成29年4月から「介護予防・生活支援サービス事業(介護予防・日常生活支援総合事業)」が開始されました。今後も市民への事業の周知及び介護サービス事業者への事業実施に係る案内について、引き続き行う必要があります。

### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、市の介護予防事業について、「参加している事業はない」方が68.3%と高くなっています。また、「参加したい(参加し続けたい)事業はない」という方が43.9%みられます。
- 参加している市の介護予防事業の個々のメニューの参加率は低くなっていますが、今後、参加したい(参加し続けたい)意向は、いずれのメニューでも高くなっています。

## (生活支援サービスの充実・強化) 10事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 生活支援サービスの充実・強化については、介護保険におけるサービスと一体となった利用が図られており、在宅における自立した日常生活の維持・継続が図られていると考えられます。
- 「介護用品支給サービス事業(紙おむつ等の支給)」、「寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業」の利用件数は増加しており、今後もサービスを必要とする人に適切にサービスが行き届くよう広報周知が必要です。
- 「マイライフ(エンディング)ノート活用事業」では、関係者等による検討会等で、記載内容を検討し、「わたしの覚え書き～希望のわだち～」を平成29年3月に発行しました。

### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、ボランティア等へ支えられる側としてお願いしたい内容として、「声掛け、見守り、安否確認」、「掃除・洗濯などの家事援助」、「買い物」などがあげられています。「声掛け、見守り、安否確認」は、ボランティア等にすでに参加している方の多くが活動している内容とも合致しています。
- 一方、「掃除・洗濯などの家事援助」、「買い物」は、ボランティア等にすでに参加している方でも携わることは低い状況にあります。要支援・要介護認定者個別調査(在宅)でも、地域の支え合いによる支援を「受けている」方が10.5%に限られています。
- 一般高齢者個別調査では、自分らしい最期を迎えるために、何か準備をしている人は、8.8%で、必要だと思うがまだ準備していない方が、80.1%でした。
- 一般高齢者個別調査では、自分らしい最期を迎えるために、エンディングノートや家族等への伝達など、付带的に考える機会があれば参加してみたい方は、27.8%でした。

## 【総括】

基本方針の中で、33事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

一般高齢者の健康状態もよく、健康づくりにも自発的に取り組んでいる方が多いと考えられますが、市の介護予防事業への参加は多いとはいえません。

介護予防については、市の介護予防事業やスポーツクラブ等での運動、更にはウォーキング、ジョギングなど個人で取り組むことができる運動、日常生活のちょっとした行動での運動など、様々な選択肢があります。

健康寿命の延伸を図り、要支援・要介護の予防や悪化を予防していくためには、高齢者自身が自分に最も適した支援・サービスを自ら選択し、利用しながら、身体の機能を維持向上する努力を続けられるよう、市民が主体となった高齢者を支える活動を支援するとともに、多様なサービスによる提供体制の連携を強化していく必要があります。

また、一人暮らし等の方が益々増加することを踏まえ、介護や医療が必要になった時などに備えて、自分の意思を表明しておくことの意義等の周知を図っていく必要があります。

### 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住環境の整備、防犯や交通安全対策、災害等の緊急時への備え、各種相談対応の充実などを推進します。また、高齢者が地域に住み続けることができるよう、住まいの確保に対しても取り組みます。

#### 【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
茅ヶ崎市のまちづくり市民満足度調査における平均スコア 「高齢者の介護や自立した暮らしへの支援」 「地域の支え合いの仕組み（安心して生活できる環境）」	高齢者の介護や自立した暮らしへの支援	0.01以上	▲0.06	未達成
	地域の支え合いの仕組み（安心して生活できる環境）」	0.21以上	0.15	未達成

※平成28年度のまちづくり市民満足度調査は未実施だったことから、平成27年度の数値で達成状況を把握している。

基本方針に関連する指標は、2項目とも未達成となりました。その中でも、「高齢者の介護や自立した暮らしへの支援」は、マイナスに転じてしまいました（スコアの考え方として、0点を中間点として、正の値は満足寄り、負の値は不満寄りであることを表しています）。

#### 【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

##### （高齢社会に対応した環境づくり） 14事業

###### 事業評価における評価及び課題等

- 高齢者が外出しやすい地域を作るための取り組みは、総じて、順調に事業を進めることができました。
- 「住環境整備事業の調査・研究」では、「住まいの相談窓口」及び「空き家利活用マッチング制度」について議論を行い、施策に結びつけました。
- 「バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進」では、公共性の高い新築施設の計画15件（民間施設12件、公共施設3件）に、バリアフリー法に基づく指導を行い、みんなのトイレなど誰もが安心して利用できる施設整備を推進しました。

###### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、安全で安心なまちづくりで必要だということとして、「歩道の段差解消など、歩きやすい環境の整備」が56.2%で最も高く、「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」、「救急医療体制の整備」、「防犯灯の設置や防犯パトロール等、地域の安全を守るための取り組み」などをあげ、平成25年度と傾向は変わりません。

## (安心・安全なまちづくり) 9事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 交通安全や、消費生活における相談業務など、高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりに向けた取り組みは、順調に事業を進めることができました。
- 防犯の未然防止対策として、啓発活動、ちがさきメール配信サービスによる犯罪情報配信、広報ちがさきへの記事掲載、地域及び警察等と連携した70歳以上の単身を含む世帯へ「こんな電話は詐欺！」チラシの各戸配付など、多様な取り組みを行いました。

### 市民等の現状

- 前述の高齢社会に対応した環境づくりでも触れたとおり、一般高齢者個別調査の安全で安心なまちづくりで必要だと思うことでは、「救急医療体制の整備」が第3位、「防犯灯の設置や防犯パトロール等、地域の安全を守るための取り組み」が第4位となっています。
- 一般高齢者個別調査では、現在のくらしで不安に思っていることとして、「犯罪・防犯に関すること」が10.9%、「詐欺・悪質商法に関すること」が6.7%みられます。
- 一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）とも、振り込め詐欺に対する考えで、「自分は被害に遭うことはない」と考えている方が4割前後と多くなっています。

## (災害に強いまちづくり) 12事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 災害時要援護者支援制度（平成29年度から避難行動要支援者支援制度へ移行）の周知やその体制整備をはじめ、防災意識の向上、災害時の応急対策を進めることができました。
- 「地域で助け合える体制の充実」として、災害時において地域の中心的役割を担っていただく防災リーダーの養成研修会を各年2回開催し、延べ364人の方に受講いただきました。その研修を通じて、日頃の顔の見える関係づくりや地域での支えあいの重要性を発信していくことの大切さを伝えてきました。

### 市民等の現状

- 前述の高齢社会に対応した環境づくりでも触れたとおり、一般高齢者個別調査の安全で安心なまちづくりで必要だと思うことでは、「災害発生時の対応、及び防災・防火対策の推進」が第2位となっています。
- 一般高齢者個別調査では、現在のくらしで不安に思っていることとして、「地震・台風など自然災害」を44.4%の方が感じており、防犯等よりも高くなっています。
- しかし、一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）とも、災害の備えについて「特に何もしていない」方が一般で25.3%、要支援・要介護（在宅）で43.3%みられます。
- 災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人が「いない」方は、一般高齢者個別調査の全体で17.1%、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）の全体で19.5%となっています。これらをひとり暮らしに絞ってみると、一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）とも、約4割に上ります。

## (高齢者の住まいの確保) 7事業

**事業評価における評価及び課題等** ○市営住宅の維持管理、借り上げ、生活援助員派遣など、順調に事業を進めることができました。

○「高齢者等居住支援事業」では、相談回数は達成できているものの、来場件数が伸び悩んでいます。

### 市民等の現状

○一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）ともに、「持ち家（一戸建て）」は7割を超えています。

○住まいで困っていることは、一般高齢者個別調査、要支援・要介護認定者個別調査（在宅）ともに、全体で見ると、「住宅が老朽化している」が高くなっています。しかし、住居形態別で見ると、「エレベーターがない」が、公営住宅や公社・UR都市機構の賃貸住宅に住んでいる方で高くなっています。

## 【総括】

基本方針の中で、最も多い42事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

しかし、市民満足度調査において市民が安心して暮らせるまちであるという、目標を達成できておらず、依然として、外出しやすい道路の整備や緊急時及び災害時に迅速に対処できる仕組みについてのニーズは高い状況にあります。その一方で、防犯や防災などでは、自助の意識啓発も充実しなくてはなりません。

そのため、高齢になっても、日常的な社会生活を安全・安心・快適に送るために、ハード面のみならず、情報やサービスなどソフト面も含めて、すべての方が安心して生活しやすいまちづくりを引き続き推進していく必要があります。

## 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

今後、高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
地域包括支援センターの周知 介護サービスと医療機関との連携 促進 成年後見制度の周知	地域包括支援センターを知らなかった	40.0%以下	58.2%	未達成
	介護サービスと医療機関との連携ができている	34.8%以上	28.7%	未達成
	成年後見制度の内容を知っている	37.4%以上	39.5%	達成

※「地域包括支援センターを知らなかった」の達成値（平成28年度）は、設問設計変更により、地域を担当している地域包括支援センターの認知度より算出。

基本方針に関連する指標を3項目掲げていましたが、「成年後見制度を知っている」は達成したものの、それ以外の2項目は未達成となりました。

### 【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

#### （地域包括ケアシステム構築に向けた基盤整備） 12事業

##### 事業評価における 評価及び課題等

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた、医療と福祉の連携、多様な主体との協力体制の構築等、地域包括ケアシステムの基盤整備は概ね予定通り進んでいます。
- 地域ケア会議も包括レベルの会議を年間約30回、市レベルの会議を年に1回開催するなど、継続的な開催がされています。
- 増加する高齢者への支援をさらに充実させていくため、基幹型及び委託型地域包括支援センターの機能強化及び充実とともに、地域包括支援センターの役割等について更なる周知を図る必要があります。

##### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、あなたの地域を担当している地域包括支援センターがどこにあるか知らない方は、58.2%でした。

#### （地域の相談窓口の周知と機能強化） 9事業

##### 事業評価における 評価及び課題等

- 「コーディネーター配置事業」に遅れがみられます。
- 今後も高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センター及びセンター内に設置している「福祉相談室」をはじめとする地域の相談窓口の周知に引き続き努める必要があります。
- 各地域包括支援センターが、高齢者等からの相談窓口として、適切かつ効果的に機能していくため、職員のスキルアップ等に努めます。

---

## 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、地域を担当している地域包括支援センターを「知っている」は全体で38.1%です。しかし、地区別では、3割前後の地区もあれば、約5割の地区もあるなど、地区により差があります。
  - 悩みや心配ごとの相談先は、一般高齢者個別調査では「家族・親族」、「友人・知人」が高くなっており、「市役所」をはじめ、「地域包括支援センター」、「福祉相談室」などの割合はまだ高くありません。要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、主な介護者の相談先として「地域包括支援センターやケアマネジャー」が高くなっています。
- 

## （地域における見守り体制の強化） 9事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- SOSの新規登録件数は増えています。平成28年度は、SOSネットワークを利用したすべての高齢者が無事発見されました。
  - 保健師等による介護認定非該当者への訪問については、目標は達成していないものの、高齢者のニーズや健康状態を確認し必要な支援を行うことができました。
  - 各地域包括支援センターでは、地域の関係者が集まる、地域ケア会議の中で、地域での高齢者等の見守りについて話し合いを行い、支援者間のネットワークの拡大等を図りました。
- 

## 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、防災無線を使って、行方不明の高齢者等を市民に呼びかけて捜していただいていることについて、必要だと思う方が85.3%でした。
- 

## （高齢者を介護している方に対する支援） 4事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 在宅で高齢者を介護している方の多くが高齢者であるという現状があります。
  - 多岐にわたったテーマで「家族介護教室」を開催しています。介護している家族が参加しやすい日程を調整する難しさがあります。
- 

## 市民等の現状

- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、主な介護者の年齢が60歳代は26.0%、70歳代は19.8%、80歳以上は13.2%となっており、約6割が60歳以上です。
  - 家族や親族の中で、介護のために仕事を辞めたケースでは、「主な介護者が仕事を辞めた」が11.5%みられました。
  - 現在、主な介護者が「フルタイムで働いている」は15.9%、「パートタイムで働いている」は14.0%です。働きながら介護を続けることの今後の見込みは、「問題なく続けていける」が23.1%みられるものの、「問題はあるが、何とか続けていける」が52.9%と最も高く、その問題の解消のために、「介護をしている方への経済的な支援」、「休暇を取得しやすくなるような職場づくり」、「介護保険施設の整備」、「介護休暇等の制度の充実」などが求められています。
-

## (高齢者の権利擁護)

### 4事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

- 成年後見制度の利用が必要であるものの、親族の支援が得られない認知症高齢者が増加しており、「市長申立て」の相談が多く寄せられています。
- 平成28年度より「市民後見人養成研修」を開催し、市民後見人の養成に着手しました。
- 平成29年3月24日に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。今後、国の計画を踏まえた市町村における取り組みの充実・強化が求められます。
- 「高齢者虐待防止対策事業」では、地域包括支援センターや介護関係事業所向けの研修を開催し、虐待防止に向けた意識の醸成を図りました。

#### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、成年後見制度の「制度の内容について知っていた」が39.5%と平成25年度よりも増加しました。
- 一方、成年後見制度の利用・相談窓口があることを「知っている」は21.7%で、制度の認知度と、いざ利用する際の窓口の認知度との乖離がみられます。

## 【総括】

基本方針の中で、39事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

地域包括ケアシステム構築のために、関係者が地域の課題を共有し、課題解決に向けた、ネットワーク化は進んでいますが、そのことに対する市民の認知度は高まっていないと考えられ、市が進めていることと市民の理解との間に温度差がみられます。

今後、「自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進」、「医療・介護の連携の推進等」が求められる中で、ますます市民の身近な相談窓口としての地域包括支援センターの重要性は高まると考えられます。市では、地域包括支援センターに福祉相談室も併設しており、複合的な課題への対応力を向上させています。これらの強みを生かすためにも、様々な機会を活用して市民に知ってもらい、同時に、地域包括支援センター職員による訪問相談支援や関係者等とのネットワーク強化に取り組むことで、地域での認知度を高めていく必要があります。

また、介護離職を防止する観点に立って、働きながら介護に取り組む家族や、今後の仕事と介護の両立不安や悩みを持つ就業者に対する相談支援や介護者の負担軽減に向けた取り組みを進め、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要とする高齢者に対して、制度の紹介や手続きの支援を積極的に行う必要もあります。

## 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状が現れた後にも地域で生活できるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支えるための体制づくりに努めます。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
認知症サポーターの養成人数 認知症対応型共同生活介護の整備	2年間の認知症サポーター養成人数の合計	960人以上	延べ、3,564人	達成
	認知症対応型共同生活介護の整備	1か所	0か所	未達成

※「認知症対応型共同生活介護の整備」の達成値（平成28年度）は0か所としていますが、平成29年度初頭での開設に向けた新規指定の手続きは実施しました。

基本方針に関連する指標を2項目掲げていましたが、「2年間の認知症サポーター養成人数の合計」は平成27年度中に延べ2,001人に達し、策定時の目標値を大きく上回りました。一方、未達成ではありますが、「認知症対応型共同生活介護の整備」も、平成29年度の開設を見込むことができました。

### 【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

#### (認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み) 2事業

##### 事業評価における評価及び課題等

- 平成27年1月より「認知症初期集中支援推進事業」を実施し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期対応に向けた支援を行うことができました。
- 認知症施策検討会等で、(仮称)認知症ケアパス及び(仮称)認知症自己チェックシートの作成に取り組み、その骨子ができました。
- (仮称)認知症ケアパス等に掲載するため、茅ヶ崎医師会に加入している医療機関に認知症の診療等に関する調査を行いました。
- 「認知症初期集中支援推進事業」については、課題が多岐にわたる事例が増えてきており、医療機関につながらない事例やサービスの導入が困難な事例が多くあります。また、成年後見制度を必要とする事例も増えてきています。

##### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、従来の基本チェックリストの項目における認知症のリスクのある高齢者が27.9%みられます。
- 一般高齢者へのアンケート（平成27年度に実施した二次予防事業対象者事業—介護予防のためのはつらつ健康アンケート）の結果、年齢が高くなるにつれ、認知症のリスクが高くなっています。（65～69歳：26.8%、85歳以上：38.8%）
- コグニサイズ等認知症予防教室については、定員を上回る申し込みがあることが多いです。

## (認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発) 1事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 「認知症サポーター養成講座」以外に、サポーター養成講座の受講者を対象にステップアップ教室を開催するなど、内容の充実化を図りました。
- 28年度には、「認知症サポーター養成講座」を開催できるキャラバンメイトの交流会を開催しました。
- サポーター数も順調に増加しています。

### 市民等の現状

- 認知症サポーター養成講座に受講者は、年々増える傾向にあるものの年度によりばらつきがあります。(25年度：968人、26年度：1,195人、27年度：2,001人、28年度：1,563人)
- 認知症サポーター養成講座の受講者として、企業や児童・生徒等が増えてきています。
- 一般高齢者個別調査では、防災無線による行方不明の高齢者等の市民に呼びかけて捜していることについて、「必要だと思う」が85.3%です。

## (認知症に関する相談窓口の充実強化) 4事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 平成29年度から認知症地域支援推進員を配置するため、その業務や職種等について検討し、一定の方向性を見出しました。29年度に配置し認知症の方への支援を開始しました。
- 若年性認知症の方やその家族が集まる“若年性認知症のつどい—うみの会—”に参加し、寄り添うことができるよう努めました。また、認知症の方やその家族が集まる“にこにこクラブ”との連携を図りました。
- 成年後見支援ネットワーク連絡協議会を開催し、認知症の方等への支援のあり方について、関係者による意見交換を行いました。

### 市民等の現状

- 成年後見支援センターの相談内容が複雑化しています。
- 茅ヶ崎医師会に加入している医療機関に、認知症の診療等に関する調査を行った結果、認知症の診療を行っている医療機関は75機関でした。

## (認知症高齢者の支援体制づくり) 3事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 徘徊老人及び障害児(者)のためのSOSネットワーク連絡協議会を開催し、関係者による意見交換を行いました。
- SOSネットワークへの登録や認知症への理解を深めていただくため、平成28年度は、広報等で周知すると共に、認知症フォーラムを開催しました。
- SOSネットワークへの新規登録は年々増える傾向にあります。(26年度：42件、27年度：49件、28年度：53件)

### 市民等の現状

- 平成28年度は認知症フォーラムに参加した一般市民等(97人回答)へのアンケートの結果、「満足」と「まあ満足」を合わせると93.8%です。
- SOSネットワークを利用し、防災無線等を活用した人数は、延べ43人でしたが、うち、SOSネットワークへの登録者は、延べ8人でした。(平成28年度実績)

## 【総括】

基本方針の中で、9事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業についても予定どおり進めることがほぼできました。

平均寿命の延伸により、認知症高齢者も今後ますます増加すると予測される中、これらの事業を更に推進する必要性は高まっています。

認知症になったとき最初に気づくのは本人とも言われていますが、自分から進んで受診する方はまだまだ少ないのではないかと考えられることから、本人や家族、支援者が、認知症に気づく取り組みと認知症の早期受診、早期支援が連動できる仕組みの強化を図る必要があります。

また、基本方針1及び2の取り組みにより、認知症予防のため、高齢者の生きがいや健康づくりを強化していくことが求められます。

更に、認知症になった方が本人の望む場所で、できるだけ生活し続けることができるよう、様々な介護サービスの充実、及び従事者のスキルアップに向けた取り組みの強化が必要です。また、元気なうちから、自分の意思を家族や関係者に伝えておくことが重要です。

認知症の方の家族の負担軽減のために、家族等が相談できる場や認知症の方への接し方について学ぶ場の充実を図っていく必要があります。

## 基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

要介護等の認定者が介護保険の利用を通じて、自立した日常生活を送ることが出来るように、保険給付サービスの充実に取り組みます。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	項目	策定時の目標値 (平成28年度)	達成値 (平成28年度)	達成状況
介護保険サービスの利用を通じて生活に張りができた、または心身の状態が良くなってきたと感じる人の割合	張りができた	32.4%以上	32.0%	未達成
	心身の状態が良くなった	43.3%以上	37.1%	未達成

基本方針に関連する指標は、2項目とも未達成となりました。その中でも、「心身の状態が良くなった」という実感できた人が大きく減っています。

### 【事業評価における評価及び課題等と市民等の現状】

#### (保険給付見込量の設定)

※事務事業数とはカウントせず

#### 事業評価における 評価及び課題等

○予防給付、介護給付とも、「(介護予防) 訪問リハビリテーション」が見込値に対する実績値が低いものの、全体的にはおおむね計画どおり進んでいます。

#### 市民等の現状

○要支援・要介護認定者個別調査(在宅)では、介護サービスを利用している方が77.9%で、「通所介護(デイサービス)」、「福祉用具貸与」、「通所リハビリテーション(デイケア)」、「福祉用具購入」、「訪問介護(ホームヘルプ)」などの利用が高くなっています。

○今後利用したい介護保険サービスは、「一つの事業所でデイサービス、ホームヘルパー、宿泊を組み合わせ、介護や看護ケアを受けることができるサービス」が最も高くなっています。

○また、今後介護を受けたい場所では、「可能な限り自宅で生活を続けたい」が72.5%で最も高くなっています。

#### (介護保険施設等の整備)

#### 4事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

○「居宅介護支援事業者の指定事務」については、事業者指定等に係る条例の制定や、事業者への周知等権限移譲がされる平成30年度に向けて準備を進めています。

○施設・居住系サービスについては、平成28年度に「介護老人福祉施設」を1か所、平成29年度に「介護老人保健施設」を1か所整備しました。

○地域密着型サービスについては、「認知症対応型共同生活介護」の開設を平成28年度に1か所の整備を見込んでいましたが、平成29年度当初の整備となりました。また、「看護小規模多機能型居宅介護」は、平成27年度から29年度にかけて毎年1か所の整備を見込んでいましたが、平成29年度に2か所の整備となりました。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、平成28年度に1か所の整備を見込んでいましたが、平成29年度の整備となりました。(※H29.5.15時点では未整備です。今年度中に整備予定です。)

---

#### 市民等の現状

- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、施設等への入所・入居の検討状況で、「すでに申込みをしている」が4.7%、「申し込んでいないが、今後1年以内には申込みをしたい」が9.1%となっており、これらの方のうち48.6%が、「特別養護老人ホーム」へ申し込みや申し込み意向があります。
  - 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、入所・入居している施設は、「特別養護老人ホームに入所中」が35.6%で最も高く、「介護老人保健施設に入所中」が26.2%、「有料老人ホームに入居中」が24.2%などとなっており、施設サービスに多くの方が満足しています。
- 

### （給付の適正化と人材育成） 4事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

- 適正化や事業者支援については、順調に事業を進めることができました。
  - 「介護保険事業者に対する人材育成」として、適切なケアプラン作成に係る研修会を2回開催し、出席者の良い反応も得られました。
- 

#### 市民等の現状

- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、介護保険サービス提供者の満足度について、「かかわったすべての事業者に対しておおむね満足している」が65.3%と高くなっていますが、平成25年度に比べて減少しました。
  - 「（一部またはすべての事業者に対して）不満を感じている」と回答した方の理由は、「担当者のケアの技術に不満がある」が51.3%です。
  - 介護サービス事業所調査では、円滑な事業運営を進めていく上での経営上の問題として、「職員の確保が難しい」が最も高くなっています。
  - 人材確保、人材の定着・育成の取り組みでは、「育児中の職員への配慮など、働きやすい環境をつくっている」、「働く時間に柔軟性をもたせたり、休暇を取りやすくするなど職場環境を整えている」など、働きやすさの取り組みで効果がみられます。
- 

### （介護保険事業者への支援） 2事業

#### 事業評価における 評価及び課題等

- 介護サービス事業者連絡協議会で、適時に情報提供を行うことができました。
  - 介護保険利用中に発生した事故については、迅速な報告を求めるよう指導し、再発防止の指導に努めました。
- 

#### 市民等の現状

---

## (制度周知のための取り組み) 2事業

### 事業評価における 評価及び課題等

- 平成27年度には被保険者への情報提供として、制度改正を反映したパンフレットを作成しました。また、平成28年度には平成29年4月から開始される介護予防・日常生活支援総合事業の内容を含んだパンフレットも作成しました。
- 苦情については、利用者とその家族、事業者の双方の事情を聞き、解決に向けた取り組みを行いました。

### 市民等の現状

- 一般高齢者個別調査では、介護保険や高齢者福祉に関する情報の入手先は、「市の広報紙（広報ちがさき）」、「市役所からの案内（通知やチラシを含む）」、「回覧板」などが高くなっています。
- 要支援・要介護認定者個別調査（在宅）では、「ケアマネジャー」、「市の広報紙（広報ちがさき）」、「市役所からの案内（通知やチラシを含む）」、「地域包括支援センター」などが高くなっています。

## 【総括】

基本方針の中で、12事業を展開し、指標のある事業の多くは策定時に掲げた事業の目標を達成しつつあり、また、指標のない事業も予定どおり進めることができました。

今後、可能な限り自宅で生活を続けたいという高齢者が多い中で、地域包括ケアを推進するために、要介護度が高い方にも対応できるサービス提供体制を整備していく必要があります。

また、「介護保険制度の持続可能性の確保」が求められており、市民にその理解を得るためにも、介護サービスの質の確保を追求し続ける必要があります。そのため、サービスの提供に当たる事業所の人材の確保・育成の支援が急務です。

## 4-2 第7期計画の基本方針及び施策の体系

### (1) 第7期計画の基本方針及び施策の方向性について

第6期計画策定時には、「団塊の世代」がすべて後期高齢者となる平成37年を見据え、第6期から第9期までの期間において中長期的な施策展開をする趣旨で、基本方針を設定しました。本計画では、その趣旨を鑑みて、第6期計画の基本方針を発展的に受け継ぐこととします。

ただし、第6期計画の推進とその評価、及び地域包括ケアシステムの強化に向けての動きに呼応して、一部変更を行うものとします。

変更点は、次のとおり基本方針4と基本方針6についてとなります。

基本方針4については、地域包括ケアシステムは大きな概念であり、施策の方向性という枠組みに収まるものではなく、計画全体に波及するものであることから、第6期計画の「(1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備」を、施策の方向性からは外しました。それに伴い、第6期計画で紐づいていた事業の位置づけの変更を行います。

事業の位置づけの変更により、第6期計画の「(3) 地域における見守り体制の強化」が担う範囲を広げ、「(2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進」へと変更します。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進における、医療・介護の連携の推進に向け、新たな施策の方向性として「(5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進」を新設しました。

#### 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

第6期計画時		本計画	
(1)	地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備	—	—
(2)	地域の相談窓口の周知と機能強化	(1)	地域の相談窓口の周知と機能強化
(3)	地域における見守り体制の強化	(2)	地域における見守り及び支援体制づくりの推進
(4)	高齢者を介護している方に対する支援	(3)	高齢者を介護している方に対する支援
(5)	高齢者の権利擁護	(4)	高齢者の権利擁護
		(5)	在宅医療及び医療と介護の連携の推進

基本方針6については、平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の見込み量にも言及することから、基本方針及び施策の方向性の文言を変更しました。

第6期計画時：基本方針6 予防給付及び介護給付サービスの充実

本計画：基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

第6期計画時：施策の方向性 (1) 保険給付見込量の設定

本計画：施策の方向性 (1) 保険給付等の見込量の設定

## (2) 第7期計画の施策の体系

### 基本方針1 高齢者の多様な生きがいの支援

(1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

(2) 趣味、レクリエーション、生きがいの支援

(3) 生涯学習の促進

(4) 世代間交流の促進

(5) 就労支援の充実

### 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

(1) 健康づくり、健康増進

(2) 介護予防のための効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発

(3) 生活支援サービスの充実・強化

### 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢社会に対応した住環境づくり

(2) 安心・安全なまちづくり

(3) 災害に強いまちづくり

(4) 高齢者の住まいの確保

#### 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

- (1)地域の相談窓口の周知と機能強化
- (2)地域における見守り及び支援体制づくりの推進
- (3)高齢者を介護している方に対する支援
- (4)高齢者の権利擁護
- (5)在宅医療及び医療と介護の連携の推進

#### 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

- (1)認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み
- (2)認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- (3)認知症に関する相談窓口の充実強化
- (4)認知症高齢者の支援体制づくり

#### 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

- (1)保険給付等の見込量の設定
- (2)介護保険施設等の整備
- (3)給付の適正化と人材育成
- (4)介護保険事業者への支援
- (5)制度周知のための取り組み
- (6)保険給付費と介護保険料

## 第5章 介護保険制度の改正に伴う本市の対応について

高齢者の自立支援と要支援要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されることを目的に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。介護保険法の改正の概要と本市の対応は次のとおりです。

### 5-1 認知症に関する施策の総合的な推進等について

国は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、平成27年1月「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(以下、「新オレンジプラン」と表記します)を策定しました。

平成29年5月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、新オレンジプランの基本的な考え方を法律上にも位置づけ、以下のような内容を介護保険法に規定しました。

- ①認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発
- ②認知症の人の介護者への支援の推進
- ③認知症及びその家族の意向の尊重の配慮

本市では、「認知症初期集中支援推進事業」を継続して実施するとともに、「認知症サポーター養成講座」、「ステップアップ講座」等を通じて、認知症への理解を深めるための普及啓発を行います。また、「認知症地域支援推進員配置事業」等により、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行います。

### 5-2 介護医療院の創設について

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設として、新たに「介護医療院」が創設されます。

本市にある介護療養型医療施設については、「介護医療院」への転換も含めて、施設の意向や国の動向を注視し、的確に対応していきます。

### **5-3 介護保険制度における所得指標の見直しについて**

---

介護保険制度では、第1号被保険者の介護保険料の段階の判定するにあたり、地方税法上の合計所得金額（収入から必要経費等を控除した額）を指標として用いています。平成30年度より、合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いることとなります。

施行日は平成30年4月1日からです。

### **5-4 利用者負担割合の見直しについて**

---

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、第1号被保険者のうち、現役並みの所得を有する方の負担割合が2割から3割に引き上げられます。ただし、自己負担額の上限は月額44,400円です。3割負担の具体的な基準は、①合計所得金額220万円以上、②年金収入＋その他の合計所得金額340万円以上（世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上）の両方を満たしている場合となります。

施行日は、平成30年8月1日で、3割負担の対象者については、負担割合証の記載欄に3割と記載します。

### **5-5 介護納付金への総報酬割の導入について**

---

第2号被保険者（40～64歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者（協会けんぽ、健保組合、国保、各種共済）に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。

各医療保険者の負担を決定する際に、加入者数に応じて決定される方式が採用されていることから、被用者保険（協会けんぽ、健保組合、各種共済）の間で報酬額に占める第2号被保険者の保険料の比率に差が生じていました。

そこで、被用者保険間では、報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）が、激変緩和の観点から平成29年8月より段階的に導入され、平成32年度から全面総報酬割となります。

## **5-6 共生型居宅サービス事業者等に係る特例について**

---

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

障害福祉サービス事業所等であれば、介護保険事業所の指定を受けやすくなる特例が設けられており、事業者から指定の申請があった場合において、都道府県又は市町村の条例で別途定める基準を満たしているときは、指定を行うことができることとなります。

本市では、国の検討状況や事業者の参入意向を注視しながら、関係所管課と連携を図り検討を進めます。

## **5-7 有料老人ホームに係る指定の取消等について**

---

悪質な事業を続ける有料老人ホームへの指導監督の仕組みを強化するため、未届有料老人ホームも含め、悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令措置が新設されます。

具体的には、市町村長が、都道府県知事から有料老人ホームの設置者に対して事業の制限又は停止を命じた旨の通知を受けたときは、指定地域密着型サービス事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるようになります。

## **5-8 地域包括支援センターの機能強化について**

---

地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センターに事業の自己評価を行い、必要な措置を講ずることにより事業の質の向上を図ることが義務付けられるとともに、市町村に対しても、地域包括支援センターの事業の実施状況の評価を行うことが義務付けられました。

評価の実施にあたっては、国が全国で統一して使用する評価指標を策定し、全国の市町村及び地域包括支援センターを比較評価することを可能とすることで、個々の地域包括支援センターの業務の状況や量等の程度を市町村が把握し、これを地域包括支援センター運営協議会等が、評価・点検することができる仕組みを構築することが予定されています。

従前より本市では、独自の基準を設けて各地域包括支援センターの運営状況の評価を実施するとともに、地域包括ケアの充実のため、人材育成システム構築事業を実施する等、地域包括支援センターの機能強化に取り組んでまいりましたが、今後は国の動向を注視し、全国統一の評価指標の導入・活用を図り、各地域包括支援センターがその機能をより効果的に発揮できる体制づくりを継続していきます。

また、地域共生社会の実現に向けて、関係部局等と連携し、地域における包括的な支援体制のあり方、地域の連携体制やその中での地域包括支援センターの位置づけや役割の具体化について検討していきます。

## 5-9 被保険者の自立した日常生活の支援等に関し取り組むべき施策等について

---

被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要支援要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策及びその目標に関する事項を介護保険事業計画の記載事項に追加することが求められました。

本市では、被保険者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために、PDCAサイクルを活用して保険者機能の機能を強化していくことが重要であるという認識に立ち、国から提供されたデータの分析を実施し、本計画に自立支援・重度化防止等の取組内容及び目標を記載し、実績に関する評価を行うとともに、その結果を公表するよう努めます。

## 第6章 基本方針ごとの施策

※以下、個別事業については評価の指標を数値で設定している事業を枠で囲み、評価の指標を数値で設定していない事業は文章のみで掲載しています。

### 6-1 基本方針1 高齢者の多様な生きがいのづくりの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組みます。

#### 【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援
- (2) 趣味、レクリエーション、生きがいのづくりの支援
- (3) 生涯学習の促進
- (4) 世代間交流の促進
- (5) 就労支援の充実

「高齢者の多様な生きがいのづくりの支援」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

#### 【基本方針に関連する指標】

指標	・ 地区のボランティア活動への意向 ・ 社会参加の状況のうち、現在活動していることで「趣味、スポーツ、レクリエーション」、「就労」と回答した方の割合
目標 (平成31年度)	・ 地域ボランティア活動に参加している 9.1%以上 ・ 趣味、スポーツ、レクリエーション活動を行っている 39.3%以上 ・ 就労している 14.8%以上

#### (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援

日々の生活を活気に満ちたものにするため、高齢者が自身の能力を活かして活動できる機会の提供など、様々な活動に対し意欲的に参加することを促すような支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
セカンドライフのプラットフォーム（高齢期における社会参加の仕組みづくり） （企画経営課）	高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた意識醸成を行い、就労や市民活動への参加機会の場の充実を図り、生きがいを持った生活を続けることができますようにします。	社会参加のマッチング数： 30年度：270件 31年度：300件 32年度：300件 (28年度実績 115件)

事業名	事業内容	評価の指標
中高年齢者就業支援事業 (雇用労働課)	勤労市民会館において、職業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。	就職サポートコーナー 相談者における65歳以上の相談者割合： 30年度：2.9% 31年度：3.0% 32年度：3.1% (28年度実績 2.7%)
まなび人材事業 (文化生涯学習課)	様々な分野で学習活動されている方、しようとしている方を生涯学習における身近な支援者として登録していただき、学びたい人やグループなどに紹介します。高齢者の経験を生かせる、活動機会の提供を図ります。	まなびの市民講師の登録数： 各年度90人 (28年度実績 64人)
住区基幹型公園等整備事業 (公園緑地課)	緑の保全とともに市民生活に安らぎや憩いの場を提供することで、子どもから高齢者まで安心して利用し、地域交流や防災活動などの拠点ともなる、公園、緑地等の整備を行います。既存公園については地元の要望を踏まえながら改修を進め、健康遊具の設置も検討していきます。	市民一人当たりの都市公園面積： 各年度8.73㎡/人 (28年度実績3.31㎡/人)
ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業 (社会教育課)	ふるさと茅ヶ崎を学び、知る機会を講座やまち歩き等の事業を通して提供し、高齢者が外出するきっかけや、ふるさとについて語る場をつくれます。	講座、まち歩き事業等の回数： 各年度2回 (28年度実績 6回)
高齢者が活躍する事業 (公民館)	地域の高齢者が公民館の事業において指導者として活躍し、子供たちとふれあい、交流を図るとともに、高齢者の生きがいを作り出します。	高齢者の指導する事業数： 各年度8事業 (28年度実績 10事業)

### 【(仮) 高齢者の活動支援事業】(高齢福祉介護課)

関係者等へのアンケートや関係機関・関係者等の意見交換を通して、地域住民、高齢者同士が支え合える地域づくり及び、高齢者自身の社会参加及び介護予防等に資するボランティア制度のあり方を研究します。

### 【地域における多様な居場所づくりへの取り組み支援】(市民自治推進課、福祉政策課、高齢福祉介護課)

身近に心の拠り所となる場所があることにより、孤立を防ぐことができます。

高齢者や障害者はもとより様々な方々が気軽に参加することができる居場所づくりが求められています。地域が主体的に取り組む、居場所づくりを支援します。

### 【自治会及びまちぢから協議会等地域活動への参画促進支援】(市民自治推進課)

高齢者がこれまで培ってきた知識や経験、技術を活かして地域の担い手として活躍していただけるよう、自治会及びまちぢから協議会等が進める地域活動への参画促進の取り組みを支援します。

### 【長寿社会における共助のきっかけづくり】(企画経営課)

長寿社会において地域での共助の取り組みを推進するため、活動に関わる人の発掘を行います。

## (2) 趣味、レクリエーション、生きがいづくりの支援

高齢者が趣味の活動やレクリエーションなどを楽しめるよう、様々な機会を提供するとともに、活動の拠点となる施設の維持管理及び活動の主体となるグループ(老人クラブ、ボランティア団体等)に対する助成を行います。また、外出のきっかけ作りや送迎バスの運行など、高齢者の外出を促すための取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
老人クラブ等助成事業 (高齢福祉介護課)	高齢者の積極的なスポーツ活動・文化活動の促進や、海岸清掃等の地域社会に対する奉仕活動の促進を図るため、補助金を交付します。	補助対象クラブ数： 各年度102クラブ (28年度実績 104クラブ)
老人憩の家の管理・運営 (高齢福祉介護課)	高齢者のサークル活動や生きがいづくりの場として、指定管理者制度により施設管理を行い、合わせて指定管理者による自主事業を展開します。	利用者数： 各年度70,000人 (28年度実績 70,608人)

事業名	事業内容	評価の指標
老人福祉センターの管理・運営 (高齢福祉介護課)	高齢者のサークル活動や生きがいつくりの場として、指定管理者制度により施設管理を行い、合わせて指定管理者による自主事業を展開します。	利用者数： 各年度98,000人 (28年度実績 105,027人)
生きがいと健康づくり推進事業 (高齢福祉介護課)	高齢者が家庭や地域等の各分野で、豊かな経験と知識、技能を活かし、健康かつ生きがいを持って社会活動を行うきっかけづくりを支援するため、老人クラブ連合会への委託事業をはじめとした各種事業を実施します。	老人クラブ連合会委託事業(きずな) 開催数：各年度12回 参加者数 30年度：462人 31年度：467人 32年度：472人  (28年度実績 12回 457人)
生きがいふれあいバス運行事業 (高齢福祉介護課)	高齢者及び障害者の10人以上の団体が、福祉施設等を利用し、研修会やレクリエーションを行う際の送迎バスを運行します。	年間運行台数： 各年度24台 (28年度実績 24台)
多様な主体による高齢者の外出の機会の提供事業(高齢者のための優待サービス事業) (高齢福祉介護課)	多様な主体による高齢者の外出機会提供事業として高齢者のための優待サービス事業を展開します。	参画企業・事業者数： 30年度：155事業者 31年度：160事業者 32年度：165事業者 (28年度実績 150事業者)

**【敬老祝金贈呈事業】(高齢福祉介護課)**

多年にわたり社会の発展に寄与してきた高齢者に敬愛の意を表し、その長寿を祝うため、99歳以上の高齢者に敬老祝金を贈呈します。また、100歳以上の方々には長寿のお祝いと交流を目的としてご長寿祝賀会を開催します。

### (3) 生涯学習の促進

高齢者の生活をより豊かなものにするため、様々な学びの機会を提供するなど、高齢者の学習意欲を後押しするような支援を行います。また、図書館の資料など、地域の学習資源を高齢者が利用しやすくなるような取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者の学びの機会創出事業 (高齢福祉介護課)	高齢者を対象とした学習会を開催し、関心のある講義（授業）に楽しみながら参加してもらいます。社会参加・生涯学習・外出支援・孤立防止・一人暮らしの不安解消・認知症予防のきっかけをつくります。	学習会参加者数： 各年度85人 (28年度実績 81人)
パソコン体験コーナー運営管理 (文化生涯学習課)	高齢者を含む市民のICT（情報推進技術）教育の推進を図ります。また、タブレットなど時代に即したコミュニケーションツールの支援促進も強化していきます。	体験コーナー利用者数： 各年度2600人 (28年度実績 2,656人)
映画会の開催 (図書館)	高齢者が定期的に外出できるよう月1回程度を目安として開催します。加えて、加齢により聴覚や視覚に支障が生じて、副音声や字幕で楽しめるような映画上映を実施します。	開催回数：各年度12回 (28年度実績 12回)
大活字資料の提供 (図書館)	継続して大活字本を整備するほか、一般的な図書でも活字の大きさや行間などが高齢者の読書に配慮された資料も意欲的に収集し提供します。	全蔵書数のうち大活字本の占める割合： 各年度0.3%以上 (28年度実績 0.3%)

#### 【各種講座の開催】（公民館）

高齢者の学びに対するニーズの把握に努めるとともに、生きがいつくりや健康づくりを支援するために趣味・レクリエーションをはじめとして各種講座を開催し、自主的な学習機会を提供します。

#### 【高齢者読書支援事業】（図書館）

高齢者が読書活動を容易に継続するために、身近な場所で利用できるよう各図書室の蔵書の充実を図りながら、地域の読書活動の拠点となるよう整備を進めます。家庭配本サービスについても民間と連携し継続して実施します。

### （4）世代間交流の促進

高齢者の生活を豊かにするとともに、高齢者の知識や経験の伝承や子どもの社会性や情操性を育むため、様々な活動を通じ、世代間の交流を促進します。

事業名	事業内容	評価の指標
ファミリーサポートセンター事業 （子育て支援課）	安心して子育てができる環境づくりを進めるため、高齢者に子どもを預かる支援会員として活躍の機会を提供し、世代間交流を図ります。	新規登録者（支援会員）の60歳以上の割合： 各年度25% （28年度実績 18.5%）

#### 【世代間交流を推進する事業】（保育課）

公立保育園6園で、高齢者施設等を訪問し、お楽しみ会等に参加することにより、世代を超えた交流を図ります。また、公立保育園6園で、高齢者を招いたお楽しみ会等を開催することにより、世代を超えた交流やふれあいの場を提供します。

#### 【公民館まつり等の開催】（公民館）

公民館まつりの開催により、高齢者が外出する機会を創出するとともに、地域における交流や仲間づくりを支援します。また、日本の年越しにおけるしめ縄づくりなどの伝統行事の伝承を通じて、児童・生徒と高齢者の世代を超えた交流やふれあい、活躍の場を提供します。

## (5) 就労支援の充実

就労意欲を持った高齢者が地域で働き続けることができるよう、シルバー人材センター等を通じ、就労支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	評価の指標
シルバー人材センター 運営費補助事業 (高齢福祉介護課)	臨時的かつ短期的な就労の機会の提供、就労を希望する高齢者に対する職業紹介及び就労に必要な知識・技術の講習を行う公益社団法人シルバー人材センターの効率的な運営を図るため、財政援助を行い、高齢者の就業機会の増大・職業の安定に寄与します。	会員数：各年度1,000人 (28年度実績 978人)
セカンドライフのプラットフォーム(高齢期における社会参加の仕組みづくり) <再掲> (企画経営課)	高齢者のセカンドライフへの円滑な移行に向けた意識醸成を行い、就労や市民活動への参加機会の場の充実を図り、生きがいを持った生活を続けることができるようにします。	社会参加のマッチング数： 30年度：270件 31年度：300件 32年度：300件 (28年度実績 115件)
中高年齢者就業支援事業<再掲> (雇用労働課)	勤労市民会館において、職業相談及び紹介、就職・転職活動の相談、就職活動についての講座を実施し、中高年齢者を含む求職者の就職を支援します。	就職サポートコーナー相談者における65歳以上の相談者割合： 30年度：2.9% 31年度：3.0% 32年度：3.1% (28年度実績 2.7%)

## 6-2 基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で生活できるよう、日常の中での健康づくりや、介護予防に関する取り組みの充実に努めます。また、高齢者の生活を支援するためのサービスを提供します。

### 【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 健康づくり、健康増進
- (2) 介護予防のための効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発
- (3) 生活支援サービスの充実・強化

「高齢者の健康づくりと介護予防の充実」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちがさき体操の周知状況</li> <li>・健康を保つための実践状況</li> <li>・歌体操教室の開催会場数</li> <li>・介護予防ボランティア養成講座受講者数</li> </ul>
目標 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちがさき体操を知っている 16%以上</li> <li>・健康を保つために実践していることがある 93%以上</li> <li>・歌体操教室の開催会場数 25会場</li> <li>・介護予防ボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の3年間の養成講座受講者延べ数 70人</li> </ul>

### (1) 健康づくり、健康増進

様々な行事の開催を通じ、運動や健康づくりに対する意識の啓発を行います。また、健診事業を通じ、高齢者の健康状態の把握に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
フレイルチェック事業 (高齢福祉介護課)	高齢者に自身の心身の状況に気づいてもらい、早期からの健康増進・介護予防に参加することで健康寿命の延伸となるよう、虚弱化の予防に向けた気づき・学びの機会を創出します。	フレイルチェック参加者数（累積）： 30年度：1,000人 31年度：1,600人 32年度：2,300人 (28年度実績 単年度359人)

事業名	事業内容	評価の指標
介護予防講演会 (高齢福祉介護課)	高齢者に多い脳血管疾患、肺炎、認知症などの疾病の予防や歯の健康に関する講演を行います。また、調理実習を含んだ栄養教室を行います、介護予防を推進します。	参加者数： 各年度800人 (28年度実績 953人)
各種体育大会等の開催 (スポーツ推進課)	高齢者を含めた市民の健康の保持増進及び体力の向上を図るため、市総合体育大会、各種事業等及びスポーツ教室を開催し、スポーツに親しめる機会を提供します。	市総体、各種大会開催回数： 各年度47回 (28年度実績 47回)  教室開催回数： 各年度45回 (28年度実績 45回)
総合型地域スポーツクラブの育成 (スポーツ推進課)	総合型地域スポーツクラブの継続活動に向けて、既存の活動団体の支援を行うとともに、高齢者を含む市民への周知を図るため、啓発活動を行います。	広報紙への掲載回数： 各年度11回 (28年度実績 6回)
体力テストの開催 (スポーツ推進課)	スポーツや健康に対する関心を深め、生涯スポーツの推進と健康生活の向上を図るため体力テストを開催し、自身の体力の現状を知ることにより、自分にあったスポーツ・健康活動への計画的な取り組みを行っていくための機会を提供します。	開催数： 30年度：13回 31年度：16回 32年度：19回 (28年度実績 9回) (茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画目標値)
歯科保健事業 (健康増進課)	歯と口の健康週間において、オーラルフレイルなど歯科保健に関する知識の普及を行います。	参加者数： 30年度：200名 31年度：210名 32年度：220名 (28年度実績 148名)
健康診査事業 (健康増進課)	75歳以上の市民及び40歳以上の生活保護受給者を対象として、生活習慣病の早期発見のために健康診査を実施します。	受診率：各年度47.8% (28年度実績 47.8%)

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者インフルエンザ 予防接種事業 (健康増進課)	65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、インフルエンザワクチンの予防接種費用の助成をします。	接種率：各年度40.5% (28年度実績 40.5%)
高齢者肺炎球菌ワクチン 接種事業 (健康増進課)	65歳以上の市民及び60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能障害により身体障害者手帳1級相当の手帳を所有する市民を対象に、肺炎球菌ワクチンの予防接種費用の助成をします。	接種率：各年度5.1% (28年度実績 5.1%)
栄養改善事業 (健康増進課)	高齢者の栄養改善による体力づくりを目的として、調理実習を含む教室を実施します。	実施回数及び参加者数： 各年度2回 各20名 (28年度実績なし) ※29年度より、対象年齢を見直したため

#### 【短期集中通所型サービス】(高齢福祉介護課)

事業対象者、要支援の方等を対象に、対象者が行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が運動機能・認知機能・栄養状態・口腔機能の複合機能を向上させるための実技及び指導等を行います。

#### 【短期集中通所型サービスフォロー事業】(高齢福祉介護課)

短期集中通所型サービスを利用した方を対象に、フォロー教室を開催し機能の維持や改善を目指すとともに、介護予防への動機づけを行います。

#### 【短期集中訪問型サービス】(高齢福祉介護課)

事業対象者、要支援の方等を対象に、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、栄養バランス・低栄養等の栄養改善指導、口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練、体力及び運動器機能の向上のための運動指導、生活リズムの改善や生活習慣の指導、社会資源の情報提供等を実施します。

## (2) 介護予防の効果的な取り組みの支援及び介護予防に対する意識の啓発

健康や運動に関する教室の開催を通じ、健康の維持・増進に関する効果的な取り組みを支援します。また、高齢者の介護予防を支援するボランティアの養成や研修の取り組みを推進します。

事業名	事業内容	評価の指標
介護予防・健康づくり事業（60歳からのフィットネス教室） （高齢福祉介護課）	運動機能の低下のため、市内スポーツクラブに委託し、医師、看護師、運動指導員等の指導のもと、筋力トレーニングや健康体操などを実施することにより、自立した日常生活の維持継続を図ります。	教室参加者数： 30年度：90人 31年度：100人 32年度：120人 （28年度実績 90人）
脳の健康教室 （高齢福祉介護課）	認知症予防に効果的な「読み・書き・計算」をわかりやすい教材で実践する「脳の健康教室」を開催し、脳の活性化を図りながら、心身の健康を保つと共に、学習サポーターや仲間同士の交流で社会参加を促進します。	参加者数： 30年度：70人 31年度：72人 32年度：74人 （28年度実績 67人）
介護予防講演会 ＜再掲＞ （高齢福祉介護課）	高齢者に多い脳血管疾患、肺炎、認知症などの疾病の予防や歯の健康に関する講演を行います。また、調理実習を含んだ栄養教室を行い、介護予防を推進します。	参加者数： 各年度800人 （28年度実績 953人）
転倒予防教室 （高齢福祉介護課）	転倒骨折により介護が必要な状態となることを予防し、高齢者の社会参加や外出機会の拡大を図るため、転倒予防教室を開催します。	実施会場数・参加延人数： 各年度312回 16,000人 （28年度実績 288回 15,589人）

事業名	事業内容	評価の指標
歌体操教室ねぼし（寝防止） （高齢福祉介護課）	歌体操ボランティアが主体となって、身近な会場で、ロコモティブ症候群（運動器症候群）や認知症予防のために、童謡（10曲程度）を歌いながら簡単な運動と簡単な体操等を行います。	実施会場数： 30年度：15回 31年度：20回 32年度：25回 （28年度実績 3回）
地区組織活動支援事業 （高齢福祉介護課）	地区社会福祉協議会における高齢者事業（福祉のつどい、敬老会、給食会）等に市の保健師が出席し、健康相談や血圧測定等を行います。	実施回数： 各年度30回 （28年度実績 36回）

【短期集中通所型サービス】<再掲>（高齢福祉介護課）

事業対象者、要支援の方等を対象に、対象者が行う排泄、入浴、調理、買い物、趣味活動等の生活行為に支障のある者を対象に、保健・医療の専門職が運動機能・認知機能・栄養状態・口腔機能の複合機能を向上させるための実技及び指導等を行います。

【短期集中通所型サービスフォロー事業】<再掲>（高齢福祉介護課）

短期集中通所型サービスを利用した方を対象に、フォロー教室を開催し機能の維持や改善を目指すとともに、介護予防への動機づけを行います。

【短期集中訪問型サービス】<再掲>（高齢福祉介護課）

事業対象者、要支援の方等を対象に、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士が自宅を訪問し、栄養バランス・低栄養等の栄養改善指導、口腔ケア指導や摂食・嚥下機能の向上のための機能訓練、体力及び運動器機能の向上のための運動指導、生活リズムの改善や生活習慣の指導、社会資源の情報提供等を実施します。

【地域リハビリテーション活動支援事業】（高齢福祉介護課）

専門職種（理学療法士、作業療法士）を活用し、高齢者自身の自立した日常生活の維持、向上を目指すとともに、高齢者の介護予防を支援している従事者の資質向上を目指します。自宅リハビリテーション及びサロンリハビリテーション事業を行います。

【健康維持支援事業】（高齢福祉介護課）

「ちがさき体操」及び「ちがさき体操ダイジェスト版」等の普及啓発用DVDやCDの貸し出し、リーフレットの配布等を行います。また、ケーブルテレビ等を活用して介護予防に関する情報提供をします。

【介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）】（高齢福祉介護課）

要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス及び介護予防ケアマネジメントを実施します。

【介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業】（高齢福祉介護課）

高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座や介護予防従事者等の資質の向上や意欲を高めるための研修会を開催します。養成講座を受講した高齢者支援リーダーは転倒予防教室や地区サロン等に参加し、「ちがさき体操」を高齢者等といっしょに実施することにより介護予防を推進します。歌体操ボランティアは歌体操教室を運営します。フレイルサポーターはフレイルチェック事業を運営します。

【介護保険認定非該当高齢者への支援事業】（高齢福祉介護課）

介護認定の結果、非該当となった高齢者を保健師等が訪問等し、介護・健康・生活上の困りごと等の相談を受け、必要に応じて一般介護予防や各種サービス利用につなげていきます。

【(仮) 高齢者の活動支援事業】 <再掲>（高齢福祉介護課）

関係者等へのアンケートや関係機関・関係者等の意見交換を通して、地域住民、高齢者同士が支え合える地域づくり及び、高齢者自身の社会参加及び介護予防等に資するボランティア制度のあり方を研究します。

### (3) 生活支援サービスの充実・強化

在宅における自立した日常生活の維持・継続を支援するため、様々な主体と協力し、多様なサービスが利用できる地域づくりを目指します。

事業名	事業内容	評価の指標
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給） （高齢福祉介護課）	市民税非課税世帯で要介護4または5に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度960件 (28年度実績 700件)

事業名	事業内容	評価の指標
緊急通報装置貸与事業 (高齢福祉介護課)	ひとり暮らし高齢者等で、現病歴・既往歴等により日常生活に注意を要する方に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急事態発生時に即座に近隣者等と連絡の取れる環境を整備します。 また、受信センターからの定期的な「お伺い電話」により、受報、発報の両面から見守りを行います。	貸与台数（利用者数）： 30年度：250台 （月延べ3,000台） 31年度：255台 （月延べ3,060台） 32年度：260台 （月延べ3,120台） (28年度実績 222台 （月延べ2,844台）)
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業（寝具乾燥・丸洗い） (高齢福祉介護課)	寝たきり高齢者や認知症高齢者で失禁のある方に対して、寝具類の衛生を保持し、快適な生活環境を整えるため、月に1回、寝具類の乾燥、若しくは、丸洗いを実施します。	利用件数（組数）： 各年度316件 (28年度実績 225件)
安心まごころ収集 (環境事業センター)	ごみや資源物を指定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、ごみや資源物の戸別収集（無料）を行います。また、収集の際は必ず利用者へ声をお掛けすることで、安否の確認も行います。	利用世帯数： 30年度：340世帯 31年度：350世帯 32年度：360世帯 (28年度実績 328世帯)

**【生活支援体制整備事業】（高齢福祉介護課）**

介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。

**【在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業】（高齢福祉介護課）**

外国籍の高齢者等で、国民年金を受けるための要件を制度上満たすことができない方に、福祉給付金を支給します。

## 6-3 基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるまちを目指し、住環境の整備、防犯や交通安全対策、災害等の緊急時への備え、各種相談対応の充実などを推進します。また、高齢者が地域に生き残ることができるよう、住まいの確保に対しても取り組みます。

### 【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 高齢社会に対応した住環境づくり
- (2) 安心・安全なまちづくり
- (3) 災害に強いまちづくり
- (4) 高齢者の住まいの確保

「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者支援制度の認知度</li> <li>・災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人の有無</li> </ul>
目標 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者支援制度（旧 災害時要援護者支援制度）の認知度 14.2%以上</li> <li>・災害時や緊急時に身近で手助けしてくれる人がいる 79%以上</li> </ul>

### (1) 高齢社会に対応した住環境づくり

道路や公園の整備など、高齢者が外出しやすい地域を作るための取り組みを推進します。また、今後も高齢化のさらなる進行が予想されるなか、生活の利便性向上にも取り組みます。

事業名	事業内容	評価の指標
自転車駐車場施設整備事業 (安全対策課)	自転車を駐車しやすい環境づくりにより、高齢者の外出機会が増加するよう支援します。	茅ヶ崎駅南口の自転車駐車場累計整備台数： 各年度4,500台 (28年度実績 4,617台)
商店街の魅力とにぎわいの創出事業 (産業振興課)	商業の活性化を図るために地域商店街を支援し、魅力とにぎわいのある商店街を創出する。	補助金交付件数： 各年度35件 (28年度実績 33件)

事業名	事業内容	評価の指標
バリアフリー基本構想の推進 (都市政策課)	高齢者、障害者等の自立した日常・社会生活を確保するため、茅ヶ崎市バリアフリー基本構想に位置付けた特定事業を推進するとともに、高齢者、障害者等への理解促進などのソフト面のバリアフリー化を推進します。	茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会及び部会の開催回数： 各年度：5回 (28年度実績 4回)
住環境整備事業の調査・研究 (都市政策課)	高齢者を含む市民の快適な住環境の形成を確保するため、茅ヶ崎市住まいづくりアクションプランに位置づけた個別施策の推進を行います。	茅ヶ崎市住まいづくり推進委員会開催回数： 各年度：3回 (28年度実績 3回)
第2次ちがさき自転車プラン推進事業 (都市政策課)	平成26年4月に策定した「第2次ちがさき自転車プラン」の将来像である「人と環境にやさしい自転車のまち茅ヶ崎」を実現するため、高齢者も安全に自転車を利用できる環境をつくれます。	ちがさき自転車プラン推進委員会： 各年度：2回 (28年度実績 2回)
JR茅ヶ崎駅ホームの拡幅要請 (都市政策課)	神奈川県及び県内市町で構成する神奈川県鉄道輸送力増強促進会議を通じて、国やJR東日本に対して茅ヶ崎駅ホーム拡幅等の要望活動を行います。	要望活動回数： 各年度：1回 (28年度実績 1回)
コミュニティバス運行事業 (都市政策課)	コミュニティバス及び予約型乗合バスの運行管理を行う一方、利用促進のための企画を実施します。	コミュニティバス及び予約型乗合バスの利用者数： 30年度：457,854人 31年度：464,721人 32年度：471,691人 (28年度実績 451,088人)

事業名	事業内容	評価の指標
茅ヶ崎市乗合交通整備 計画推進事業 (都市政策課)	コミュニティバス及び予約型乗合バスのさらなる利便性向上のため、改善策を検討しつつ、公共交通全体のバランスを考え地域に最適な交通モードとは何かを導き出します	地域公共交通会議の開催回数： 各年度：2回 (28年度実績 1回)

**【住み慣れた地域内での良好な住宅の整備促進】(企画経営課)**

高齢期の住まいの選択肢として、住み慣れた地域内での住み替えを示し、そのモデルとなる質の高い高齢者向け住宅(サービス付き高齢者向け住宅等)の整備誘導を行います。加えて、質の高い高齢者向け住宅等への需要喚起、意識改革に努めます。

**【JR相模線北茅ヶ崎駅等整備事業】(都市政策課)**

移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、1日当たり3千人以上の駅にはバリアフリー化が義務づけられているため、段差解消等のバリアフリー化とあわせて自由通路設置、駅舎橋上化等の整備の検討を行い、当駅利用者の安全性・利便性の向上、公共交通利用促進を図ります。

**【「神奈川県みんなのバリアフリーまちづくり条例」に基づく施設整備の推進】(建築指導課)**

誰もが利用できる施設整備を推進するため、公共的施設等について、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づいた協議・指導を行います。

**【バリアフリー化や福祉のまちづくりを推進】(建築指導課)**

高齢者等が活動しやすいまちづくりを促進するため、不特定多数の利用する特定建築物等に対して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき指導を進めます。

## (2) 安心・安全なまちづくり

高齢者が安心して生活できるよう、地域における防犯への取り組み促進などを通じ、安全なまちづくりを推進します。また、近年では高齢者が関係する交通事故が多発していることから、高齢者の交通安全に関する取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域防犯活動推進事業 (安全対策課)	地域防犯活動団体を中心とした防犯ネットワーク会議における防犯に関する情報提供や、地域防犯活動団体への防犯活動に使用する帽子、ベスト、腕章の貸与等により、地域防犯活動団体を育成・支援し、地域の防犯力を高め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。	地域防犯活動団体数： 30年度：81団体 31年度：83団体 32年度：85団体 (28年度実績 77団体)
犯罪の未然防止 (安全対策課)	犯罪を未然に防ぐため、地域、茅ヶ崎警察署、行政等と連携した高齢者宅への戸別訪問を実施して、啓発チラシや啓発グッズの配布を行います。また、ちがさきメール配信サービスによる犯罪発生情報の配信、広報ちがさきへの記事掲載、防災無線による犯罪発生情報の放送など、茅ヶ崎警察署及び関係課と連携してさまざまな防犯対策を図ります。	チラシ配布、メール配信等啓発活動数： 各年度280回 (28年度実績 341回)
交通安全に関する啓発活動の推進 (安全対策課)	各季4回の交通安全運動、市民総ぐるみ運動推進大会やグレースボール大会のほか、毎月10日には自転車無灯火撲滅キャンペーンを地域、ちがさき自転車プラン・アクション22、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎地区交通安全協会、行政及び関係機関等と連携して実施します。	街頭キャンペーン実施回数： 各年度20回 (28年度実績 26回)

事業名	事業内容	評価の指標
シルバーセーフティ ドライビングスクール (安全対策課)	茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎市、寒川町で共催し、茅ヶ崎市と寒川町の高齢者ドライバーを対象に、安全な自動車の乗り方について指導するほか、自転車の車道走行への理解、歩行時や自転車利用時に係る交通安全や、交通事故の状況、対応方法などの講話を行うなど、高齢者が事故の当事者にならないよう、交通安全対策を図ります。	申込定員に対する参加者割合： 各年度100% (28年度実績 100%)
歩道段差改良工事業 (道路管理課)	道路空間の利便性及び安全性の向上、高齢者・身障者等の移動に際しての負担軽減を目的に、歩道の段差解消や道路空間のバリアフリー化を実施していきます。	工事か所（累積）： 30年度：384箇所 31年度：394箇所 32年度：404箇所 (28年度実績 374箇所)
狭あい道路及び生活道路整備事業 (道路管理課)	狭あい道路については、建築に伴う後退用地を取得し、周辺については積極的に自主後退の協力要請を行っていきます。また、拡幅整備により、交通・災害等の都市機能の向上を図り、高齢者が外出しやすい、安全・安心なまちづくりを推進していきます。	狭あい道路の整備延長率： 30年度：40.08% 31年度：40.77% 32年度：41.47% (28年度実績 38.69%)
道路改良事業・街路事業・歩道設置事業 (道路建設課)	高齢者をはじめ、誰でも安心して外出できるよう、道路、歩道の計画的整備を進めます。	道路の歩道整備延長（累計）： 30年度：7.4 k m 31年度：7.8 k m 32年度：8.1 k m (28年度実績 8.2 k m)

#### 【自転車教室の開催】（安全対策課）

高齢者を対象とした自転車教室を実施し、交通ルールの再確認及び運転マナーの向上のほか、自らの運転能力や反射神経について認識する機会を提供します。

#### 【相談業務事業】（市民相談課）

市民が抱えるさまざまな悩みや不安を解消し、安心して生活ができるよう各種相談窓口を開設するなど相談体制を整備します。

【消費者啓発事業】（市民相談課）

出前講座や講演会を開催して消費者問題に関する情報提供や啓発をすることにより、消費者被害の未然防止に努めます。

【消費生活相談事業】（市民相談課）

社会環境の変化とともに多様化・複雑化してきている消費生活問題について、消費生活相談での助言やあっせん、情報提供を行います。

(3) 災害に強いまちづくり

災害等の緊急事態が発生した際に、高齢者の支援を円滑に行うことができるような仕組みの構築に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
災害時に支援が必要な方の情報の一元化（避難行動要支援者名簿） （障害福祉課、高齢福祉介護課）	災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、災害時に支援が必要な方の情報として作成する避難行動要支援者名簿の更新作業を行います。また、災害時の要援護者支援は、地域における日頃の顔の見える関係づくりと避難支援方策の検討が必要であることから、避難行動要支援者名簿の対象者のうち、事前に地域に情報を提供することに同意した方の情報を定期的に自治会・自主防災組織等へ情報提供します。	避難行動要支援者名簿の更新： 各年度12回 （28年度実績 12回）
高齢者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 （防災対策課）	高齢者及び支援者に対し、市民まなび講座や各種ハザードマップ等の資料により、防災知識の普及・啓発を図ります。	市民まなび講座の開催回数： 30年度：30回 31年度：32回 32年度：34回 （28年度実績 30回）
災害情報の伝達体制の充実 （防災対策課）	防災行政用無線をはじめ、テレドーム、メール配信サービス、エリアメール、ツイッター、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ等を活用した情報伝達体制を整備するとともに、高齢者が多様な広報媒体を、災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知を図ります。	防災ラジオの購入者に占める70歳以上の方の割合： 30年度：52% 31年度：53% 32年度：54% （28年度実績 51.6%）

事業名	事業内容	評価の指標
<p>地域で助け合える体制の充実 (防災対策課)</p>	<p>地域住民の共助による安否確認や避難支援を進めるための取り組みである避難行動要支援者制度が地域の中で有効に活用されるよう支援を行います。</p>	<p>避難行動要支援者名簿を活用した訓練の支援： 30年度：3回 31年度：6回 32年度：9回 (28年度実績 0回 ※避難行動要支援名簿の配布が平成29年度開始のため)</p>
<p>高齢者に配慮した避難所運営体制の整備 (防災対策課)</p>	<p>高齢者が避難生活の負担を軽減できるような配慮をした避難所の運営が行われるよう避難所運営マニュアルを継続的に見直します。</p>	<p>高齢者への配慮に関する内容を盛り込んだ避難所運営マニュアル： 各年度32校 (28年度実績 32校)</p>
<p>高齢者に配慮した生活必需物資等の確保 (防災対策課)</p>	<p>高齢者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めるとともに、自己備蓄の推進と、流通備蓄の確保に努めます。</p>	<p>備蓄している生活必需物資等の高齢者に配慮したものへの更新 各年度1回 (28年度実績 0回 )</p>
<p>耐震改修促進計画事業 (建築指導課)</p>	<p>国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、平成20年3月に策定した茅ヶ崎市耐震改修促進計画（茅ヶ崎たいあっぷ95）により、計画的な耐震化の推進を行います。高齢者等の世帯が建物の耐震診断・耐震補強を導入しやすい環境を整備するために、高齢者等への割増補助等を設け、効果的かつ効率的に建築物の耐震化を推進します。また、家具転倒防止が初期避難に重要であることから、高齢者等の避難弱者を対象に金具取付支援を行います。</p>	<p>高齢者世帯等に関する耐震診断・補強補助金の割増（件数）： 各年度 耐震診断10件 耐震補強40件 (28年度実績 耐震診断8件 耐震補強23件)</p>

**【地域におけるネットワークづくりの支援】（高齢福祉介護課）**

講演会や研修会の開催により、各地域での要援護者支援体制づくりを支援するとともに、平常時からの顔の見える関係づくりを進めることが災害時の迅速な避難支援につながることもなるため、地域における要援護者を対象とした交流会の開催を支援します。

**【災害時における継続的な介護サービス提供のあり方の検討】（高齢福祉介護課）**

介護サービスを利用している方が、災害時においても継続してサービスを利用できるよう介護サービス事業者と協議を進め、災害時における継続的な介護サービス提供のあり方を検討することでその仕組みや支援の考え方を共有します。

**【高齢者のための福祉避難所の確保】（防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）**

災害対策地区防災拠点（公立小中学校）での避難生活が困難で、福祉措置等が必要な高齢者の受け入れ先として、福祉避難施設の充足を図ります。

**【避難行動要支援者支援制度の周知】（防災対策課、障害福祉課、高齢福祉介護課）**

災害時に支援が必要な方の迅速な対応を進めるために、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援体制づくりを進めるとともに、制度の周知を図ります。

**【都市防災推進事業】（都市政策課）**

「地震による地域危険度測定調査」(H20)を踏まえ、個人・地域から進める防災都市づくりをテーマとした「防災“も”まちづくりワークショップ」を実施しています。引き続き各地域における自主的な防災まちづくりに関する仕組みと効果的な支援のあり方について、地域住民と検証します。

## **(4) 高齢者の住まいの確保**

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、住まいの確保に関する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者住宅生活援助員派遣事業 (高齢福祉介護課)	住宅施策と福祉施策の連携により高齢者の生活特性に配慮した市営松林住宅の入居者に対し生活援助員を派遣し、自立した安全かつ快適な生活を営めるよう見守りを行います。	相談件数：各年度160件 (28年度実績 209件)

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者等居住支援事業 (高齢福祉介護課)	高齢者の居住の安定を確保するために、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅を斡旋促進する住まい探し相談会を開催します。	相談回数・来場件数： 各年度6回 24件 (28年度実績 6回10件)

**【高齢者福祉団体負担金・補助金事業】(高齢福祉介護課)**

茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町で設立した、社会福祉法人湘南広域社会福祉協会の運営費等を負担するとともに、養護老人ホーム湘風園の再整備について検討します。

**【養護老人ホームへの入所措置】(高齢福祉介護課)**

老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置し、生活を支援します。

**【市営住宅の整備(借上型市営住宅)】(建築課)**

住宅に困窮するファミリー世帯や高齢者のいる世帯等の居住の安定を確保するため、平成 25 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、民間の土地所有者等が建設した、バリアフリー対応等の良質な住宅を借上げ、計画的に供給していきます。なお平成 32 年度までにあと 44 戸の整備をおこないます。

## 6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり

高齢者を地域で支えていくことが求められているなか、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制の構築を推進します。

### 【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 地域の相談窓口の周知と機能強化
- (2) 地域における見守り及び支援体制づくりの推進
- (3) 高齢者を介護している方に対する支援
- (4) 高齢者の権利擁護
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

「地域における高齢者の支援体制づくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターの周知度</li> <li>・ 在宅医療と介護の連携度</li> <li>・ 成年後見制度の認知度</li> </ul>
目標 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センターを知っている 55%以上</li> <li>・ 在宅医療と介護の連携推進が進んでいると思う 80%以上</li> <li>・ 成年後見制度の内容を知っている 39.5%以上</li> </ul>

### (1) 地域の相談窓口の周知と機能強化

高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センターをはじめとする地域の相談窓口の周知及び機能強化に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
地域包括支援センター運営事業 (高齢福祉介護課)	地域包括支援センター運営事業を受託する法人間の連携及び市との連携を密にするために設置した管理責任者会の効果的な運営を図ります。また、その下部組織である社会福祉士部会、主任介護支援専門員部会、保健師部会の専門性を活かし、包括的支援事業の4業務を効果的に推進します。	管理責任者会及び専門職部会の開催数： 各年度42回 (28年度実績 42回)

事業名	事業内容	評価の指標
介護サービス相談員 派遣事業 (高齢福祉介護課)	介護サービス利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図るため、市から委嘱を受けた相談員がサービス提供の場に訪問し、利用者からの相談に応じます。	対応件数： 各年度在宅800件 各年度施設4,800件 (28年度実績 在宅777件 施設4,791件)
高齢者安心電話相談 事業 (高齢福祉介護課)	看護師やケアマネジャー等の資格を持つ専門の相談員が24時間365日、介護、健康、医療等に関する電話相談に対応します。地域包括支援センターの総合相談業務と円滑に連携することで、重層的な相談体制を構築し、相談業務の充実を図ります。	相談件数：各年度750件 (28年度実績 694件)
成年後見支援センター の運営 (福祉政策課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度：6回 (28年度実績 6回)

【生活支援体制整備事業】 <再掲> (高齢福祉介護課)

介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施するため、地域のニーズや社会資源を見える化するとともに、インフォーマルサービスの担い手の育成及びサービス開発等を担う「地域支え合い推進員」を配置します。

【地域包括ケア充実のための人材育成システム推進事業】(高齢福祉介護課)

高齢者を支援する者の対人援助技術や対応力を効果的に向上させるため、第6期計画に位置付け実施した「地域包括ケア充実のための人材育成システム構築事業」により構築した人材育成や人材活用の仕組みの継続及び効果的な運用を行い、地域包括ケアの充実を図ります。

#### 【高齢者への情報提供の充実】（高齢福祉介護課）

高齢者が利用できるサービスをまとめた「高齢者のためのガイド」の充実を図り、市内各所へ配架します。また、高齢者に必要な情報について広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

#### 【(仮称) 茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業（地域包括支援センターの移転・併設）】（高齢福祉介護課）

小和田三丁目に建設が予定されてる市営住宅外複合施設について、庁内関係課及び関係機関等と管理運営体制等の調整を進め、地域包括支援センターの移転・併設を推進し、利便性の向上を図ります。

#### 【地域包括支援センターの担当区域の見直し】（高齢福祉介護課）

地域コミュニティの再編に伴い、1つのコミュニティ（茅ヶ崎南地区まちぢから協議会）を複数の委託型地域包括支援センターが担当する変則的な状況が生じています。

茅ヶ崎南地区は一定程度の高齢者人口を有することから、この変則的な状況の解消及び地域包括支援センターが担当する高齢者人口の平準化の課題に取り組むため、担当地区の一部見直しを行い、第7期計画期間中に新たな委託型地域包括支援センターを1か所整備します。

#### 【地域福祉総合相談室運営事業】（福祉政策課）

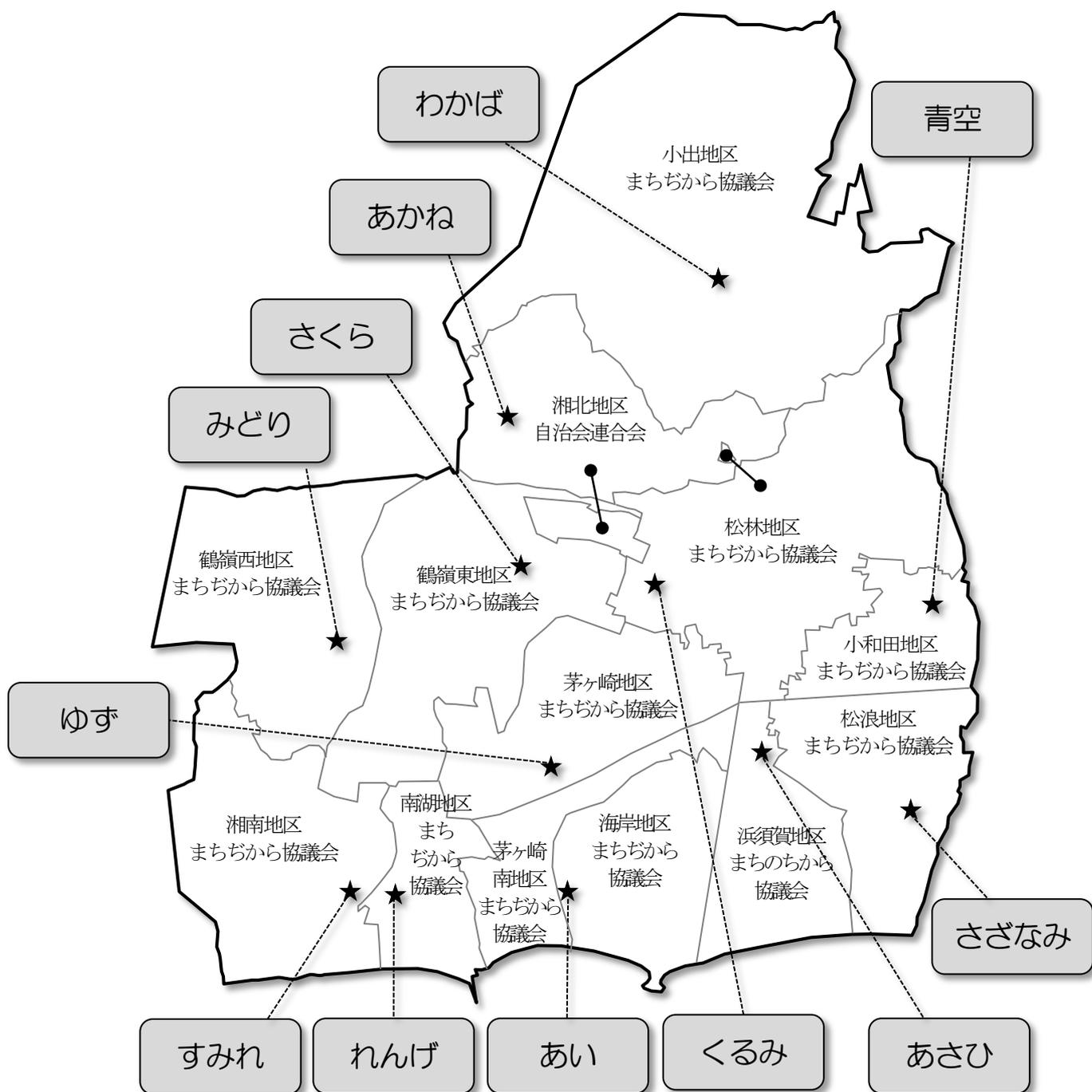
地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置し、福祉相談支援員が、すべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する、分野にとらわれない初期相談等に対応します。

また、地域包括支援センターの担当区域の見直しに伴い、新たに整備される地域包括支援センター内に「福祉相談室」を設置します。

#### 【コーディネーター配置事業】（福祉政策課）

地区ボランティアセンターを起点に、茅ヶ崎市社会福祉協議会の地区担当職員及び福祉相談室の福祉相談支援員が地区支援チームを結成し、地域での相談支援を行います。

○茅ヶ崎市地域包括支援センター



○茅ヶ崎市地域包括支援センター担当地区

地区名	名称	該当する自治会名
茅ヶ崎	ゆ ず	本町第一 本町第二 本町第四 茅ヶ崎グリーンハイツ パークタウン茅ヶ崎 パークタウン茅ヶ崎第二住宅 元町第一 元町第二 新栄町第一 新栄町第二 十間坂 矢畑南 ニューライフ 茅ヶ崎グランドハイツ 藤和茅ヶ崎ハイタウン 藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎 パークスクエア湘南茅ヶ崎 レクセルマンション茅ヶ崎 ザ・パークハウス茅ヶ崎
茅ヶ崎南	第7期計画期間中 に開設予定	若松町幸 共恵中央 共恵東 幸町 共恵海岸通り 中海岸
海 岸	あ い	東海岸北一丁目 東海岸北二丁目 東海岸北三丁目 東海岸北四丁目 東海岸北五丁目 東海岸南一丁目 東海岸南二丁目 東海岸南三丁目 東海岸南四丁目 東海岸南五丁目 東海岸南六丁目 パシフィックガーデン茅ヶ崎
南 湖	れ ん げ	茶屋町 鳥井戸 上町 中町 下町 新南湖
湘 南	す み れ	中島 柳島 松尾 浜見平団地 松風 茅ヶ崎ガーデンハウス エクシード茅ヶ崎 ベルパーク湘南茅ヶ崎 グランヴァーグ茅ヶ崎
鶴嶺東	さ く ら	円蔵 矢畑 西久保 浜之郷 下町屋 TBS サニータウン茅ヶ崎 ホームタウン茅ヶ崎 ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ
鶴嶺西	み ど り	萩園 新田 今宿 今宿グリーンハイム コスモ茅ヶ崎プレシオ 萩園サンハイム ファミール茅ヶ崎 第一ハイツ茅ヶ崎 ライオンズマンション茅ヶ崎第三 リステージ茅ヶ崎ツインマークス
松 林	く る み	菱沼 室田 上赤羽根 中赤羽根 下赤羽根 高田 ニュータウン茅ヶ崎 ショクサンビラ オクトス湘南茅ヶ崎
小和田	青 空	新宿 本宿 赤松町 赤松 菱沼小和田 プランヴェール湘南茅ヶ崎
松 浪	さ ざ な み	浜竹一丁目 浜竹二丁目 浜竹三丁目 浜竹四丁目 松浪一丁目 松浪二丁目 富士見町 LG富士見町 常磐町 緑が浜 汐見台 出口町 ひばりが丘 美住町
浜須賀	あ さ ひ	三が丘 菱沼南部 菱沼海岸緑 平和町 松浜 浜須賀 浜須賀住宅 翠松会 菱沼海岸 松濤会 松が丘ハイツ オーベル茅ヶ崎ラチエン通り
湘 北	あ か ね	甘沼 香川 松風台 鶴が台団地 鶴が台一街区 ライトタウン茅ヶ崎 みずき
小 出	わ か ば	堤上 堤下 下寺尾 行谷 芹沢西部 芹沢久組 芹沢中部 芹沢東部 二本松 八王子原 芹沢ひかりが丘 芹沢清水台 湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎 湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎 湘南ライフタウン羽根沢第一住宅 やよい会 芹沢細谷紺谷村



事業名	事業内容	評価の指標
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業（GPS装置の貸与） （高齢福祉介護課）	徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器（GPS装置）を貸与し、徘徊時に早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	貸与台数（利用者数）： 各年度25台 （月延べ300台） （28年度実績 14台 （月延べ218台））
安心カプセル・安心カード推進事業 （警防救命課）	ひとり暮らしの高齢者や障害者世帯等の方を主な対象として、必要情報を記入する「安心カード」と収納する容器「安心カプセル」を配布し、万一の緊急時に救急隊員や医療関係者等が必要な情報を得ることにより、迅速な救急医療活動に結びつけます。	年間のカプセル配布数： 各年度2,500個 （28年度実績 3,263個） 年間のカード配布数： 各年度10,000枚 （28年度実績 12,000枚）

#### 【地域ケア会議の推進事業】（高齢福祉介護課）

地域包括支援センターが主催する、個別レベル・担当地区レベルの地域ケア会議を通じて、担当地区内の課題を把握・整理するとともに、課題の解決に向けてインフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な資源を地域で開発します。また、各地区内で共通する課題を持ち寄り、市全体として取り組むべき課題を明らかにし、事業化・施策化について検討を行う場として、市レベルの地域ケア会議を開催します。

#### 【在宅高齢者実態調査】（高齢福祉介護課）

住民基本台帳に基づく市内在住の75歳以上の方に対し、各地区担当の民生委員・児童委員が高齢者宅を一軒ごとに訪問し、調査を行います。この調査により、ひとり暮らしの高齢者及び高齢者の夫婦のみ世帯の状況や緊急時の連絡先等を把握し、民生委員・児童委員と情報を共有することで日頃の地域における見守り活動の促進や緊急時の対応に活用します。調査は3年に1回実施します。

#### 【介護予防従事者及び高齢者支援リーダー等研修事業】<再掲>（高齢福祉介護課）

高齢者の介護予防を支援するボランティア（高齢者支援リーダー、歌体操ボランティア、フレイルサポーター）の養成講座や介護予防従事者等の資質の向上や意欲を高めるための研修会を開催します。養成講座を受講した高齢者支援リーダーは転倒予防教室や地区サロン等に参加し、「ちがさき体操」を高齢者等といっしょに実施することにより介護予防を推進します。歌体操ボランティアは歌体操教室を運営します。フレイルサポーターはフレイルチェック事業を運営します。

**【市民活動団体・NPO 等への支援】（市民自治推進課）**

市の福祉活動を担う市民活動団体のデータベースを作成し、高齢者を含めた市民に周知します。

**【地域福祉活動支援事業】（福祉政策課）**

地域福祉活動の拠点である地区ボランティアセンターについて、各地区の独自性の確保及び全体調整を図りながら、相談機能及び情報発信機能を拡充するほか、地区ボランティア講座の開催を支援し、地域福祉活動の担い手の育成を継続して実施します。また、各地区でのサロン活動の立ち上げや地区別懇談会の開催を支援します。

**【民生委員・児童委員による支援】（福祉政策課）**

行政と市民の架け橋となる民生委員・児童委員の身近な見守りや相談などにより、高齢者の地域での生活を支援します。

**【民生委員・児童委員と関係機関との連携強化】（福祉政策課）**

市民のニーズの発見からサービスの提供・改善までを円滑に行うために、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉協議会等の関係機関との情報共有に努めます。

**【高齢者生活保護受給世帯訪問調査】（生活支援課）**

高齢者の生活保護受給世帯に対し、地域で孤立しないよう、安心して生活が送れるよう支援しています。家庭訪問時に、高齢福祉介護課が行う高齢者生きがい対策事業や地域の自治会等が行う行事の情報を提供し、参加を促すことにより、地域社会との接点を作り日常生活における自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

**(3) 高齢者を介護している方に対する支援**

高齢者を介護している方のなかには、健康状態が思わしくない方や不安を抱えている方も少なくありません。高齢者を介護している方に対しても、負担軽減のための支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
介護用品支給サービス事業（紙おむつ等の支給） ＜再掲＞ （高齢福祉介護課）	市民税非課税世帯で要介護4または5に相当する高齢者を主に介護している家族に紙おむつ等を支給することにより、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、高齢者が在宅で衛生的かつ快適な日常生活を送れるよう支援します。	利用件数： 各年度960件 （28年度実績 700件）

事業名	事業内容	評価の指標
家族介護教室 (高齢福祉介護課)	高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技術を習得するための教室を実施します。	参加実人数： 各年度：250人 (28年度 263人)
若年性認知症家族会 (保健予防課)	若年性認知症の家族、支援者で情報共有をおこない介護負担の軽減やよりよい介護を目指します。	参加者数（茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町）（延べ）： 各年度80人 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内（茅ヶ崎市・寒川町）実績 78人)

#### (4) 高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で日常生活を送るにあたり、権利を脅かされたり、財産を侵害されたりすることがないように、高齢者の権利擁護に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
高齢者虐待防止対策事業 (高齢福祉介護課)	「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導を行います。 また、高齢者の権利擁護や虐待防止の意識を高めていくため、関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を図ります。	普及啓発研修の開催回数： 各年度1回 (28年度実績 1回)

事業名	事業内容	評価の指標
成年後見支援センターの運営<再掲> (福祉政策課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度：6回 (28年度実績 6回)
市民後見人養成事業 (福祉政策課)	認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度のニーズの増加に適切に対応することができるよう、また、認知症高齢者等の地域生活を市民が支えていくことができるよう「市民後見人」を確保できる体制を整備・強化します。	市民後見人候補（法人後見サポーター）の養成人数（累計）： 30年度：5人 31年度：10人 32年度：10人 (28年度実績 0人 )

#### 【エンディングノート活用事業】（高齢福祉介護課）

作成したエンディングノート（わたしの覚え書き～希望のわだち～）の周知を行います。また、書き方講座等を開催し、実際活用できるようにします。

#### 【成年後見制度利用支援事業】（障害福祉課、高齢福祉介護課）

判断能力が不十分な認知症高齢者等のうち、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある方について、市長が後見等の審判請求を行います。

また、認知症高齢者等が成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部または一部を市が助成します。

### (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進

住み慣れた自宅で、医療や介護を受けながら、できるだけ長く生活し続けたいと思っている方も多数います。在宅で、質の高い医療や介護を受けながら生活できるよう、在宅医療及び医療と介護の連携推進のための仕組みづくり、医療福祉介護の関係者の人材育成を図ります。

**【地域医療福祉連携懇談会】（高齢福祉介護課）**

地域における医療・福祉の効果的な推進を図るとともに、市内の医療・福祉関係機関等との連携を強化するため、研修会等を開催します。

**【在宅医療介護連携推進事業】（高齢福祉介護課、地域保健課）**

高齢者等が在宅で、医療や介護を受けながら、安心して生活し続けられるように、「在宅医療」と「医療と介護の連携」の推進のための仕組みづくり及び関係者等の人材育成を行います。また、在宅ケア相談窓口で、住民や関係者等からの相談を受けます。

**【かかりつけ医制度の推進】（地域保健課）**

市民自らの健康管理や健康状態を相談し、適切なアドバイスを受けられるかかりつけ医制度の定着を促進します。

## 6-5 基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状があらわれた後にも地域で生活できるよう、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者を支えるための体制づくりに努めます。

### 【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み
- (2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発
- (3) 認知症に関する相談窓口の充実強化
- (4) 認知症高齢者の支援体制づくり

「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーターの養成人数</li> <li>・ SOSネットワーク協力事業者数</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護事業所の整備</li> </ul>
目標 (平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症サポーター養成講座受講者数 1,000人</li> <li>・ SOSネットワーク協力事業者数 100事業者</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護事業所の整備 1か所</li> </ul>

### (1) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取り組み

認知症高齢者の早期発見及び適切な対応を行うための支援体制に努めます。

事業名	事業内容	評価の指標
認知症疾患相談・訪問事業 (保健予防課)	専門医及び保健師による認知症の心配がある方やその家族、支援者の相談及び訪問を行います。	相談・訪問件数(延べ) : 各年度90件 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内 (茅ヶ崎市・寒川町)実績 81件)

### 【認知症初期集中支援推進事業】（高齢福祉介護課）

認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築し、認知症の可能性のある方を認知症初期集中支援チームで訪問します。訪問の状況等をもとに、チーム員会議を開催し支援方針を検討し、その方針に基づいてそれぞれの立場で具体的な支援を行います。

## (2) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発

認知症高齢者を地域で支える体制の構築に向け、地域の住民に対し認知症の正しい知識や理解を広めるための取り組みを進めます。

事業名	事業内容	評価の指標
認知症サポーター養成講座 (高齢福祉介護課)	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトが中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。	受講者延人数： 各年度1,000人 (28年度 1,563人)
若年性認知症支援者研修 (保健予防課)	若年性認知症の方の支援者向けに、対応や情報提供、情報交換をおこない、支援者のスキルアップを目指す。	参加者数： 各年度30人 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内 (茅ヶ崎市・寒川町) 実績 21人)

### (3) 認知症に関する相談窓口の充実強化

認知症となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
成年後見支援センターの運営<再掲> (福祉政策課)	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営します。 成年後見制度に係る関係機関等の連携を推進するため、「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」を開催し、事例検討や情報交換を行います。	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数： 各年度：6回 (28年度実績 6回)
認知症疾患相談・訪問事業<再掲> (保健予防課)	専門医及び保健師による認知症の心配がある方やその家族、支援者の相談及び訪問を行います。	相談・訪問件数(延べ)： 各年度90件 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)実績 81件)

#### (4) 認知症高齢者の支援体制づくり

認知症となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症高齢者及びその家族に対する支援を行います。

事業名	事業内容	評価の指標
徘徊高齢者のためのSOS ネットワーク事業 <再掲> (高齢福祉介護課)	認知症等のために徘徊し行方不明となっている高齢者をできるだけ早期に家族等のもとに帰れるように支援するものです。 徘徊し行方不明となっている高齢者等の方をより早期に捜索できるよう、高齢者の特徴等を事前に登録するよう周知しています。 認知症高齢者等を支援する関係機関や協力事業者等のネットワークの強化・拡大に努めます。 徘徊高齢者等を発見したものの家族等が分からずに、帰宅できない高齢者等を委託契約先で一時保護します。	SOSネットワーク協力事業者数：100事業者 (28年度実績 37事業者)
徘徊高齢者早期発見位置お知らせサービス事業 (GPS装置の貸与) <再掲> (高齢福祉介護課)	徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族等に対し、所在確認用の探索機器 (GPS装置) を貸与し、徘徊時に早期に発見できる環境を整えることにより、家族等の身体的・精神的負担の軽減を図ります。	貸与台数 (利用者数) : 各年度25台 (月延べ300台) (28年度実績 14台 (月延べ218台))
認知症サポーター養成講座<再掲> (高齢福祉介護課)	認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう認知症キャラバンメイトが中心となり、市民に広く認知症に関する講座を行い、認知症サポーターを養成します。また、養成後も認知症への理解をさらに深めるための研修を行います。	受講者延人数 : 各年度1,000人 (28年度実績 1,563人)
認知症対応型共同生活介護事業所の整備 (高齢福祉介護課)	より身近な地域で認知症高齢者が暮らしているよう、認知症対応型共同生活介護事業所の整備を行います。	整備数 : 31年度1か所 (第6期実績 1か所)

事業名	事業内容	評価の指標
若年性認知症家族会 <再掲> (保健予防課)	若年性認知症の家族、支援者で情報共有をおこない介護負担の軽減やよりよい介護を目指します。	参加者数(茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町)(延べ): 各年度80人 (28年度神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所管内(茅ヶ崎市・寒川町)実績 78人)

**【認知症ケアパス作成事業 認知症ケアパス事業】(高齢福祉介護課)**

認知症の方の病状や生活機能障害の進行に合わせて、医療・介護サービス等を円滑に受けられるように、作成されている認知症ケアパス(茅ヶ崎認知症あんしんガイド)の周知を行います。また、内容の改訂を行います。認知機能自己チェックシートを周知し、だれでもが自分の認知機能の状態に気づくことができるようにします。

**【認知症地域支援推進員配置事業】(高齢福祉介護課)**

認知症地域支援推進員を配置し、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支援する相談業務を行います。

**【認知症施策検討会】(高齢福祉介護課)**

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進や認知症の容態に応じた適時・適切な医療介護等の提供、その他認知症施策の推進に関することについて検討します。

**【認知症サポーターステップアップ教室】(高齢福祉介護課)**

認知症サポーター養成講座を受講した方を対象に、認知症の病気や対応についての知識や理解を深め、具体的に、認知症の方にできることを考えていただくきっかけとします。

**【キャラバンメイト支援事業】(高齢福祉介護課)**

キャラバンメイトが、自主的に認知症サポーター養成講座を開催できるよう、キャラバンメイト同士の交流や研修等を開催します。

## 6-6 基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

97ページ～112ページまでの数値は仮の見込量、または第6期計画の数値を入力しております。年度末まで推計作業を行っていく為、最終的な数値は変わります。

要支援及び要介護の認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることが出来るように、サービスの充実に取り組みます。

### 【基本方針に基づく施策の方向性】

- (1) 介護保険給付等の見込量の設定
- (2) 介護保険施設等の整備
- (3) 給付の適正化と人材育成
- (4) 介護保険事業者への支援
- (5) 制度周知のための取り組み
- (6) 保険給付費と介護保険料

「予防給付及び介護給付サービスの充実」に関する評価に関して、次のとおり指標、目標を設定します。

### 【基本方針に関連する指標】

指標	・ 介護保険サービスの利用を通じて生活に張りができた、または心身の状態が良くなってきたと感じる人の割合
目標 (平成31年度)	・ 生活に張りができた 32.0%以上 ・ 心身の状態が良くなった 37.1%以上

### (1) 介護給付等の見込量の設定

平成30年度から32年度までのサービス種類ごとに保険給付等の見込量を算定します。

#### ① 予防給付の見込について

要支援認定者に対する介護予防を推進するため、実績と要支援認定者数の推計に基づいた予防給付見込み（計画）量を設定します。

#### ア) 介護予防サービス

(単位 人/年)

介護予防訪問介護 ※平成29年度より地域支援事業へ移行		介護福祉士等が要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	12,180	12,156	5,326	地域支援事業へ完全移行		
実績量	11,505	11,283	10,632			

(単位 回/年)

介護予防訪問入浴介護	要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、事業者が浴槽を用意して入浴の介護を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	424	554	707	773	828	911
実績量	177	194	727			

(単位 回/年)

介護予防訪問看護	医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または診療の補助を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	11,585	14,563	17,980	21,384	24,017	26,705
実績量	8,590	10,781	18,838			

(単位 回/年)

介護予防 訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士などが要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,858	3,325	3,839	4,032	4,086	4,439
実績量	1,110	1,055	3,731			

(単位 人/年)

介護予防 居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が要支援認定者宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理及び指導を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,052	2,328	2,604	1,884	1,908	1,920
実績量	3,079	3,040	1,764			

(単位 人/年)

介護予防通所介護 ※平成29年度より地域支援事業へ移行	要支援認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴・排泄・食事等の支援を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	11,808	13,008	6,289	地域支援事業へ完全移行		
実績量	11,481	11,219	10,008			

(単位 人/年)

介護予防 通所リハビリテーション		医師の指示に基づき、要支援認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、介護予防を目的として、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	5,064	5,172	5,268	4,944	5,124	5,256
実績量	4,570	4,659	4,488			

(単位 日/年)

介護予防 短期入所生活介護		要支援認定者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,497	2,621	2,744	4,022	4,729	5,554
実績量	2,045	2,491	3,366			

(単位 日/年)

介護予防 短期入所療養介護		要支援認定者が介護老人保健施設等に短期間入所し、介護予防を目的として、看護や医学的管理のもとで、介護・機能訓練等その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	420	433	448	0	0	0
実績量	220	84	0			

(単位 人/年)

介護予防特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等に入居している要支援者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	1,560	1,560	1,560	1,440	1,356	1,272
実績量	1,631	1,556	1,476			

(単位 人/年)

介護予防福祉用具貸与		要支援認定者の介護予防に資する用具を貸与します。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	10,008	11,220	12,504	13,200	13,896	14,436
実績量	10,291	11,335	12,444			

(単位 人/年)

特定介護予防 福祉用具販売	福祉用具で、介護予防に資する用具のうち入浴や排泄のための用具の販売について、購入費の一部を支給します。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	288	300	300	312	312	300
実績量	271	272	324			

## イ) 地域密着型介護予防サービス

(単位 回/年)

介護予防 認知症対応型通所介護	認知症の要支援認定者がデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	10	5	1	0	0	0
実績量	28	0	0			

(単位 人/年)

介護予防 小規模多機能型居宅介護	居宅の要支援認定者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、居宅・通所または短期間の宿泊により、介護予防を目的として入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	36	36	36	12	24	24
実績量	50	29	0			

(単位 人/年)

介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症の要支援認定者が共同生活を営む住居で、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援と機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	36	48	60	0	0	0
実績量	19	12	0			

ウ) 介護予防住宅改修費

(単位 人/年)

介護予防住宅改修		要支援認定者が居宅で自立した生活を送ることができるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	360	420	468	264	264	276
実績量	326	307	264			

エ) 介護予防支援

(単位 人/年)

介護予防支援		要支援認定者が介護予防サービス等を適正に利用できるよう、地域包括支援センターの職員が本人の心身の状況や希望を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成業務や、サービスの実施状況把握などの給付管理業務を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	26,244	26,196	19,694	27,312	27,552	27,624
実績量	26,976	27,334	27,108			

②介護給付の見込み量について

要介護認定者に対する介護を推進するため、実績と要介護認定者数の推計に基づいた介護給付見込み（計画）量を設定します。

ア) 居宅サービス

(単位 回/年)

訪問介護		介護福祉士等が要介護認定者宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話をを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	365,144	381,997	407,303	414,792	448,884	490,716
実績量	233,504	239,059	375,624			

(単位 回/年)

訪問入浴介護		要介護認定者宅を訪問し、事業者が浴槽を用意して入浴の介護を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	11,742	11,292	11,309	9,684	10,296	10,872
実績量	9,970	9,023	8,088			

(単位 回/年)

訪問看護	医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などが要介護者宅を訪問し、療養上の世話または診療の補助を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	53,020	59,915	69,083	69,444	78,000	87,516
実績量	38,734	44,033	62,268			

(単位 回/年)

訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士等が要介護認定者宅を訪問し、心身の機能の維持回復、日常生活の自立援助のため、理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	20,213	21,976	24,395	14,832	15,612	16,800
実績量	7,069	5,251	13,296			

(単位 人/年)

居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が要介護認定者宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	12,984	14,556	16,512	15,252	16,404	17,856
実績量	20,335	23,001	14,244			

(単位 回/年)

通所介護	要介護認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	205,927	144,150	160,076	126,060	131,616	139,680
実績量	207,845	157,441	121,188			

(単位 回/年)

通所リハビリテーション	医師の指示に基づき、要介護者認定者が介護老人保健施設や医療機関などに通い、心身の機能の維持回復、日常生活の自立支援のため、理学療法、作業療法のリハビリテーションを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	49,700	50,310	51,070	56,220	61,464	68,424
実績量	51,956	53,845	50,484			

(単位 日/年)

短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	54,364	57,612	61,852	63,936	71,292	81,600
実績量	49,701	51,668	55,740			

(単位 日/年)

短期入所療養介護	要介護認定者が介護老人保健施設などに短期間入所し、看護及び医学的管理のもとで、介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	3,026	2,140	1,439	3,120	3,456	3,864
実績量	3,679	3,299	2,328			

(単位 人/年)

特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	5,160	5,388	5,568	4,944	5,028	5,112
実績量	4,994	4,968	4,848			

(単位 人/年)

福祉用具貸与	要介護認定者の日常生活上の便宜を図るため及び日常生活の自立を助けるための用具を貸与します。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	25,296	27,096	29,304	27,444	29,160	31,380
実績量	25,006	26,370	25,728			

(単位 人/年)

特定福祉用具販売	福祉用具で、入浴や排泄のための用具の販売について、購入費の一部を支給します。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	552	600	636	564	612	696
実績量	440	460	432			

イ) 地域密着型サービス

(単位 人/年)

定期巡回・随時対応型 訪問介護看護		要介護認定者宅の定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護認定者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	0	252	360	0	0	0
実績量	0	3	0			

(単位 人/年)

夜間対応型訪問介護		夜間において、定期的な巡回訪問や随時通報により介護福祉士等が訪問し、要介護認定者宅において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	60	0	0	84	108	168
実績量	108	90	48			

(単位 回/年)

地域密着型通所介護		要介護認定者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護を受けるとともに、レクリエーションや機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	0	84,660	94,013	162,216	168,516	177,600
実績量	0	79,557	156,816			

(単位 回/年)

認知症対応型通所介護		認知症の要介護認定者が特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに通い、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	7,644	7,202	6,800	876	876	960
実績量	4,355	921	996			

(単位 人/年)

小規模多機能型居宅介護		居宅の要介護認定者の心身の状況や置かれている環境等に応じ、居宅、通所または短期間の宿泊により、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,064	2,064	2,064	2,052	2,244	2,448
実績量	1,928	1,985	1,812			

(単位 人/年)

認知症対応型 共同生活介護		認知症の要介護認定者が共同生活を営む住居で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	2,136	2,340	2,328	2,136	2,352	2,352
実績量	2,217	2,101	2,028			

(単位 人/年)

地域密着型 特定施設入居者生活介護		有料老人ホーム等に入居している要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	348	348	348	360	360	360
実績量	338	343	384			

(単位 人/年)

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護		常に介護が必要であり、自宅で生活することが困難な要介護認定者で地域密着型介護老人福祉施設に入所している方に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。				
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	360	360	360	360	360	360
実績量	358	357	384			

(単位 人/年)

看護小規模多機能型居宅介護 (旧 複合型サービス)	要介護認定者に対して、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護を組み合わせ、一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	300	600	900	348	348	348
実績量	0	0	0			

## ウ) 住宅改修費

(単位 人/年)

住宅改修	要介護認定者が居宅で自立した生活を送ることができるように支援するため、必要となる住宅改修費の一部を支給します。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	372	396	420	348	384	432
実績量	360	395	348			

## エ) 居宅介護支援

(単位 人/年)

居宅介護支援	要介護認定者が居宅サービス等を適切に利用することができるよう、居宅介護支援事業者が本人の心身の状況や希望を踏まえて居宅サービス計画(ケアプラン)の作成業務や、サービスの実施状況の把握などの給付管理業務を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	36,612	37,824	39,252	41,832	44,232	47,340
実績量	36,749	39,084	39,600			

## オ) 施設サービス

(単位 人/年)

介護老人福祉施設サービス	特別養護老人ホームに入所する要介護認定者に対して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	7,452	8,532	8,532	8,364	8,364	8,364
実績量	7,391	7,644	8,184			

(単位 人/年)

介護老人保健施設 サービス	介護老人保健施設に入所する要介護認定者に対して、介護及び機能訓練 その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	5,052	5,052	5,952	5,196	5,196	5,196
実績量	4,959	5,059	5,244			

(単位 人/年)

介護療養型医療施設 サービス ※平成30年度より介護医療院へ移行	要介護認定者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで介護 その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行います。					
年度	27	28	29	30	31	32
計画量	576	576	576	444	444	444
実績量	359	363	456			

## (2) 介護保険施設等の整備

平成30年度から32年度までの介護保険施設等の整備目標を算定します

### 【施設・居住系サービスの整備目標】(高齢福祉介護課)

区分	項目	第6期計画実績	第7期計画整備目標		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護老人福祉施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所
	床数	790人	790人	790人	790人
介護老人保健施設	か所数	5か所	6か所	6か所	6か所
	床数	526人	626人	626人	626人
介護療養型医療施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	床数	56人	56人	56人	60人
介護専用型特定施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所
	床数	70人	70人	70人	70人
介護専用型以外の特定施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所
	床数	557人	557人	557人	557人

※平成30年度～32年度は、年度末か所数及び定員。29年度は、年度末見込み。

【地域密着型サービスの整備目標】（高齢福祉介護課）

要介護・要支援の認定を受けている市民が、状態が悪化してもできる限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、3つの日常生活圏域ごとに必要なサービスの整備を進めます。

区分	圏域	第6計画実績	第7計画整備目標			
		平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	0か所	1か所	1か所	1か所	
夜間対応型訪問介護	—	1か所	0か所	0か所	0か所	
地域密着型通所介護	第1生活圏域	7か所	—	—	—	
	第2生活圏域	21か所	—	—	—	
	第3生活圏域	13か所	—	—	—	
認知症対応型通所介護	第1生活圏域	1か所	—	—	—	
	第2生活圏域	0か所	—	—	—	
	第3生活圏域	0か所	—	—	—	
小規模多機能型居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2生活圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
	第3生活圏域	3か所	3か所	3か所	3か所	
認知症対応型共同生活介護	第1生活圏域	3か所	3か所	3か所	3か所	
		54人	54人	54人	54人	
	第2生活圏域	4か所	4か所	5か所	5か所	
		72人	72人	90人	90人	
	第3生活圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
63人		63人	63人	63人		
定員数合計	189人	189人	207人	207人		
地域密着型特定施設入居者生活介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	第3生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
看護小規模多機能型居宅介護	第1生活圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2生活圏域	0か所	0か所	1か所	1か所	
	第3生活圏域	0か所	1か所	1か所	1か所	

※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、指定事業所数を制限しないため第7期計画整備目標を設定しません。

※平成30年度～32年度は、年度末か所数及び定員。29年度は、年度末見込みを記載しています。

## 日常生活圏域

第1生活圏域	茅ヶ崎・元町・新栄町・本村・十間坂・萩園・平太夫新田・今宿・西久保・円蔵・矢畑・浜之郷・下町屋
第2生活圏域	中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平・南湖・共恵・中海岸・幸町・若松町・東海岸北・東海岸南・旭が丘・平和町・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・松が丘・出口町・ひばりが丘・美住町・常盤町・富士見町・緑が浜・汐見台・浜竹・松浪
第3生活圏域	行谷・芹沢・堤・下寺尾・香川・みずき・甘沼・松風台・鶴が台・赤羽根・高田・室田・松林・菱沼・小和田・赤松町・本宿町・代官町・小桜町

### 【居宅介護支援事業者の指定事務】（高齢福祉介護課）

平成30年4月から、居宅介護支援事業者の指定事務を行います。

### 【ケアセンター管理事業】（高齢福祉介護課）

介護を必要とする在宅の高齢者及びその家族の福祉の向上を図るため、ケアセンターを3か所開設し、指定管理者制度のもとデイサービス事業を行います。

## (3) 給付の適正化と人材育成

介護保険では、サービスを利用するために要介護等の認定を受け、居宅サービス計画等を作成するという手順があります。これらが適正に行われることがサービス利用の前提となります。介護保険給付が適正に行われるよう、要介護等の認定や居宅サービス計画の点検を実施します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業に新たに従事する方のための研修を実施します。

事業名	事業内容	評価の指標
要介護認定調査の適正化の推進 (高齢福祉介護課)	委託事業所等の認定調査員が、国の調査基準に沿った適正な要介護認定調査を実施できるよう、神奈川県主催の研修の受講調整を行います。 また、市主催による実務に即した研修会を実施するとともに、委託した認定調査票の提出の際にも適切な助言及び指導を積極的に行います。	神奈川県または茅ヶ崎市主催の研修会受講者数:100人 (28年度実績 89件)

事業名	事業内容	評価の指標
給付適正化の推進 (高齢福祉介護課)	居宅介護支援事業所のケアプラン点検や住宅改修等の点検、給付情報に基づく医療情報との突合・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化を図ります。	ケアプランの点検件数： 各年度15件 (28年度実績 18件)
介護保険事業者に対する人材育成 (高齢福祉介護課)	介護支援専門員をはじめとする介護保険事業者の質を向上させるために、介護予防・重度化防止等の取組に関する研修会を開催します。	研修会等の開催回数： 各年度2回 (28年度実績 2回)
介護予防・日常生活支援総合事業サービスA担い手研修の実施 (高齢福祉介護課)	介護予防・日常生活支援総合事業サービスAに従事する者に必要な基礎知識の理解及び支援技術を習得するために研修を実施します。	研修の開催回数： 各年度2回 (28年度実績 1回)
指定居宅介護支援事業者の指導・監督等 (高齢福祉介護課)	居宅介護支援事業者が質の高い運営を行うよう集団指導、実地指導及びケアプラン点検等を行います。また、必要に応じて監査を行います。	集団指導・実地指導の回数： 各年度3回  ケアプランの点検件数： 各年度15件 (28年度実績 18件) (「給付適正化の推進」と併せて実施)
指定地域密着型介護（予防）サービス事業者等及び介護予防・生活支援サービス事業者の指導・監督等 (高齢福祉介護課)	指定地域密着型介護サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者の適正なサービスの確保と質の向上を図るため、人員、設備及び運営に関する基準について、集団指導を通して制度の周知を徹底していきます。また、実地指導や利用者等から寄せられた意見等を踏まえ、必要に応じて監査を行います。	集団指導・実地指導の回数： 各年度10回 (28年度実績 11回)

## (4) 介護保険事業者への支援

改正の多い介護保険制度では、その内容を適時に事業者へ伝えることが重要です。介護保険に関する最新情報等に関して、随時ホームページに掲載するとともに、特に事業者に対して直接伝える必要があるものについて、茅ヶ崎市介護サービス事業者連絡協議会の定例会等の機会を利用して情報を提供します。

### 【事業者支援のための情報提供】（高齢福祉介護課）

介護保険に関する最新情報等に関して、随時ホームページに掲載するとともに、特に事業者に対して直接伝える必要があるものについて、茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の定例会等を利用して情報提供します。

### 【事故報告の徹底と再発防止のための指導】（高齢福祉介護課）

介護サービスの提供により発生した事故に関しては、随時報告させ、再発防止に関する取り組み状況をチェックし、不適切な場合は指導します。

## (5) 制度周知のための取り組み

身近に介護を必要とする人がいないと理解が進まないのが介護保険です。被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成します。また、文化生涯学習課の市民まなび講座に事業を登録し、講師として職員を派遣し市民の皆様への制度の周知を進めます。

加えて、介護に関する悩みや不安の軽減のために、介護保険制度や介護サービス利用に関する情報を提供します。また、介護サービスに関する苦情に対して、地域包括支援センターや介護保険事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会との連携をとりながら、解決を目指します。

### 【介護保険制度周知のためのパンフレット作成】（高齢福祉介護課）

被保険者の方々に制度の理解を深めてもらうため、介護保険制度を紹介したパンフレットを作成します。

### 【苦情相談に関する事務（苦情相談窓口）】（高齢福祉介護課）

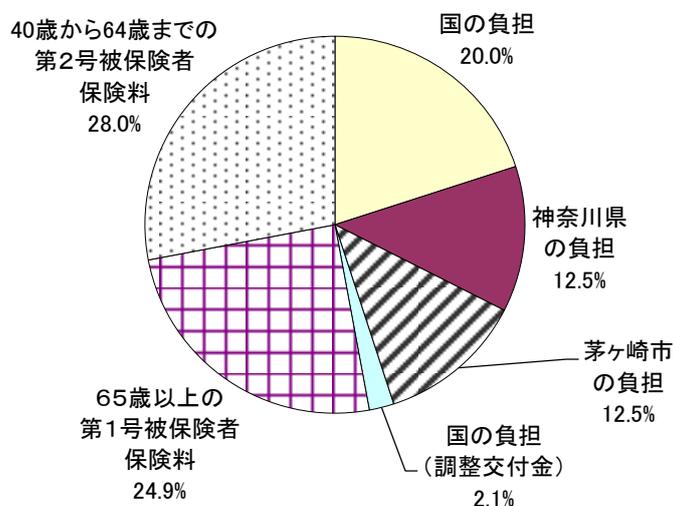
介護サービスに関する苦情に対して、地域包括支援センターや介護保険事業者、神奈川県国民健康保険団体連合会と連携をとりながら、解決を目指します。

## (6) 保険給付費と介護保険料

介護保険料は、介護保険給付量等の見込み、介護報酬の改定状況などに基づいて算定します。特に保険給付量は保険料の算定に大きく影響を与えますので、できるだけ直近の利用状況を見た上で分析する必要があります。また、介護報酬の改定内容は、確定していません。以上から、113ページと114ページは、参考として第6期計画書の内容を記載します。

介護保険給付の見込み量は、この章に記載のとおりですが、要支援、要介護の認定者数、介護保険の利用の実績などを基に推計しています。保険給付は、介護保険サービスの利用にあたり、介護保険事業者からの請求に基づいて給付費として介護サービスの対価として支払われます。保険給付費の財源は、保険料が50%（65歳以上の第1号被保険者が市へ納める保険料及び40歳以上65歳未満の第2号被保険者の方が加入する医療保険へ納める保険料）、国、神奈川県、茅ヶ崎市の負担が50%という割合を基本としています。この割合は、法令により定められています。これを図に表わすと、次のとおりとなります。

図28 介護（予防）給付費の財源構成（平成27年度～29年度）



(注) 施設サービスの場合、国の負担は15.0%、神奈川県の負担は17.5%になります。

調整交付金は、その総額を各市町村の保険給付費の総額の5.0%に相当する額とし、第1号被保険者の年齢各級別の分布の状況、所得の分布の状況を考慮して決定されます。茅ヶ崎市では、過去の交付金の交付状況から、その交付割合を2.1%と見込みました。5.0%との差の部分は、第1号被保険者の保険料を充てます。

介護が必要となる高齢者を広く社会全体で支えることを基本として介護保険制度が成り立っており、市では納入された保険料を介護保険の給付費支払いに充てます。なお、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、第1号被保険者とその方の属する世帯の市町村民税の課税状況により設定された所得段階区分に応じてご負担いただいています。

《第1号被保険者保険料の算出方法》

- ① 標準給付見込額と地域支援事業費から、第1号被保険者負担分を算出します。
- ② 調整交付金交付見込額、準備基金取崩額を差し引き、保険料収納必要額を算出します。
- ③ 保険料収納必要額を予定保険料収納率で割り、さらに所得段階を考慮して補正した被保険者数で割り、最後に12で割り10円未満の端数を調整して保険料基準月額を算出します。
- ④ ③の月額に12をかけて、年額を算出します。

第1号被保険者保険料の見込み

(単位 百万円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付見込額	居宅サービス給付費 A	5,874	5,549	5,953	17,376
	地域密着型サービス給付費 B	1,266	2,134	2,296	5,696
	住宅改修給付費 C	31	33	34	98
	居宅介護支援給付費 D	528	544	565	1,637
	施設サービス給付費 E	3,452	3,737	3,978	11,168
	介護予防サービス給付費 F	1,097	1,162	866	3,126
	地域密着型介護予防サービス給付費 G	10	14	17	41
	介護予防住宅改修給付費 H	31	35	40	106
	介護予防支援給付費 I	119	118	89	326
	総給付費① $J=A+B+C+D+E+F+G+H+I$	12,408	13,326	13,838	39,572
	一定以上所得者の利用者負担割合の見直しに伴う影響額 K	101	162	175	
	総給付費② $L=J-K$	12,308	13,164	13,663	39,135
	特定入所者介護サービス費給付額① M1	373	401	426	1,200
	特定入所者介護サービス費の見直し(配偶者の所得勘案)に伴う財政影響額 N	6	19	24	
	特定入所者介護サービス費給付額② $M2=M1-N$	367	382	401	1,151
	高額介護サービス費給付額 O1	210	225	234	668
	高額医療合算介護サービス費給付額 O2	37	40	42	119
	審査支払手数料 P	10	13	13	36
	標準給付費の見込額 $Q=L+M2+O1+O2+P$	12,932	13,825	14,352	41,109
地域支援事業	介護予防事業費 R	63	50	0	113
	包括的支援事業費(地域包括支援センター分)+任意事業費 S1	255	266	275	796
	包括的支援事業費(その他分) S2	5	27	27	60
	介護予防・日常生活支援総合事業費 T	0	0	446	446
	地域支援事業費 $U=R+S1+S2+T$	324	343	748	1,414
第1号被保険者保険料	標準給付費に対する第1号被保険者保険料負担分相当額及び調整交付金合計相当額 $V=Q \times 27\%$	3,492	3,733	3,875	11,099
	地域支援事業の第1号被保険者保険料負担分相当額 $W=U \times 22\%$ (平成29年度は $W=(S1+S2) \times 22\% + T \times 27\%$ )	71	75	187	333
	調整交付金の交付見込額 $X=Q \times X1$ (平成29年度は $X=(Q+T) \times X1$ )	272	290	311	873
	調整交付金の交付見込割合 X1	2.1%	2.1%	2.1%	
	準備基金取崩額 Y				600
	保険料収納必要額 $Z=V+W-X-Y$				9,960
	予定保険料収納率 a		98.5%		
所得段階別加入者割合補正後被保険者数 b	62,075	63,651	64,810	190,536	

(単位 円)

保険料額(月額) $c=Z \div a \div b \div 12$	4,420
保険料額(年額) $d=c \times 12$	53,040

※端数処理(四捨五入)のため、合計と内訳が一致しない場合があります。

## 第7章 進行管理

### 7-1 計画の推進体制

計画を推進するためには、行政、市民（高齢者）、市民活動団体（NPO）、事業者等の適切な役割分担と相互の連携による取り組みが必要です。それぞれがその立場に合わせて、それぞれの責任を果たしていくことで、高齢者ができるだけ健康で、自らの能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちつつ生活への意欲を高めていくことのできる地域づくりは実現されます。

高齢者を取り巻く地域・各種団体が高齢者を支える一方で、高齢者には、豊富な知識や技術によって、「まちづくり」を豊かに進めるための担い手としての活躍が期待されています。

行政はそれぞれの活動を支援するとともに、連携を強化することで、高齢者の暮らしを支援します。

なお、本市では、高齢者福祉や介護保険事業に対する幅広い意見を聴くため、公募市民、学識経験者、サービス事業者、医師会、歯科医師会、行政関係機関の代表者等で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や取り組み、計画を推進する上での課題等について審議していきます。

また、庁内においては、関係課の課長級職員で構成される「茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議」を設置し、全庁的にこの計画が推進されるよう、進捗状況や課題、取り組み方針等について協議していきます。



## 7-2 計画の進行管理

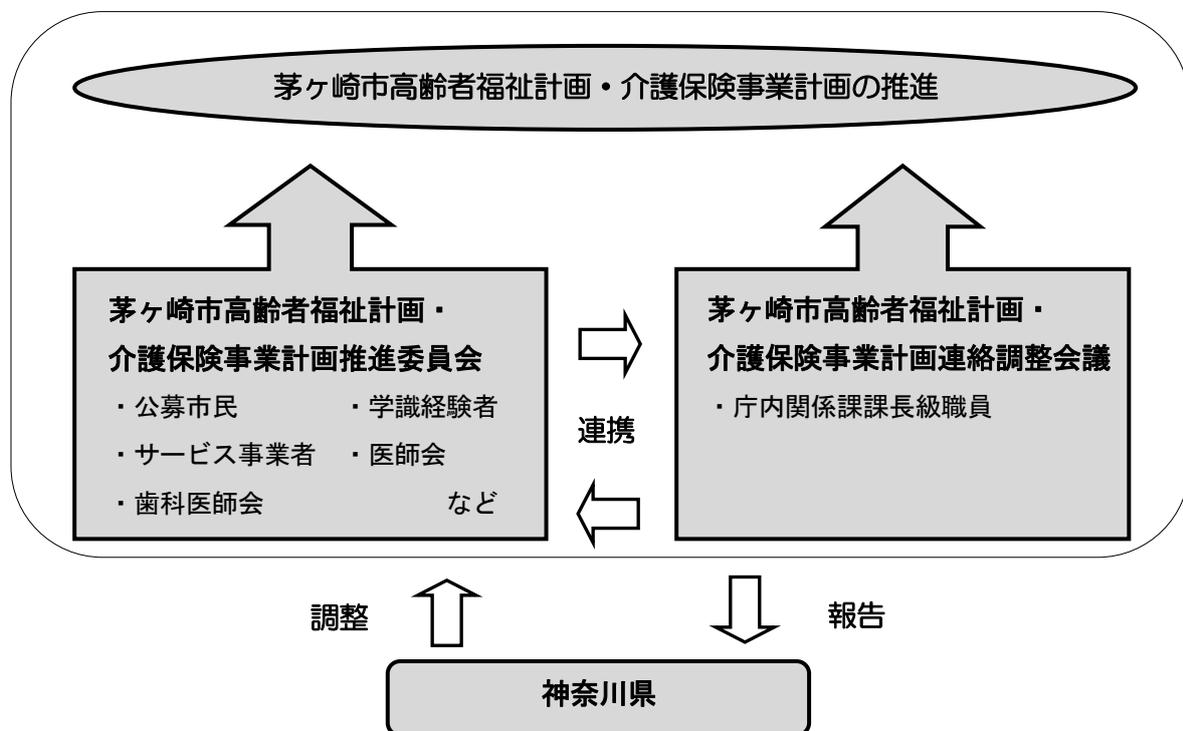
### (1) 個別事業の進行管理

個別事業については、第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の計画期間である平成30年度から32年度までの3年間の目標を設定しています。

年度ごとに進捗状況を管理し、その結果を茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議において協議します。

また、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会に報告し、意見を聴取するとともに、ホームページ等で公表します。

図29 計画の進行管理図



### (2) 計画全体の評価

関係各課が個別事業を適正に実施し、茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会や茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画連絡調整会議によって全ての事業を横断的に進行管理することにより、基本方針に基づく推進と、計画の実現に向けた取り組みが確認されます。

本市では、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者及び要支援・要介護認定者に対してアンケート調査を実施し、本市の高齢者福祉施策や介護保険事業に対する周知度や満足度を調査します。

調査結果を分析することで、各基本方針に対する課題を抽出し、計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。